



ESG・SDGs

素朴な疑問

Q & A



日本公認会計士協会近畿会
2022年3月

はじめに

2021年6月にコーポレートガバナンス・コードが改定され、サステナビリティを巡る課題への取組について適切に開示することを求めることが明記されました。さらに2022年の証券取引所の市場再編に伴い、プライム市場に上場する企業は、特に気候変動に掛かる情報についてTCFDまたは同等レベルの情報開示を求められたのです。コードはすべての上場企業に求められるものであることから、サステナビリティ情報の開示は、上場企業すべてが対応しなければならない状況となりました。グローバルに活動する規模の大きな企業では、昔からサステナビリティ報告書（環境報告書・CSR報告書等）を作成して、自主的に情報を開示し、近年はコードが求める中長期的な価値創造を開示する報告書として統合報告書の作成が増加しています。しかしながら、すべての上場企業が対応できていると言える状況にはなく、急遽サステナビリティ情報開示へ目を向けた企業も多く見られます。

このような状況下、企業の情報開示において大きな役割を担う公認会計士として、活動できる場所があると考えています。日本公認会計士協会近畿会では、2012年から『CPAのための環境・CSR 素朴な疑問Q&A』（改訂版2016年）を作成し公表してきました。今回はタイトルを『ESG・SDGs 素朴な疑問Q&A』と改題し、会計に携わるすべての方の最初の疑問に答える内容としました。3文字アルファベット略語の海で悩む方の初めの一步に、「これ何のこと？」がすぐわかるようQ&A式に簡潔にまとめていますので、お気軽に手に取っていただければ嬉しく思います。

「2050年カーボンニュートラル」を世界各国の政府が掲げている現代、企業の価値を判断するための情報は、財務情報と環境・社会・ガバナンスというサステナビリティ情報となるでしょう。特に環境と会計は強く結びつくことになると思われます。

環境会計という言葉が世に出てから30年、環境と会計がこれほど結びつくことを予想できた方はどれくらいいるのでしょうか？ 次の30年は2052年です。何が企業経営の課題となっているのでしょうか。このQ&Aに出ているテーマでしょうか。考えながら楽しんでいただければ幸いです。

2022年3月

日本公認会計士協会近畿会
経営委員会 CSR 専門委員会
専門委員長 梨岡英理子

執筆者：魚住隆太 川原尚子 孫入修一 濱田善彦（五十音順）
協力者：安井聖美（経営委員会委員長） 渡邊哲人 藤枝政雄

※本冊子は、地域会における研究成果を取りまとめたものであり、日本公認会計士協会としての公式見解ではなく、見解等に関する記述は著者の私見です。

I CSR

1.CSR の意義	Q.1	CSR の考え方	6
	Q.2	CSR とサステナビリティの違い	7
	Q.3	CSR と CSV	8
	Q.4	中小企業と CSR	9
<hr/>			
2.CSR に関連する枠組み	Q.5	ISO14001	10
	Q.6	GC (国連グローバル・コンパクト)	11
	Q.7	ISO26000	12
	Q.8	GRI スタンドード	13
	Q.9	マテリアリティ	14
	Q.10	トリプル・ボトム・ライン	15
	Q.11	経団連 企業行動憲章	16
<hr/>			
3.CSR と環境の課題	Q.12	環境問題	17
	Q.13	地球温暖化対策の必要性 (1)	18
	Q.14	地球温暖化対策の必要性 (2)	19
	Q.15	生物多様性	20
	Q.16	水問題 (総論)	21
	Q.17	水問題 (バーチャルウォーター)	22
<hr/>			
4.CSR と社会その他の課題	Q.18	社会的側面の課題	23
	Q.19	人権問題	24
	Q.20	サステナビリティ会計基準審議会の SASB スタンドード	25
	Q.21	環境効率	26
	Q.22	環境債務と炭素関連資産	27

Q.23	サステナビリティ会計	28
Q.24	環境ラベル	30

II SDGs

1.SDGs とは	Q.25	SDGs の背景	31
	Q.26	SDGs と評価	32
	Q.27	新型コロナウイルス感染症の影響	33
	Q.28	SDGs 情報の開示ルール	34

2. 経営への影響	Q.29	背景	35
	Q.30	経営への取り込み	36
	Q.31	ポスト SDGs	37
	Q.32	従業員への取り込み・浸透方法	38
	Q.33	SDGs と CSR	39
	Q.34	企業評価	40
	Q.35	SDGs ウォッシュ	41
	Q.36	CSR 調達・グリーン調達	42

3. 個別課題	Q.37	労働・雇用に関する取組	43
	Q.38	ダイバーシティ	44

III 非財務情報

1. 非財務情報の開示	Q.39	制度（現状）	45
	Q.40	制度（今後の動き）	46
	Q.41	有価証券報告書での開示	47
	Q.42	内容	48
	Q.43	第三者保証	49

2. CSR 報告書	Q.44	CSR 報告書の内容	50
	Q.45	違い	51
3. 統合報告	Q.46	内容	52
4. 価値創造	Q.47	統合思考	53
5. 気候変動	Q.48	CDP	54
	Q.49	TCFD	55

IV ESG 投資

1. ESG 投資	Q.50	定義	58
	Q.51	投資行動	59
	Q.52	SDGs との関係	60
	Q.53	企業への影響	61
2. 投資原則等	Q.54	21世紀金融行動原則	62
	Q.55	PRI	63
	Q.56	グリーン投資	64
	Q.57	環境金融	65
	Q.58	グリーンボンド	66
	Q.59	ルール	67
3. 投資機関	Q.60	ESG 投資規模	68
	Q.61	ESG 投資機関	69
	Q.62	ユニバーサルオーナー	70
	Q.63	ダイベストメント	71
	Q.64	インデックス	72

Q.65	グリーン・ファイナンス	73
------	-------------	----

4. その他

Q.66	スチュワードシップ・コード	74
Q.67	コーポレートガバナンス・コード	75
Q.68	ESG 情報開示制度	76
Q.69	ESG 投資家向けの IR 戦略	77
Q.70	社会的インパクト投資	78

用語集

用語 1	欧州グリーン・ディール	80
用語 2	拡大生産者責任	81
用語 3	価値協創ガイダンス	82
用語 4	グリーン・ウォッシュ	83
用語 5	コーズリレーテッドマーケティング	84
用語 6	サーキュラー・エコノミー	85
用語 7	サステナビリティ・トランスフォーメーション	86
用語 8	タクソノミー	87
用語 9	トランジション・ファイナンス	88
用語 10	予防原則	89
用語 11	座礁資産	89
用語 12	GHG、GHG プロトコル、スコープ 1, 2, 3	90
用語 13	SBT	91
用語 14	RE100	92
用語 15	ステークホルダー・エンゲージメント	93

コラム

01	環境会計の歴史と現状	94
02	マテリアリティの変遷	96

Q. 1 CSRとは何でしょうか？ 企業が取り組まなければならない背景やメリット、得られる効果を教えてください。

A. 1 CSRは「企業の社会的責任」と一般に訳され、企業が社会的な存在として、事業活動の中に社会的公正性や環境配慮等を織り込むことをいいます。また、CSRに取り組むことにより、中長期的な企業価値の向上が期待されます。

解説

CSR (Corporate Social Responsibility) は「企業の社会的責任」と一般に訳されますが、明確に定められた唯一の定義はありません。

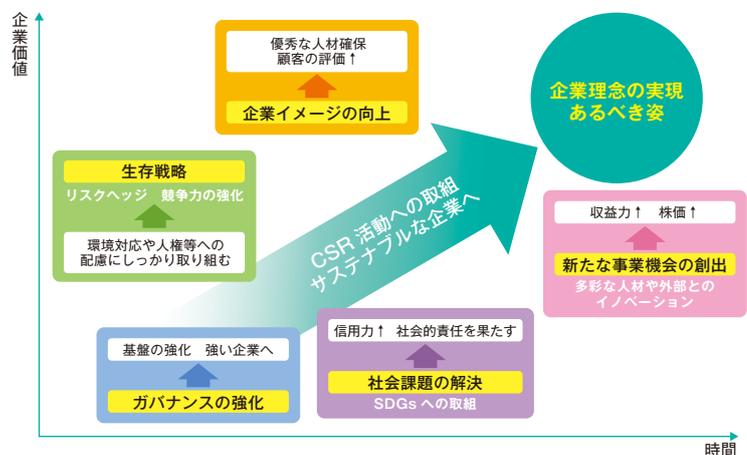
例えば、「CSR マネジメント及び情報開示並びに保証業務の基本的考え方について（日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第26号）（JICPA、2005）」では、「企業が自らと社会の持続可能な発展のために、ステークホルダーとの対話を通じて自主性を基調とした責任ある行動を起こすこと。」と整理しています。また、「社会的責任（持続可能な環境と経済）に関する研究会報告書（環境省、2005）」によると、CSRとは「各主体に及ぼす影響を把握し、これを考慮に入れる企業行動を指し、具体的にはその活動によって影響を受ける各主体とのコミュニケーションに重点がおかれる」と解釈されるとされています。

このようにCSRの定義は様々で特に定まったものではありませんが、社会の変化に伴い企業に求められる社会的責任の内容が変化する場合があります。現在社会においては、一般に、企業がその社会的責任として、気候変動や廃棄物、生物多様性などの環境的側面の課題（Q15参照）、人権や労働慣行、消費者課題、地域社会との共生などの社会的側面の課題（Q7参照）などに取り組んでいくことが企業のCSR活動と言えると考えられます。

また、CSRに類似した概念として、サステナビリティ（Q2参照）、ESG（Q50参照）、トリプル・ボトム・ライン（Q10参照）などがありますが、これらはCSRの概念とおおむね密接に関係したものです。

CSRの取組が広まった背景としては、気候変動（Q13参照）や生物多様性といった環境問題や児童労働問題などの社会問題の深刻化・グローバル化の流れや、企業の不祥事の増加による企業への信頼の低下などを背景として、競争に勝ち抜くためには、CSRへの取組を避けて通れない（取り組まないことによるデメリットが大きくなった）と考えられるようになったためと考えられます。

このようにCSRに取り組むことによって、企業イメージやブランド価値の向上（レピュテーションリスクの軽減）、従業員のロイヤリティ向上、コンプライアンス体制の強化などの効果が期待でき、ひいては中長期的な企業価値の向上につながると考えられます（Q4参照）。



Q. 2 CSRとサステナビリティはよく一緒に使われますがどう違いますか。

A. 2 両者は広い意味では同じような概念ですが、サステナビリティは人や組織（企業等）の行動の結果として持続可能な組織（企業等）や社会を実現することと一般的に表現されています。

解説

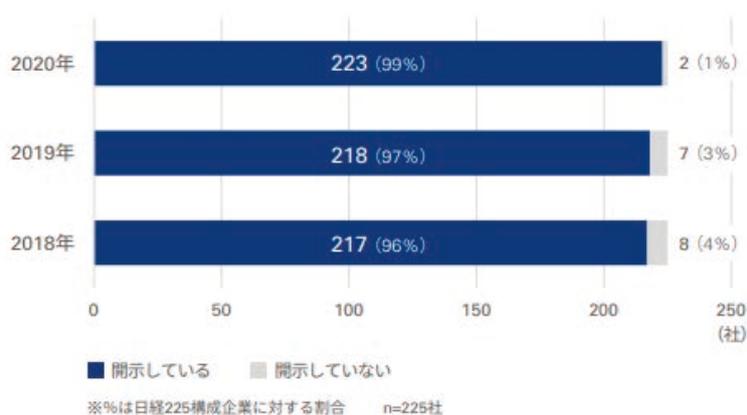
サステナビリティ（Sustainability）とは、「持続可能性」と訳され、様々な定義があります。一般に、1987年の環境と開発に関する国際会議のブルントラント報告書では「持続可能な発展」は「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在世代のニーズを満たすような発展」と定義されています。

また、「サステナビリティ情報保証業務に関する論点整理（監査・保証実務委員会研究報告第22号）」（JICPA、2010）では、サステナビリティを「持続可能な発展の目標に向けた、あるいは持続可能な社会の実現に向けた、企業等の組織の環境的側面・経済的側面・社会的側面の対応」と表現しています。

すなわち、CSR（Q1参照）は企業が果たすべき責任、すなわち、企業の行動そのものであり、その中には企業の利益につながる活動もありますが、必ずしもそうでない社会貢献活動も含まれることも多くあります。一方、サステナビリティは、企業の行動の結果として、企業や社会が持続可能なものとなることを意味し、社会・環境への価値提供は将来的な企業の利益になるという考えに基づくものと一般には解釈されます。

このように違いはありますが、明確な定義があるわけではありませので、企業が発行する非財務報告に関する報告書でも「CSR報告書」という名称や「サステナビリティ報告書」という名称が、その企業の選択により使用されています。ただ、内容として個別の企業活動による違いはありますが、報告書のタイトルによる明確な違いはないように考えられます。

<サステナビリティ情報を開示している企業（日経225構成企業）>



出典：日本におけるサステナビリティ報告2020（KPMG）¹

¹ <https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/jp/pdf/2021/jp-sustainability-report-survey-2020.pdf>
（2022年2月22日アクセス）

Q. 3 CSRに似た言葉にCSVがありますがどう違いますか？

A. 3

CSVとは、Creating Shared Value（共有価値の創造）の略で、経済的価値と社会的価値を同時に実現するための戦略の考え方です。

CSVの考え方を提唱したポーター教授は、CSRとCSVは別のもので紹介しましたが、自社の事業で社会的課題を解決し持続可能な社会に貢献することによって自社の持続的成長を達成することもCSRに含まれると考える場合は、CSVはCSRの一部と考えることができます。

解説

CSVは、2011年にハーバードビジネススクールのマイケル・E・ポーター教授らが「Creating Shared Value」という論文で発表した概念で、社会的課題の解決と競争力向上を同時に実現する事業を創出するという事業と社会の結びつきを重視した戦略の考え方です。下記のようにCSRとの対比でCSVを提唱していることから、CSRに変わる新しい概念と考えられている面があります。

<マイケル・E・ポーター教授らのCSRとCSVの相違点>

CSR

- 価値は「善行」
- シチズンシップ、フィランソロピー、持続可能性
- 任意あるいは外圧によって
- 利益の最大化とは別物
- テーマは外部の報告書や個人の嗜好によって決まる
- 企業業績やCSR予算の制限を受ける
- たとえば、フェア・トレードで購入する

CSV

- 価値はコストと比較した経済的便益と社会的便益
- 企業と地域社会が共同で価値を創出
- 競争に不可欠
- 利益の最大化に不可欠
- テーマは企業ごとに異なり、内発的である
- 企業の予算全体を再編成する
- たとえば、調達方法を変えることで品質と収穫量を向上させる

出典：Porter, M.E. and Kramer, M.R.「価値創造」ハーバードビジネスレビュー2011年6月号より翻訳²

ISO26000（Q7参照）によれば、社会的責任の目的は、持続可能な発展に貢献することとされており、自社の事業で社会的課題を解決し持続可能な社会に貢献することによって自社の持続的成長を達成することは、CSRの本来の意味からするとCSRに含まれると考えることができます。

CSRの範囲をどう捉えるかによって、CSVとCSRの関係性の見方が変わりますが、広く捉えた場合、CSVは事業等で社会課題解決に貢献し、自社も持続的に成長する「攻めのCSR」とほぼ同義と捉えることができます。

企業でもサステナビリティ報告書などで自社の考えるCSVについて報告する事例が見られるようになってきています。

² Harvard Business Review ウェブサイト <https://www.dhbr.net/articles/-/178>

Q. 4 中小企業が CSR に取り組むメリットはありますか？ 人材も資金も限られている中でどのような CSR の取組をすればよいですか？

A. 4 CSR に取り組むことにより、中長期的にはその企業の価値を向上させることができると考えられます。人的資源が限られている中小企業が CSR に取り組むためには、優先課題を明確にすることが重要です。

解説

CSR に取り組むことにより、次のとおり、企業イメージやブランド価値の向上、従業員のロイヤリティの向上、コンプライアンス体制の強化などを通じ、中長期的には企業価値を向上させることができると考えられています。直接の短期的な「株価」につながるというよりも中長期な企業価値向上につながることは中小企業にとってもメリットがあると考えられます。

< CSR に取り組むことによる一般的な効果・メリット >

1 企業イメージやブランド価値の向上	CSR に積極的に取り組み、ステークホルダーとの信頼関係を構築することにより、企業のイメージやブランド価値を向上させ、売上高の増加などの経営的な効果をもたらすことができます。
2 従業員のロイヤリティ向上	社会のニーズや期待に応える CSR 経営を明確に打ち出すことにより、経営者にとってはビジョンが明確になり、従業員にとっては士気やロイヤリティを高めることにつながります。
3 コンプライアンス体制の強化	企業が社会的責任を果たすためには、ガバナンス体制を強化し、厳正な法令遵守が求められます。企業が CSR 活動を行うことにより、コンプライアンス体制も強化されることとなります。
4 信用力の向上	企業が社会的責任を果たすことにより、企業としての信用力も向上し、財務基盤が強化されるなどの効果が期待できます。

人的資源も限られている中小企業が CSR に取り組むための具体的な方法としては、適切に優先課題を定め、それに対して経営資源を集中する必要があると考えられます。

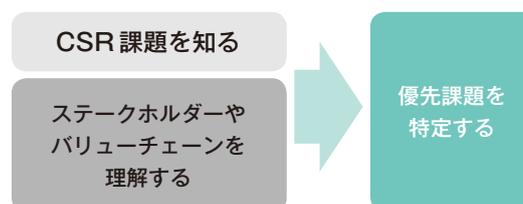
そのため、まずは CSR について、どのような課題（二酸化炭素の排出削減や廃棄物の削減などの環境課題、ジェンダーギャップ（Q38参照）や労働慣行などの社会課題）があるかを理解し、その企業を取り巻くステークホルダーやバリューチェーンを明確化した上で、例えば次の観点で重要な課題を識別し、それに対して具体的に活動を行うことが効率的で有効な方法と考えられます。

例 1：ステークホルダーに対する潜在的又は顕在化された影響の有無を確認する。

例 2：ISO26000の七つの中核主題（Q 7 参照）について、重要なリスクや課題の有無を確認する。

例 3：コンプライアンスや国際的な行動規範との整合性を考慮する。

例 4：社会や環境に関する市場や世間のトレンドが与える潜在的なリスクと機会を検討する。



Q. 5 ISO14001とは何ですか？ CSR とどのような関係があるのでしょうか？

A. 5 ISO14001とは、環境マネジメントシステムに関する国際的な標準規格のことを言います。ISO14001の認証取得は審査登録機関の審査を受けます。企業イメージの向上や、取引先からの要請等を目的として認証取得される場合があります。

解説

ISO14001は環境マネジメントシステムに関わる国際規格であり、1996年に発行され、2015年9月に改訂が行われました。内容は、規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれています。ISO14001の基本的な構造は、(1)方針・計画(Plan)、(2)実施(Do)、(3)点検(Check)、(4)是正・見直し(Act)というプロセス(いわゆるPDCAサイクル)を繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくというものです。

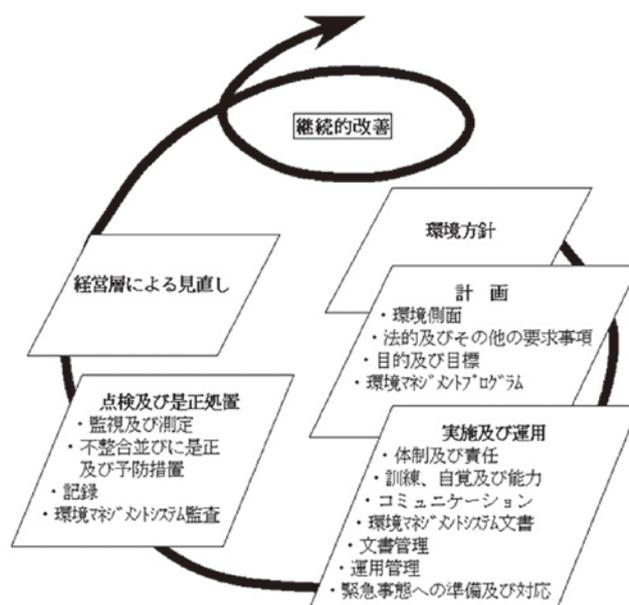
また、方針の策定などに組織の最高経営層の責任ある関与を求めており、トップダウン型の管理を想定していることもこの規格の特徴と言えます。

取得・更新の流れとしては、審査登録を受ける組織の業種にあった力量をもつ審査登録機関を選び、審査を受け、審査に合格すれば登録されます。

また、取得後も継続的に継続維持審査を受ける必要があります。認証取得後、半年～1年毎に定期審査、3年毎に更新審査を繰り返して受けなければなりません。我が国では14,653の組織が取得しており、国際的にも日本の組織の取得が多くなっています(公益財団法人日本適合性認定協会ウェブサイト 2021年9月29日現在)。

このようにISO14001は環境マネジメントシステムに係る規格ですので、これに対応するということはCSRの一側面である環境的側面に対応する有効な手法の一つと言えます。

また、SDGs(Q25参照)の「目標3 健康と福祉」を含めSDGsにも関係するものと言えます。



ISO14001環境マネジメントシステムのモデル

出典：環境省ウェブサイト³

3 すべての人に健康と福祉を



[目標3.] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

³ <https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html> (2021年9月29日アクセス)

Q. 6

クライアントが国連グローバル・コンパクト（UNGC）に参加していると聞きましたが、これは何でしょうか？ 参加するには何が必要でしょうか？

A. 6

国連グローバル・コンパクト（UNGC）は、国連と民間（企業・団体）が手を結び、健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティイニシアティブであり、UNGCに署名する企業は「人権」「労働基準」「環境」「腐敗防止」の各分野に関する10の国際行動原則に賛同が必要ですが、規制ではなく、企業トップ自らのコミットメントによる自発的な取組です。

解説

国連グローバル・コンパクト（United Nations Global Compact: UNGC）は、各企業が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取組であり、1999年の世界経済フォーラムにおいて、当時の国連事務総長であったコフィー・アナン氏によって企業に対して提唱されたものです。

なお、GC-JNに参加するには、活動費として、企業であれば1口5万円／年（大企業は2口以上）の年会費が必要となり、GCは自発的なイニシアティブですのでその他の金銭的な義務は生じませんが、署名企業は次のことが求められます。

- ① Communication on Progress (COP：コミュニケーション・オン・プログレス) の提出【義務】
- ② UNGC10原則と国連ミレニアム開発目標の実現を目指した活動を進めること【奨励】
- ③ UNGCに署名していることや、GC10原則を積極的にPRすること【奨励】

また、GC署名企業としてのトップパフォーマンスを見せ、サステナブルなガバナンス体系やマネジメントを採用している企業のCOPは、GC Advanced Criteria (GCアドバンスト基準) を満たすことにより、最高レベルのCOP (Advanced COP) と評価されます。

グローバル・コンパクトの10原則

	人権	原則1： <u>人権擁護の支持と尊重</u> 原則2： <u>人権侵害への非加担</u>
	労働基準	原則3： <u>組合結成と団体交渉権の実効化</u> 原則4： <u>強制労働の排除</u> 原則5： <u>児童労働の実効的な排除</u> 原則6： <u>雇用と職業の差別撤廃</u>
	環境	原則7： <u>環境問題の予防的アプローチ</u> 原則8： <u>環境に対する責任のイニシアティブ</u> 原則9： <u>環境にやさしい技術の開発と普及</u>
	腐敗防止	原則10： <u>強要・賄賂等の腐敗防止の取組み</u>

参考：グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局

Q. 7 社会的責任の規格「ISO26000」とは何ですか？ CSRとどのような関係がありますか？

A. 7 ISO26000とは、国際標準化機構（ISO）によって2010年11月に発行された「組織の社会的責任に関する手引」を提供する国際規格です。組織の社会的責任の取組に関する手引で、認証取得のための規格ではありません。

解説

ISO26000は、「社会的責任の理解」、「社会的責任の原則」、「社会的責任の認識及びステークホルダーエンゲージメント」、「社会的責任の中核主題に関する手引」、「組織全体に社会的責任を統合するための手引」などから構成され、ISO14001（Q 5 参照）のように第三者の審査を受けて認証を取得するものではなく、組織の社会的責任に関する取組のための手引（ガイダンス）の位置付けです。

内容としては、社会的責任の原則として、「説明責任」、「透明性」、「倫理的な行動」、「ステークホルダーの利害の尊重」、「法の支配の尊重」、「国際行動規範の尊重」、「人権の尊重」について説明し、社会的責任の中核主題として、「組織統治」、「人権」、「労働慣行」、「環境」、「公正な事業慣行」、「消費者課題」、「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」の七つを示した上で、各中核主題に対する複数の課題について、「課題の説明」や「関連する行動及び期待」などが解説されています。

すなわち、CSRのうち、社会的側面に関連する規格ということができます。

<社会的責任の七つの中核主題>



参考：「日本語訳 ISO26000:2010 社会的責任に関する手引」（日本規格協会）

また、組織全体に社会的責任を統合するための手引をみれば、社会的責任をどのように組織活動に統合していくかの具体的な手法が示されているため、CSR実務を効果的に推進することができます。

ISO26000は、グローバルに広がるステークホルダーとの社会的責任に関する認識の共有に役立つものとして、企業ガバナンスの観点からも、今後、企業等で活用が進むものと考えられます。

なお、ISO9001（品質マネジメントシステム国際規格）及びISO14001（環境マネジメントシステム国際規格）は、規格の要求事項に従ってマネジメントシステムを構築・運用し、第三者機関の審査を受けることにより、認証を取得することができますが、上述のとおり、ISO26000は、組織の社会的責任に関する取組のための手引であり、ISO9001や14001のように第三者認証を受けることを意図した規格ではありません。

Q. 8

GRI（グローバルレポーティングイニシアティブ）スタンダードとは何ですか。強制力のある基準ですか？ CSRとどのような関係がありますか？

A. 8

GRIスタンダードは、強制力はありませんが、世界で最も広く採用されている非財務報告の枠組みとことができ、CSR情報の開示基準としても利用できます。

解説

GRI (Global Reporting Initiative) は、1997年に米国ボストンで設立された国際的な非営利団体であり、世界7か国に拠点（本拠地：アムステルダム（オランダ））をもっています。設立には国連環境計画（UNEP）も関与しており、当初の目的は、責任ある環境行動原則への企業の遵守に対する説明責任メカニズムを作成することでしたが、その後、社会、経済及びガバナンスの課題にも範囲を拡大しています。

GRIは2016年に従来のGRIガイドラインに代わるGRIスタンダードを公表しました。GRIスタンダードは、報告主体が経済、環境、社会に与えるインパクト（プラスとマイナスのインパクト、外部に与えるインパクトと外部から受けるインパクトの両面を含む）を報告し、持続可能な発展への貢献を説明するためのフレームワークを提供しています。

GRIスタンダードは、以下のとおり「共通スタンダード（101、102、103）」と「項目別スタンダード（200、300、400シリーズ）」から構成されています。

「101：基礎」GRIスタンダードの使用方法的説明

「102：一般開示事項」報告組織の背景情報に関する開示事項

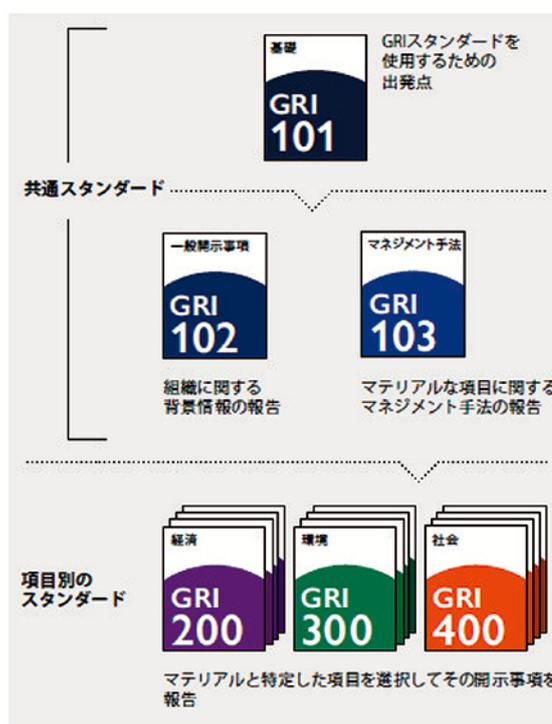
「103：マネジメント手法」マテリアルな項目に関する組織のマネジメント手法等の報告の指針

「200、300、400シリーズ」経済、環境、社会についての組織のインパクトに関する開示事項

三つの共通スタンダードは、事業会社だけでなくサステナビリティ報告書などを作成するすべての組織に適用できます。また、組織が自己にとってマテリアルな項目（Q9参照）について報告を行うため、項目別スタンダードの中から該当するものを選択することとなります。

GRIスタンダード自体は強制力のある規準というわけではありませんが、非財務情報の開示の重要性は高まっており、非財務情報についても財務情報と同様に公正で標準的な基準に沿って開示を行うことが求められています。その意味で、GRIスタンダードは世界で最も広く採用されている非財務報告の枠組みとすることができます。

CSRとの関係でいえば、上記のとおり、環境情報・社会情報を取り扱いますので、CSR情報の開示基準というイメージと理解すればよいでしょう。



Q. 9 GRIのマテリアリティというのはどのような考え方ですか。

A. 9 マテリアリティとは、企業の個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性を言い、開示項目の決定に利用されます。

解説

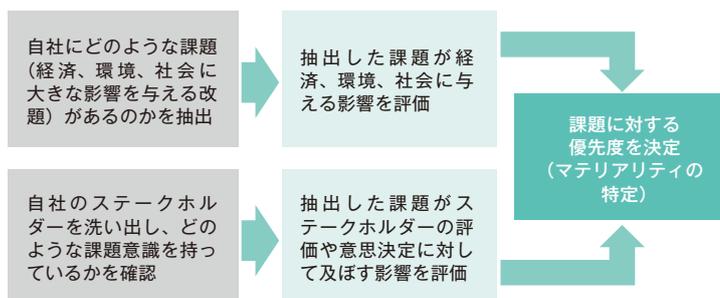
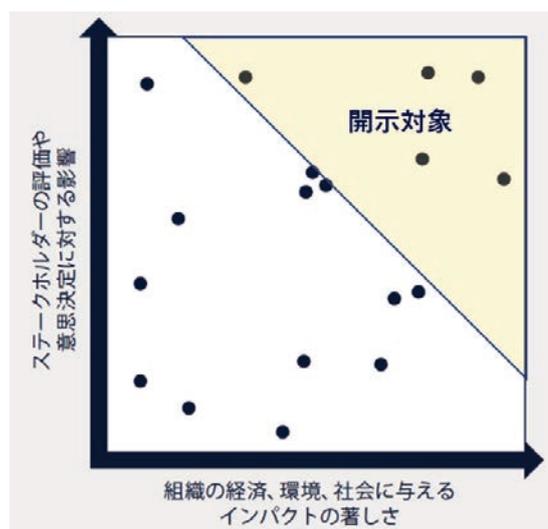
マテリアリティとは直訳すれば「重要性」ですが、CSR等の開示項目を決定するための概念となります。すなわち、マテリアリティとは「自社に関わる重要課題」のことであり、企業が行うCSR活動等について優先順位をつけ「企業としてそれぞれの課題をどの程度重要と認識しているか」を分かりやすく示すものです。

GRIスタンダード（Q8参照）でも従来のGRIの考え方と同様にマテリアリティは企業自らが特定すべきものになっていますが、特定にあたって、マテリアリティの特定の原則や、そのアプローチについて詳細な説明がなされ、マテリアリティの評価軸について明確化がなされました。

具体的には、「組織が経済、環境、社会に与えるインパクト」、「ステークホルダーの評価や意思決定に対する実質的に影響」⁴を考慮して選定することとなります。

このマテリアリティを選定する評価軸として、財務的なものと環境・社会的なもの二つの側面から検討する方法を「ダブルマテリアリティ」といい、上述のGRI等が採用する手法となります。一方、財務的なもののみを重視する考え方は「シングルマテリアリティ」と呼ばれ、TCFD（Q49参照）などの考え方のベースとなっています。このダブルマテリアリティとシングルマテリアリティは、少なくとも現時点ではどちらが正しいというものではないと考えられます。例えば、上記のGRIのほかEUで開発中の非財務情報開示指令（CSRD）はダブルマテリアリティを指向し、IFRS財団が策定しようとしているサステナビリティ報告基準（ISSB）⁵はSASB（Q20参照）のようにシングルマテリアリティを基本とする方向のようです。

ダブルマテリアリティの場合のマテリアリティの特定にあたっては、おおよそ右の図のようなプロセスになると想定されます。



⁴ GRIスタンダード（日本語版）開示事項103-1

⁵ https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/5-99-0-2-20211104.pdf (2021年12月13日アクセス)

Q.10 トリプル・ボトム・ラインとは何ですか？ CSRとどのような関係がありますか？

A.10 CSRは企業の取組であり、トリプル・ボトム・ラインは、経済的、社会的、環境的側面を統合して企業を評価する考え方であり、評価する側からの概念となります。

解説

トリプル・ボトム・ラインとは、企業活動を経済的側面（財務指標）のみで評価するのではなく、社会的側面及び環境的側面からも評価しようとする考え方を言います。1997年にイギリスのサステナビリティ社のジョン・エルキントン氏により提唱され、企業を決算書の最終行（ボトムライン＝利益）で評価するのに加えて、社会的側面、環境的側面の3つの側面を統合して評価すべきであるという意味がその語源となっています。

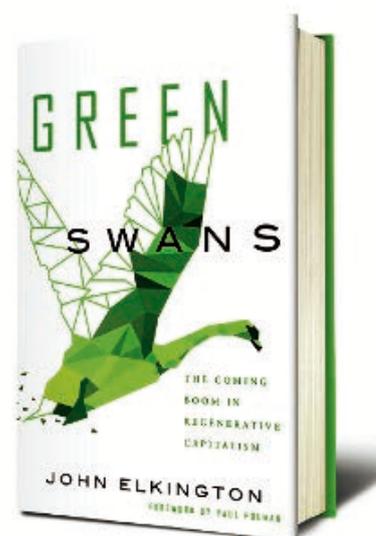
この考えはGRIスタンダード（Q8参照）の考え方の基本となっており、企業が経済的側面のみならず、社会的側面及び環境的側面に対しても配慮することは、すなわちCSR活動と言えます。

<概念図>



しかしながら、エルキントン氏は、著書「グリーンズワン—再生型資本主義の到来（2020年4月）」の中で、トリプル・ボトム・ラインを考え直す時期だとし、それに替わる新たな経済秩序を提唱する必要性を指摘しています。

「グリーンズワン」とは、「ブラックスワン（従来の知識では予想できないが起きた時のマーケットへの衝撃が大きい事象）」をもじったもので、気候変動によりこれまでの経験やデータからは予測できないような金融危機が起こるリスクを意味し、今後、経済システムを修復型資本主義に変革し、レジリエンス（強靱性、回復力）を補完する重要性を説いていることから、今後は企業の評価尺度にレジリエンスが追加されることになるかもしれません。



Q.11 経団連が策定している「企業行動憲章」はCSRやSDGsと何か関連はありますか？
また、他の経済団体からのCSRに関連する公表物がありますか？

A.11 経団連の「企業行動憲章」はCSRやSDGsへの取組を推進するにあたって参考となります。

解説

日本経済団体連合会（経団連）は、民間主導で自立型の活力ある豊かな経済社会を実現するためには、企業や個人が高い倫理観をもつとともに、法令遵守を超えた自らの社会的責任を認識し、さまざまな課題の解決に積極的に取り組んでいくことが必要との認識で、1991年に「企業行動憲章」を制定し、その後経済社会の変化を踏まえて数回の見直しを実施しています。

具体的には、2010年9月にCSRの動向の変化を踏まえ、また、2017年11月には、SDGsの達成を柱として企業行動憲章の改訂がなされました。

最新の企業行動憲章には、以下のような記述（一部抜粋加工）があり、CSRやSDGsに関する取組を進めるに当たってのヒントとなります。

- 第1条** イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。(SDGs 9)
- 第2条** 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
- 第3条** 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。
- 第4条** すべての人々の人権を尊重する経営を行う。(SDGs10)
- 第6条** 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。(SDGs 8)
- 第7条** 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。
- 第8条** 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
- 第9条** 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。(SDGs16)
- 第10条** 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。(SDGs17)

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



8 働きがいも経済成長も



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリシップで目標を達成しよう



なお、経団連以外でも、例えば経済同友会は2014年5月に「日本企業のCSR-自己評価レポート2014」を公表しており、環境省や経済産業省などの関係省庁も様々な報告書を公表しています。

Q.12 環境問題という言葉を使いますが、そもそも環境問題とはどのようなものなのでしょうか？

A.12 環境問題の具体的な定義はありませんが、一般的には「人類を含む生物（地球そのものを含む）にとって悪影響を与える事象」であり地球規模のものから地域レベルのものまで様々なものがあります。

解説

1. 地域の広がりによる分類

環境問題には、地球温暖化問題やオゾン層の破壊、砂漠化、海洋汚染、酸性雨などのように地球規模なものや広域的なものから騒音問題や地盤沈下、土壤汚染のような局地的ないわゆる公害問題のようなものまで様々なものがあります。なお、環境基本法では七つの公害（①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭）が列挙されています。これらは典型7公害と呼ばれ、この基本法に基づきそれぞれの個別法が制定され対策が行われてきましたが、現在は、気候変動や海洋汚染のような地球規模の課題や廃棄物問題など生活様式の変化に伴う問題がクローズアップされることが多いように思います。

2. 影響が及ぶ期間

騒音問題や悪臭問題、不法投棄問題のように発生源を除去すれば即時に治癒されるものから、地球温暖化問題やサンゴ礁の破壊、地盤沈下のようにその原因となる発生源を抑制してもその影響が長期間継続するものや不可逆的なものもあります。

3. 環境問題の原因

環境問題の直接的な原因としては、工場で利用される化学物質や排出ガスに含まれる有害物質、人間の生活活動に伴って発生する自動車の排出ガス、二酸化炭素や廃棄物など、様々な原因があり、東日本大震災で問題となっている放射能も土壌汚染などの原因となるものといえます。

本質的には、これらは人類の生活様式が変化し、工業や農業を中心に人間の経済活動が国境を超えて急速に拡大したことや、人口増により資源の消費量や消費に伴う廃棄物や地球温暖化物質などの排出量が増加したことが原因です。

環境保全のためには一人一人の環境に対する意識が大切なものとなります。

<令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書>



Q.13 気候変動問題とはどのような問題ですか？ この問題への対応が求められる背景にはどのようなものがありますか？ 気候変動と感染症は関係しますか？

A.13

気候変動問題とは、人類が化石燃料を使用して排出する二酸化炭素が大気中に増加することにより、気温上昇が起これ、このまま二酸化炭素の排出を続ければ、平均気温の上昇、海面水位の上昇、水害や大雨災害の増加、農作物の収穫量や品質の低下等が考えられることです。

この問題への背景としては、これから発展しよう（＝二酸化炭素の排出が必要）とする途上国と先進国との間での削減目標に対する考え方や途上国での削減への先進国からの援助という経済的対立もあります。感染症に関しては、それを媒介する小動物・昆虫等の生育圏が気候変動により変化しますので、感染症が新たな地域で蔓延する可能性もありますが、その国の防疫システムとも関係してきます。

解説

1970年代になって、科学の進歩に伴い、地球の大気のしくみについて理解が進み、地球温暖化が深刻な問題として、科学者の間でも注目されるようになりました。1988年には、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって、地球温暖化に関する科学的側面をテーマとした政府間の検討の場として「気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC）」が設立され、これまでに5回発表された報告書では、世界の国の政策や世論に大きな影響を与え、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）において、もっとも信頼できる最新の科学的・技術的知見を提供し続けています。

温室効果ガス（Greenhouse Gas: GHG）には二酸化炭素（CO₂）の他にもいろいろあり、京都議定書では、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種類、2013年からは三フッ化窒素（NF₃）を追加した7種類を削減すべき温室効果ガスと定義しています。

具体的な地球温暖化対策の検討は、毎年開催される国連気候変動枠組み条約締約国会議（United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC）であり、直近の開催は2021年10月から11月にイギリスのグラスゴーで開催され、第26回であることよりCOP26と呼ばれています。COP26⁶では、合意文書について石炭火力の段階的廃止、並びに先進国から途上国への資金支援については2020年までに年1,000億ドルを実現するとの約束が守られなかったことに「深い遺憾」を表明しています。石炭火力の段階的廃止については、資源国が反発しており、また、途上国への資金援助については、約束が守られていないことに途上国側は不満を募らせています。さらに気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、気温上昇を1.5℃に抑えるには、2030年時点で2010年比45%減が必要ですが、気候変動枠組み条約事務局によると、現状の取組では13.7%増えるとしており、さらに削減目標の上積みを今後1年で要請することにしています。

IPCCの第5次評価報告書で、「気候システムの温暖化には疑う余地はない」と前回の報告書の「人間の影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な（dominant）要因であった可能性が極めて高い（95%以上）」よりも断定的となっています。しかし、先進国、資源国、途上国にとってそれぞれの自国の経済発展上の都合があり、経済的、政治的な理由により、様々な対立があるのが現実です。

⁶ 国立環境研究所「決定的な10年間」の最初のCOPで何が決まったのか？

<https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/cop26.html> 写真も同記事から。

Q.14 2050年にカーボン・ニュートラルといわれていますが、具体的にはどうなるのでしょうか？日本、EU、アメリカ、中国の対応を教えてください。

A.14 2050年にカーボン・ニュートラル（温室効果ガスの排出を実質0）とは、世界の各国がそのようにしなければ、2100年の温度上昇を産業革命以前の温度よりも2℃未満、あるいは1.5℃以下に抑えることができないと2015年のパリ協定で明らかにされました。そのためには、省エネや再生可能エネルギーの活用、植林等による二酸化炭素の吸収や二酸化炭素の地中貯留等が考えられています。日本、EU、アメリカは2050年に、中国は2060年にカーボン・ニュートラルの実現を表明しています⁷。

解説

2050年にカーボン・ニュートラルといわれていますが、二酸化炭素（正確には、7種類の温室効果ガス）の排出量をゼロとすることは、非常に困難と言われており、可能な限り削減して、それでも排出される二酸化炭素排出量については、それを打ち消す量の森林等による二酸化炭素吸収量（クレジット）を購入する等により、二酸化炭素の実質排出量をゼロとすることを意味します。

二酸化炭素の排出に関しては、同じ発熱量で二酸化炭素の排出量が少ない、石炭から石油へ、石油からLNG（天然ガス）への移行が進められています。電力についても、石炭 ⇒ 石油 ⇒ 天然ガス ⇒ 再生可能資源（水力、太陽光、風力、地熱等）への転換が進みつつあります。再生可能資源（水力、太陽光、風力、地熱等）であれば、稼働時にはほとんど二酸化炭素の排出は行われません。しかし、再生可能資源による発電には、発電電力の変動が大きく調整が困難な太陽光発電や風力発電があります。これらは変動による発電電力を安定化するために火力発電や蓄電池等が必要となります。

また、原子力発電については、稼働時の二酸化炭素排出量は非常に小さいですが、使用後の放射性廃棄物の処理問題（10万年単位での保管）や事故時の被害の大きさ、そのための安全対策等を考慮すれば、発電コストが高くなり現実的ではないとの意見もあり、政府のエネルギー基本計画でも明確な方針は定まっておらず、電源構成比で2030年に原子力を2015年策定時の約20～22%程度のままであります。

以上は、エネルギー源としての二酸化炭素排出量の削減の方向性ですが、他方、使用設備、機器の効率化により二酸化炭素排出量の削減も進められています。

二酸化炭素吸収量として、森林による二酸化炭素の吸収量が一般的ですが、放置林の保有による二酸化炭素吸収量は、吸収量として認められず、持続可能な森林管理によって、放置林が吸収する以上に吸収した増差分の吸収量のみが認められます。

また、火力発電所等からの二酸化炭素を分離して、地中に貯留することによる量も、吸収量と認められています。ただ、現状では高コストになるため、油田で原油の汲み上げができなくなる段階で、その周りに二酸化炭素を圧入することで原油の汲み上げ量を増やすなど低コスト化を進めています。

このように二酸化炭素排出量の可能な限りの削減とそれでも残った排出量の吸収量等によるカーボン・ニュートラルを目指しています。COP26（2021年10～11月）時点では、日本、EU、英国、米国、オーストラリアが2050年に実質ゼロ、サウジアラビア、中国、ロシアが2060年に、インドが2070年にカーボン・ニュートラルの実現を表明しています。ただ、これらの目標では、2100年にパリ協定の産業革命以前の1.5℃以下はもちろん、2℃未満にも及ばないと言われています。

⁷ 環境省 令和2年度環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会（第1回）「2050年カーボンニュートラルを巡る国内外の動き」参照。
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/committee/r02/material/ref_02-6.pdf

Q.15 生物多様性とはどのようなことですか？ 経済社会や企業経営とどのような関係がありますか？

A.15 生物多様性とは、生き物の「個性」と「つながり」の多様性をいいます。また、生態系を無視した開発により企業がダメージを受ける場合もあります。

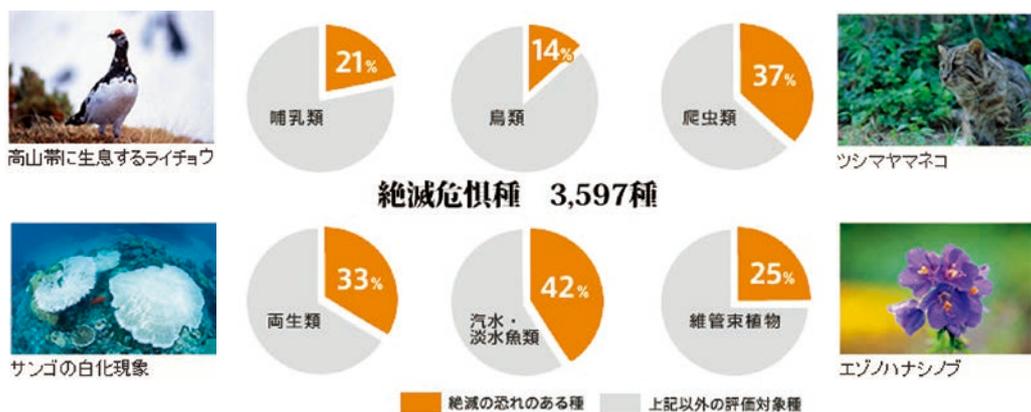
解説

生物多様性は、

- ・森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁といった生態系の多様性
- ・動植物から細菌などの微生物にいたるまでの種の多様性
- ・遺伝子の多様性 の三つの側面があります。

地球上の生き物は、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれ、さまざまな生態系を構築してきました。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれ、人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100~1,000倍にも達し、日本の野生生物も3割が絶滅危惧種に指定されています。

過去には、2010年3月に国際環境保護団体グリーンピースが、ボルネオの森林を開発してパーム油を調達しているネスレ社の製品の不買運動を行い、同社は2015年までにパーム油の全てを環境面で持続可能な資源から調達するよう切り替えることとしたという出来事がありました。



参考：環境省自然環境局生物多様性センター (<https://www.biodic.go.jp/>) ウェブサイトを集約 (図を含む)

企業への直接的な影響だけではなく、豊かな生態系は人類にとって必要なものですので、かけがえのない命を守り、その恩恵を受け続けていける社会を築くことが必要となるのではないのでしょうか。

森や海の環境は、地球の気温や気候を安定させる大きな役割も果たしており、時には災害の被害を小さくする防波堤の役割も果たしてくれ、IUCN (国際自然保護連合) の2008年時点の試算によれば、生態系もたらしているこれらのサービスを、経済的価値に換算してみると、1年当たりの価格は33兆ドル (約3,040兆円) とされています。2020年のアメリカのGDP (国内総生産) が約20兆ドル、世界全体のGDPが約84兆ドルであることを考えると、私たちが生態系からどれほど大きな恩恵を受けているかが分かります。

Q.16

世界的には水問題が深刻と聞きますが、具体的にどのようなことが問題になっているのでしょうか？
そもそも水問題とは何を指すのでしょうか？

A.16

世界的には水問題は深刻です。人類は地球上の水の0.01%しか利用できず、世界で9億人が安全な水にアクセスできないといわれています。

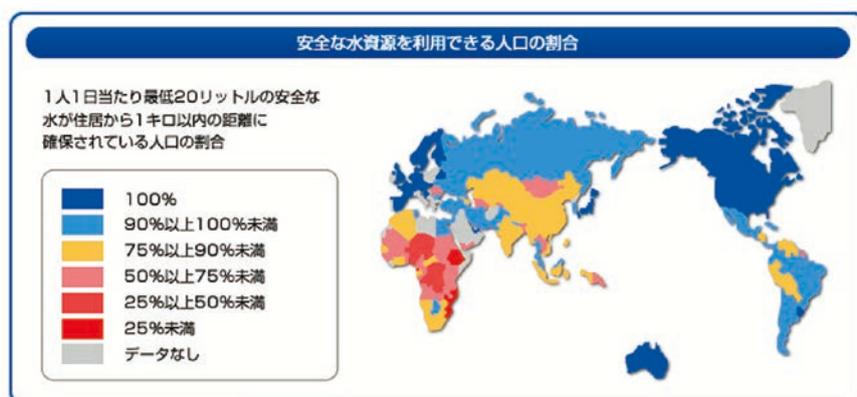
解説

地球は「水の惑星」と言われ、水が無尽蔵にあるイメージを持つこともありますが、実は、地球上には限られた水資源しかありません。何故かという、地球上に存在する水のうち約97.5%は海水であり、そのまま飲用や農業・工業等に利用することができません。すなわち、地球にある水のうち淡水は約2.5%です。但し、この淡水についても、その大部分は南・北極地域などの氷や氷河として存在しており、地下水や河川、湖沼の水などとして存在する淡水の量は、地球上の水の約0.8%ですが、この約0.8%の水のほとんどが地下水として存在し、河川や湖沼などの水として存在する淡水の量は、地球上に存在する水の量のわずかに約0.01%にすぎません⁸。

そのため「水問題」とは広範な問題であり、気候変動による干ばつや洪水、人口増加・経済成長・都市化等の要因によって引き起こされる水の汚染・水需要量に対する水供給量の不足などにより、水ストレス（農業、工業、エネルギー及び環境に要する水資源量は年間一人当たり1,700m³とされ、利用可能な水の量が1,700m³を下回る場合は「水ストレス下にある」状態とされます）に晒されている国も多く、OECD（経済協力開発機構）⁹の調査によれば、世界の水需要は、2050年までに2000年比で約55%増加し、特に製造業（+400%増）、電力（+140%増）などの増加が大きいことから、これらと競合する灌漑水の需要増を吸収する余地はほとんど残されていないといわれています。

また、衛生的な水アクセスは世界的には重要な課題となっており、世界で9億人が安全な水にアクセスできない¹⁰とも言われ、日本のようにほぼ100%の国民が安全な水にアクセスできる国は稀であるのが現状です。

企業のレピュテーションリスクを抑えるためには、サプライチェーンでの水質汚染に対するリスクマネジメントも必要と言えます。



⁸ 令和3年版日本の水資源の現況（国土交通省）

⁹ http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/environment/oecd-environmental-outlook-to-2050/water_env_outlook-2012-8-en#page4（2021年9月17日アクセス）

¹⁰ <https://www.jica.go.jp/aboutoda/ikegami/01/index.html>（2021年12月13日アクセス）

Q.17 バーチャルウォーターという言葉を知りましたがどういう意味でしょうか？
日本では水問題は生じていないという理解でよいのでしょうか？

A.17 バーチャルウォーターとは仮想水の訳で、輸入産品を自国で生産したと仮定した場合に必要なと推定される水の必要量のことを言います。我が国では現実の水の実需要は概ね均衡しているようですが、バーチャルウォーターを含めると明らかに水不足となり、日本では水問題が生じていないとは言えません。

解説

世界的には地域によって水問題が深刻ですが（Q16参照）、日本においては、四季があり、一部の地域を除いて渇水などのニュースも聞かれないことから水に関する問題が無いと考えられがちです。しかしながら、日本は世界有数の貿易国であり、特に、日本の食糧自給率は低く、多くを輸入に頼っています。

食糧生産には大量の水が必要であり、日本の主な農産品の輸入先各国の水事情が逼迫していることから、日本も水問題と無縁とは言えません。

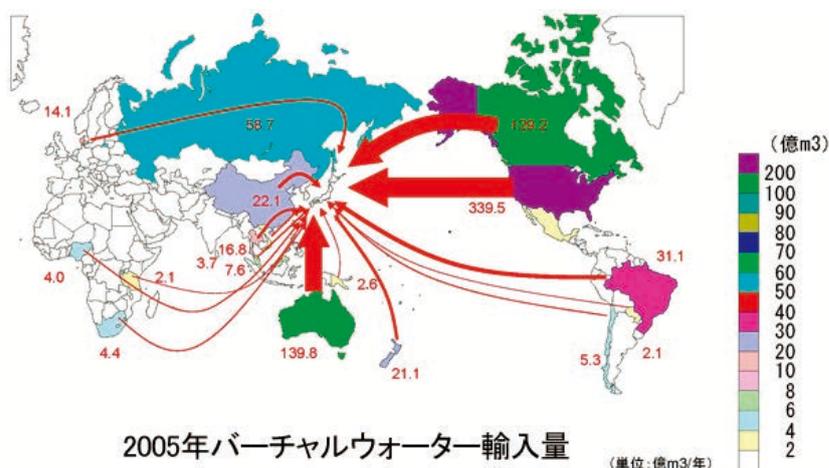
このように輸入国（農産品や製品等の輸入産品の消費国）が、その輸入産品を自国で生産したと仮定した場合に必要なと推定される水の必要量を「バーチャルウォーター」といいます¹¹。

日本の実際の水の需要量（右図）は約800億 m^3 程度¹²で需給が均衡していますが、実はバーチャルウォーターも実際の水の需要量と同程度の水量を必要としています。

2005年に日本が輸入した産品に対するバーチャルウォーター量は約800億 m^3 程度¹³であり、その大半は食料に起因しているとされています。すなわち、日本が食糧自給率100%を達成しようとするためには現在の倍の水の供給量が必要となります。

その意味で日本も水問題と無縁とは言い切れないと考えられます。

日本の水資源使用量	
農業用水	537億 m^3
生活用水	146億 m^3
工業用水	110億 m^3
合計	793億 m^3



¹¹ http://www.env.go.jp/water/virtual_water/index.html (2021年12月13日アクセス)

¹² 令和2年版日本の水資源の現況（国土交通省）

¹³ http://www.env.go.jp/water/virtual_water/index.html (2021年12月13日アクセス)

Q.18 CSRの課題には社会面に関するものがあるとのことですが、どのような分野の課題であり、KPIや開示項目としてどのようなものがありますか？

A.18 CSRの社会面の課題は様々なものがありますが、例えば定量的なKPI（重要業績評価指標）や開示項目としては、ジェンダーギャップ、労働慣行・ワークライフバランス、労働安全衛生に関するものなどがあります。

解説

社会面の課題として、有価証券報告書の開示項目のように定められたものがあるわけではありませんが、一般的には次のような開示例があります。

1. ジェンダーギャップ関係（Q38参照）

定量的な項目としては、「男女別の採用者数（女性の割合）」、「従業員等の男女比率」、「役員（取締役・監査役）の男女比率」、「管理職の男女比率（管理職の女性割合）」、「男女別の平均賃金」、「男女別平均勤続年数」などがあり、定性的な項目として、女性のキャリアを支援する社内制度等の説明が開示されます。

2. 労働慣行・ワークライフバランス

定量的な項目としては、「有給休暇の取得率」、「平均残業時間」、「平均年間総労働時間」、「産休・育休の取得率、職場復帰率」、「男性の育休取得率」、「高齢者雇用率」、「障害者雇用率（雇用者数）」、「退職率（離職率）」、「正規職員の割合」などが開示され、定性的な項目として、休暇等に関する社内制度、ワークライフバランスのための社内支援制度等の説明が開示されます。

3. 労働安全衛生

定量的な項目としては、「労働災害発生件数」、「度数率（100万延べ時間当たりの労働災害による死傷者数）」、「健康診断受診率」、「長期休業者数」などがあり、定性的な項目として、労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況、メンタルヘルス対策、その他労働安全に関する社内制度等の説明が開示されています。

4. 地域との共生その他社会貢献

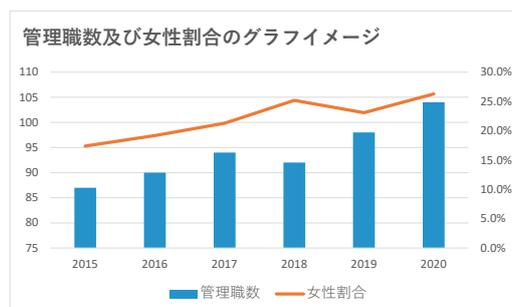
定量的な項目としてはあまり開示例がありませんが、定性的には地域社会との交流として、近隣地域の環境美化活動や緑化推進、周辺地域の防災・安全活動、近隣住民への工場見学の受入・グラウンド等の解放、スポーツ・文化振興への貢献制度等の実施状況が開示されます。

5. 人権

我が国では定量的な項目の開示例はあまり見られませんが、定性的には社内の各種ハラスメント対策、サプライチェーンにおける児童労働・強制労働等のモニタリングの仕組み、人権推進・啓発のための研修制度などが開示されています。また、内部通報制度の取組なども人権の一項目として開示されています。

6. その他

その他、社会性課題としては、公正な事業慣行に関する項目（CSR調達、下請事業者との協働、コンプライアンス研修の受講率、反汚職・反腐敗等）、消費者課題（品質管理体制、顧客満足の取組、個人情報の保護の取組等）などが開示されています。



Q.19 人権尊重がCSRの一環として求められ、また国連から「ビジネスと人権に関する指導原則」が出されているそうですが、企業が配慮しなければならないことを教えてください。

A.19 企業が人権に関して配慮しなければならないことは、人権の保護・促進であります。具体的には国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（国際連合広報センター）」¹⁴では、次の三つが柱です。

1. 人権方針の策定、2. 人権デュー・ディリジェンスの実施、3. 救済メカニズムの構築

解説

「ビジネスと人権に関する指導原則」は、2011年に国連で承認されました。指導原則では、企業が直接的に引き起こしている人権侵害のみならず、間接的な人権侵害にも対応する必要があるとしています。

「ビジネスと人権に関する指導原則」が企業に要求する一つ目の「人権方針の策定」では、要件として、①企業の経営トップが承認していること、②社内外から専門的な助言を得ていること、③従業員、取引先及び、製品やサービス等に直接関与する関係者に対する人権配慮への期待を明記すること、④一般公開され、全ての従業員や、取引先、出資者、その他関係者に向けて周知されていること、⑤企業全体の事業方針や手続に反映されていること、を挙げています。

二つ目の「人権デュー・ディリジェンスの実施」では、①人権への悪影響の評価、②調査結果への対処、③対応の追跡調査、④対処方法に関する情報発信を実施することを求められています。

①の人権への悪影響には、賃金の不足・未払、不当な労働時間、労働安全衛生、各種ハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）、強制労働、児童労働、プライバシーの権利、差別、ジェンダー（LGBTを含む）に関する人権問題、先住民族・地域住民の権利、賄賂・腐敗、サプライチェーン上の人権問題、救済へアクセスする権利等々、多岐に渡ります。

三つ目の「救済メカニズムの構築」では、正当性、利用可能性、公平性、透明性、ステークホルダーとのエンゲージメントと対話等が必要であるとしています。救済メカニズムとしては、・社内ホットライン（コンプライアンス通報・相談）を設置、・社外ホットラインや取引先向けホットラインを設置、・第三者による苦情受付窓口の整備、さらには、・多言語対応窓口等が考えられています。

従来は、企業の人権問題は多国籍企業の海外の児童労働・強制労働といった問題が強くイメージされ、人権問題は国内企業にはあまり関係ないテーマとする見方もありましたが、サプライチェーン上での人権問題、また国内でも非正規雇用の問題、ジェンダー（LGBT）の人権問題、各種ハラスメントによる問題など様々な問題に注目が集まってきており、企業経営において十分な配慮が必要です。

2020年10月、「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画¹⁵が策定されまた、2021年2月に法務省は「ビジネスと人権」への対応¹⁶を、2021年9月に外務省は「ビジネスと人権」に関する取組事例集¹⁷を公表しています。

¹⁴ https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/ (2022年2月24日アクセス)

¹⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf> (2022年2月24日アクセス)

¹⁶ <https://www.moj.go.jp/content/001346121.pdf> (2022年2月24日アクセス)

¹⁷ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100230712.pdf> (2022年2月24日アクセス)

Q.20 米国のサステナビリティ会計基準審議会のSASBスタンダードとはどのような基準ですか？
企業にどのような情報開示を求めていますか？

A.20 米国の非営利団体であるサステナビリティ会計基準審議会のSASBスタンダードとは、企業の財務的に重要なサステナビリティ情報を投資家向けに開示する基準です。11産業77業種ごとに開示トピック、関連指標、活動指標を特定し、財務的マテリアリティ（重要性）による開示を要請しています。

解説

【経緯】

サステナビリティ会計基準審議会（Sustainability Accounting Standards Board: SASB）は、2011年に米国のサンフランシスコを拠点に設立された非営利団体です。SASBは企業・投資家・専門家という幅広いバランスの取れた関係者とともに、証拠に基づく調査をもとにサステナビリティ会計基準を開発し、2018年11月に公表しました。

この基準は、概念的フレームワークと手続規則に従って策定されています。また実施する企業の費用対効果にも配慮し、企業と投資家の双方の意思決定に役立つように設計されています。

【主な特徴】

SASBの基準は、企業の財務的に重要なサステナビリティ情報を、投資家向けに企業が開示する際に役立つように設計されています。SASBの基準では、サステナビリティの分野は環境、社会資本、人的資本、ビジネスモデルとイノベーション、リーダーシップとガバナンスの五つに分類されています。

【概念フレームワーク】

SASBの概念フレームワークでは、SASBの基準は証拠に基づく、業種ごとの、市場への情報提供というアプローチをとるものとされています。開示トピックの選定において、価値創造への潜在的影響、業種関連性、投資家の関心、企業行動の可能性、ステークホルダーのコンセンサスの影響を規準とするものとしています。指標の選定において、公正な表示、有用性、検証可能性、適用可能性、整合性、比較可能性、中立性、完全性、配分性という原則を考慮することとされています。また、情報が重要性のある、意思決定に役立つ、費用対効果のあるものとされています。

【開示基準】

SASBの基準は、11の産業を77業種ごとのグローバルに適用可能な、財務パフォーマンスに最も関連する重要なサステナビリティのトピック、関連指標、活動指標を提供しています。例えば、農産物産業の食品・飲料業種の場合、環境分野の水管理の指標として総取水量、水の総消費量などが、エネルギー管理の指標にはエネルギー総消費量、系統電力比率、再生可能エネルギー比率などが、人的資本分野の職場の安全管理の指標には、直接労働者と季節・移民労働者ごとの事故率や死亡率などが、ビジネスモデルと革新の分野の遺伝子組み換えの指標には、遺伝子組み換え製品使用の管理戦略についての討議が、社会資本分野の安全性の指標には、リコール総件数やリコール食品の総量などがあります。

【SASBとIIRCの合併】

SASBとIIRC（国際統合報告評議会、International Integrated Reporting Council: IIRC）は2021年6月10日に合併し、価値報告財団（Value Reporting Foundation: VRF）を設立し、投資家等のための企業報告システムの構築を目指しています（Q40参照）。

Q.21 環境効率の考え方を教えてください。

A.21 「環境効率」は、製品・サービスの価値と環境負荷の両側面を評価する考え方で、製品サービスの単位当たりの環境負荷に対する価値の割合として計算されます。

解説

「環境効率」は、製品やサービスの環境評価指標の一つで、製品・サービスの価値と環境負荷の両側面を評価する考え方です。持続的な成長を目指すためには、より小さな環境影響でより大きな価値を創出する必要があり、「環境影響を最小化しつつ価値を最大化する」という考え方を定量的に指標化したものと言えます。

その計算式は次のとおりであり、製品・サービスの価値が増加するほど、又は環境負荷が減少するほど、環境効率は向上することとなります。すなわち、製品やサービスの環境効率を向上するためには、環境負荷を低減し、製品・サービスの生み出す価値を向上させる必要があることから、環境保全と経済活動の両立をめざす社会システムや企業経営を実現していくツールとしての役割が期待されます。

$$\text{環境効率} = \frac{\text{製品・サービスの価値}}{\text{製品・サービスを生み出すための環境負荷}}$$

環境負荷については、ライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment：LCA）の手法を活用して、製品・サービスのライフサイクル全体（例：資源採取—原料生産—製品生産—流通・消費（使用）—廃棄・リサイクル）における環境負荷を定量的に評価することができます。ライフサイクル全体を評価することにより、例えば、消費段階（使用段階）だけでは一見、環境負荷が少ないように見えても、実際はそうではないケースなどが判ることとなります。

< LCA 評価のイメージ¹⁸ >



また、ISO14040シリーズは、ライフサイクルアセスメントを取り扱うものとなっています。

エコマークの一つであるカーボンフットプリント（Carbon Footprint of Products：CFP）（Q24参照）も同様の手法を用いて製品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を製品やサービスに分かりやすく表示する仕組みです。

参考 LCA 日本フォーラムウェブサイト (<https://lca-forum.org/>) (2022年2月21日アクセス)

¹⁸ 国立環境研究所ウェブサイト (<https://www-cycle.nies.go.jp/magazine/mame/20070702.htm>) (2021年9月17日アクセス)

Q.22 環境債務の考え方と財務会計上の扱いを教えてください。また、炭素関連資産の情報開示、財務会計上の扱いを教えてください。

A.22 環境債務は資産除去債務や負債の定義に該当すれば貸借対照表に計上されます。また、炭素関連資産の情報開示も進んでおり、その減損リスク（座礁資産化）についても留意が必要です。

解説

「環境債務」とは、一般的には「将来の環境対策費用全般」を指し、例えば、アスベスト・土壌汚染・排出ガス・排水・二酸化炭素の削減対策などに関する将来の費用全般を指します。

財務会計上は、そのうち資産除去債務の定義（有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの）¹⁹に該当する場合は資産除去債務として計上します。また、資産除去債務の定義に当てはまらなくても、一般的な負債概念を満たすのであれば、会計上も貸借対照表に「負債」として計上されることとなります。

「炭素関連資産」については明確な定義はなく、今後TCFD（Q49参照）で議論が進んでいくと考えられますが、TCFD最終報告書では「比較的高い直接・間接の温室効果ガスの排出がある資産ないし組織」²⁰と説明され、金融セクターに炭素関連資産がどのくらいあり、金融システムが気候変動リスクにどのくらい晒されているのかについての開示が求められています。具体的には、金融機関に対して開示すべき情報として、「炭素関連資産に対する信用リスク影響、貸出における気候関連リスク影響、当該リスクの一般的なリスク分析における位置づけ・分類」を開示することを求めています。

財務会計上は、これらの炭素関連資産は、何らかの資産に属する勘定科目で計上されることとなりますが、これらの炭素関連資産は低炭素社会へと移行する過程で資産の価値が将来的に下落するリスクがありますので、評価の妥当性には留意が必要です。

このように市場環境や社会環境が激変することにより、投資額を回収できる見通しが立たなくなってしまった資産を「座礁資産化」と呼ぶこともあります。

なお、近年の流れとしては、石炭に対する批判の高まりを受け、ダイベストメント（Divestment：石炭火力発電等に対する投融資を引き上げる動き）が進んでおり、座礁資産化リスクは会計監査上も考慮すべきものです。

ロイター通信2019. 11. 28の記事²¹によると、運用資産が合計1兆ポンドを超える欧州の29の投資家が、4大監査法人（EY, Deloitte, KPMG 及び PwC）に対し、会計監査業務で気候変動リスクが「無視されている」ことに懸念を表明し、監査法人は将来の低炭素化社会に向けて急速な移行が起きる可能性を重視していないと指摘したというニュースもあり、炭素関連資産の評価は、会計監査上も重要な論点になっていくと考えられます。



¹⁹ 資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号）第3項

²⁰ <https://tcfd-consortium.jp/about> (2021年12月10日アクセス)

²¹ <https://jp.reuters.com/article/climate-change-accounts-idJPKBN1Y3029> (2021年9月17日アクセス)

Q.23 サステナビリティ会計とはどのような会計ですか。どのような特徴がありますか。

A.23

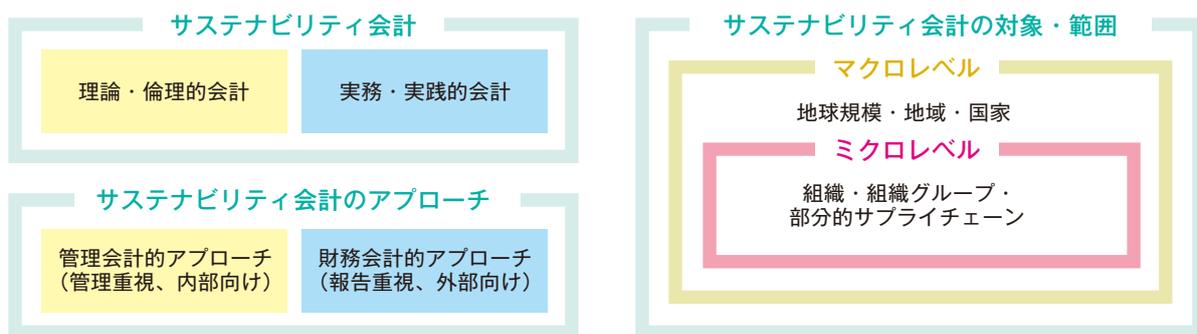
サステナビリティ会計とは、持続可能な発展に向けて、組織の活動が及ぼす社会や環境への影響を把握し、分析し、管理をしたり、その内容をステークホルダーに伝達・報告したりするプロセスといえます。

解説

サステナビリティ会計は、伝統的な会計から派生した会計で、持続可能性をもとにした理論的・倫理的な考え方を基礎として様々な実務が発達してきました。しかし通常の伝統的会計の決算書のような、一般的で定型的な会計の形態は未だ見られません。

サステナビリティ会計は、地球規模・地域・国家を対象としたマクロレベルの会計と、組織・組織グループ・部分的サプライチェーンまでを対象としたマイクロレベルの会計に大別できます。マクロレベルの会計には、次世代までの時間軸で自然資本の維持にかかる問題を理論的に扱う会計もあります。また、一定期間の国や地域における、様々な資本との関係性や、社会・環境影響を管理したり報告したりする実務的な会計もあります。マイクロレベルでは、一定期間の企業などの組織に焦点を当てて、資本との関係性や社会・環境影響を管理したり報告したりする会計があります。

サステナビリティ会計のアプローチは、資本の効率性などに焦点を当てて管理を重視する内部向けの管理会計のアプローチと、ステークホルダーへの報告を重視する外部向けの財務会計的アプローチに大別できます。



サステナビリティ会計の本質は外部性を内部化する機能にあります。企業活動が社会や環境に及ぼす影響（例 人権侵害や公害など）は、市場の取引価格に反映されなければ、外部性となります。外部性の発生は市場の失敗であり、持続可能な社会の発展に影響を及ぼします。外部性を内部化するための手法には法規制など様々ありますが、サステナビリティ会計は情報開示を通じた手法の一つです。

サステナビリティ会計は、持続可能性の問題を解決に向けた、様々な資本を扱う会計システムです。会計は一般に、資本の調達と運用の状況や、資本増減の要因を示す情報を扱うものですが、従来の会計システムでは、労働資本と物的資本から生産物を生み出すフローを捉える新古典派経済学の生産関数を基礎としています。これに対して、サステナビリティ会計では、天然資源やエネルギーなどの自然資本、社会関係資本、人的資本などの資本も、組織の生産にかかわるインプットとして捉えます。また、組織活動がもたらす、汚染や廃棄物、地域社会への影響などの外部性も生産物以外のアウトプットとして捉えることで、組織活動の

様々な資本の費消と持続可能性への影響を扱うことができます。

サステナビリティ会計は、企業等の組織活動の結果である正負のサステナビリティへの影響（パフォーマンス）を把握、分析、管理し、内外に報告し、ステークホルダーとの対話を促進するツールとして、また、企業等のCSR（企業の社会的責任）活動や、企業活動とSDGs（持続可能な開発目標）の達成との関連をステークホルダーに説明するプロセスとしても利用できます。

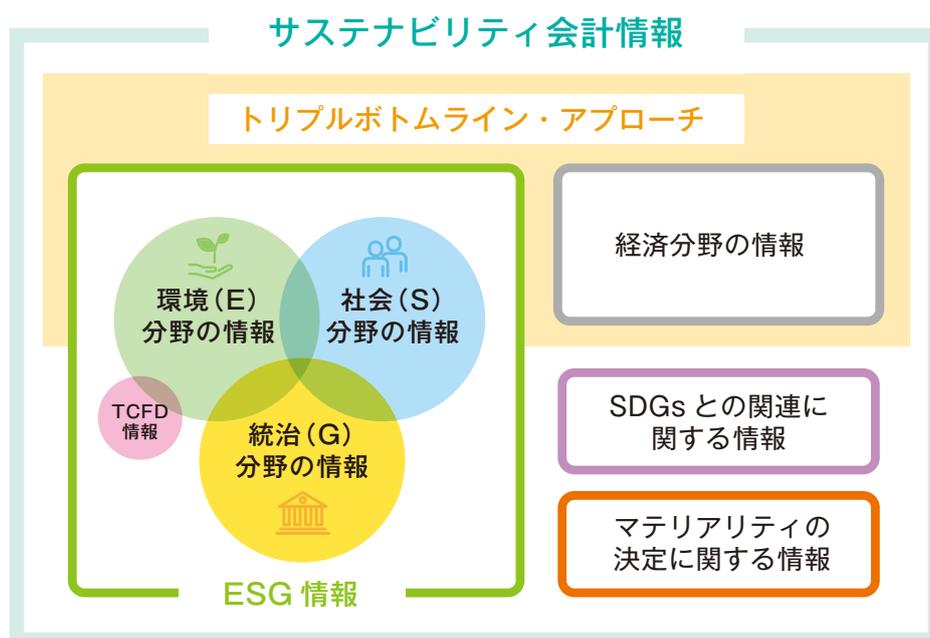
サステナビリティ会計は企業、パブリックセクターなど様々な組織で適用可能ですが、組織がサステナビリティ会計に自主的に取り組む効果には、持続可能性パフォーマンスの改善、持続可能性の取組をステークホルダーに伝達することを通じて社会からの正当性を獲得し、企業評判を向上し、組織構成員のモラルの向上も挙げられます。

環境・社会・CSR会計を含む、サステナビリティ会計はこれまで制度外の会計として発展を遂げてきており、世界には数多くの様々な関連基準があります。GRI（Q8参照）のサステナビリティ報告ガイドラインやTCFDの最終報告書（Q49参照）などもその一つです。

環境会計には国家ベースや組織ベースの環境会計があります。組織ベースの環境会計では、環境保全活動や環境修復にかかる投資や費用などのコスト情報を扱う会計や、組織の環境パフォーマンスの結果を取りまとめたもの、また組織活動にかかる資源やエネルギーの投入というようなインプットと廃棄物や二酸化炭素の排出というようなアウトプットのフロー情報を扱う会計もあります。ただしこの場合、持続可能性への貢献を直接測定するよりも組織の透明性を高めるものといえます。持続可能性への貢献を測定するには金銭的単位と物量的単位の情報を組み合わせた環境効率指標の利用があります。

社会会計については、広義では環境情報も扱います。狭義の社会会計では組織の労務、人権、地域貢献、製品品質、消費者課題など、社会的側面のパフォーマンスの管理や報告を取り扱います。

企業実務では、サステナビリティレポートやCSR報告書の中で環境会計、社会会計、CSR会計が公表されてきました。最近、組織活動とSDGsの関連性を説明する情報開示が増えています。背景にはSDGs（持続可能な開発目標、12.6項）で、持続可能性に関する企業等の定期的な報告を求めていることがあります。またESG情報が企業格付に利用されるなどESG市場では網羅的で詳細な信頼性の高い情報開示が期待されています。国際的に制度上の企業報告でサステナビリティ会計情報の開示が義務化の流れがあり、様々な開示基準の統一化も加速し、そこで情報の信頼性の保証も重要課題になりつつあります。



Q.24 環境ラベルやエコマークの意義を教えてください。また、環境ラベルにはどのようなものがあるのでしょうか？

A.24 環境ラベルとは、商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目印のことをいいます。

解説

環境ラベルとは、商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目印のことで、商品や包装などについているものです。環境負荷低減に資する商品やサービスを買いたいときに、参考になるマークであり、その一つがエコマークとなります。

また、環境省では「環境表示ガイドライン」²²を定めています。

代表的な環境ラベルは、次のとおりです。

名称	内容	マーク
国際エネルギー スタープログラム	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク。経済産業省が運営する制度	
エコマーク	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度であり、ISOの規格（ISO14024）に則った我が国唯一の第三者認証によるタイプI環境ラベル制度	
カーボンフットプリント コミュニケーション プログラム	商品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）を表示する仕組み	
FSC [®] 認証制度 (森林認証制度)	適切な森林管理が行われていることの認証（FM認証）と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることの認証（CoC認証）の2種類の認証制度を満たすマーク	
MSC 認証制度 (海のエコラベル)	持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証（漁業認証）と流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐCoC認証の2種類の認証制度を満たすマーク	
再生紙使用マーク	古紙パルプ配合率を示す自主的なマークで、古紙パルプ配合率100%再生紙を使用していることを示す。3R活動推進フォーラムで定められたマーク	
エコレールマーク	一般消費者の目に触れにくい商品の流過程において、環境に優しい貨物鉄道を利用して運ばれている商品や積極的に取組をしている企業を知ってもらうためのマーク	

²² <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/guideline.pdf> (2021年9月17日アクセス)

Q.25 2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、どのような内容でしょうか？

A.25 SDGs は、人間、地球及び繁栄のための行動計画として国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた17の目標を言います。

解説

2015年9月にニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が193の加盟国による全会一致で採択されました。

アジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、59節からなる宣言及び17の目標がかかげられています。この17の目標が、2015年までの目標であったミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals)²³の後継であり、17の目標を具体的にブレイクダウンした169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」と呼ばれるものです。

MDGs が主に開発途上国の貧困の削減などを指すものであったのに対し、SDGs は先進国も対象にしており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。国連に加盟するすべての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととなります。17の目標には、『目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる』、『目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う』、『目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する』など、持続可能な未来に向けて世界を転換させるために必要不可欠なものが掲げられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



²³ 2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言とそれまでの国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめたもの。

Q.26 SDGs は2030年までの目標とのことですが、その活動結果はどこがどのように評価するのですか？

A.26 国際連合の枠組みのもとフォローアップとレビューが行われる仕組みがあります。また、我が国でも自発的なレビューが行われ、国別のランキングを行っている団体もあります。

解説

SDGs に対する取組は一義的には各国の責任の下で行われますが、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ第47項（フォローアップとレビュー）において『国連総会及び経済社会理事会の下で開催される「ハイレベル政治フォーラム」が、世界レベルのフォローアップとレビューを監督する主要な役割を持つ。』とされ、国家元首や政府首脳レベルで4年ごとに開かれ、また、経済社会理事会のもとで毎年行われています。なお、国際連合広報センターのウェブサイト²⁴には17の目標ごとの進捗の概要が公表されています。

7 エネルギーと気候変動

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

世界人口の
3分の1が
危険で非効率的な調理システムを使用している
(2019年)

出典：国際連合広報センターウェブサイト「SDGs 報告2021」



7億5,900万人が電力を利用できていない

そのうちの4人に3人がサハラ以南アフリカに暮らす (2019年)



一方、我が国の活動成果は、SDGs 推進本部（内閣総理大臣を本部長とする行政機関）のもと、幅広い議論を行った上で2021年6月に「2030 アジェンダの履行に関する自発的国家レビュー2021」²⁵が公表されています。

そのほか、「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク（SDSN）」とベルテルスマン財団では、「Sustainable Development Report（持続可能な開発報告書）2021」において、SDGs に関する各国のパフォーマンスに関する国別ランキングを公表しています。

それによると日本は全体で18位（アジアでは1位）となっています。

The 2021 SDG Index scores

Rank	Country	Score
1	Finland	85.9
2	Sweden	85.6
3	Denmark	84.9
4	Germany	82.5
5	Belgium	82.2
6	Austria	82.1
<hr/>		
17	United Kingdom	80.0
18	Japan	79.8
19	Slovak Republic	79.6

²⁴ https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_report/ (2021年12月10日アクセス)

²⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/vnr/> (2021年12月10日アクセス)

Q.27 新型コロナウイルス感染症の拡大は、SDGs に対する取組の進捗に影響を及ぼしていますか？

A.27 グローバルレベルでは、新型コロナウイルス感染症の影響を機に取組が進んだ分野も一部で見られますが、経済や貧困、健康・福祉などに関する目標については深刻な打撃を受けています。

解説

グローバルレベルでの影響としては、国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）によると、新型コロナウイルス感染症はSDGsの目標達成に大きな影響を与えています。具体的には次のような影響があるとされており、特に貧困・飢餓、健康・福祉、雇用や経済に関する目標について重大な影響がみられています。

目 標	影 響
目標 1 貧困をなくす	今回の危機により5億人の人々が再び貧困に陥る可能性があるとして予測しています。
目標 2 飢餓をなくす	新型コロナウイルスは世界の食糧に関するサプライチェーンの弱点を露呈しました。人道支援が行われているにもかかわらず1,590万人が日々、空腹に苦しめられています。
目標 3 健康と福祉	新型コロナウイルス感染症そのものだけでなく、それ以外の感染症についても予防接種の中断等により、乳幼児と妊産婦の死亡率低下、HIVの流行制御、マラリアによる死亡数半減などのこれまでの成果の後退が生じています。
目標 8 ディーセント・ワーク	コロナ禍が始まって以来、6人に1人以上の若者が仕事を失い、就労中の人も労働時間が大幅に減少したことが指摘されています。

出典：国連環境計画ウェブサイト²⁶を集約

一方で、新型コロナウイルス感染症により経済活動が低迷したことを受け、2020年の世界の二酸化炭素（CO₂）排出量が前年比6%減と過去最大の減少幅であった（国際エネルギー機関（IEA）発表）事実もあるようです。ただし、これについては一時的なものではあり、ゴール（解決）に向かった結果とは言えないと思います。

また、個別の企業レベルでも、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従来から取り組んできたであろう働き方改革について一層の対応を迫られることとなっています。企業によっては、リモートワークの推進によりワークライフバランスを実現しやすくなり、「目標8：働きがいも経済成長も」というゴールを前進させているという見方もあるようで、革新的なソリューションや抜本的な変革を進めていくチャンスととらえてもらいたいと思います。



【目標8.】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

²⁶ <https://feature.undp.org/covid-19-and-the-sdgs/ja/> (2021年9月17日アクセス)

Q.28 SDGs 情報の開示に関する国際的なガイダンスや開示指針がありますか？

A.28 IFAC（国際会計士連盟 International Federation of Accountants : IFAC）などが SDGs の開示に関するガイダンスを公表しています。その枠組みは TCFD（Q49参照）などと整合したものとなっています。

解説

SDGs に関する情報開示のフレームとしては、2016年3月に「SDG Compass (SDGs の企業行動指針)」が GRI (Q 8 参照)、UNGC (Q 6 参照) 及び WBCSD により公表され、その後2018年8月に「SDGs に関するビジネス・レポーティング (SDGs を企業報告に統合するための実践ガイド)」(GRI、UNGC) が公表され、その補完として2019年に「SDGs に関するビジネス・レポーティングにおける投資家ニーズへの対応」(GRI、UNGC、PRI (Q55参照)) が公表されています。

効果的な報告 - 4つのC

簡潔 (Concise)	一貫性 (Consistent)	現行・最新 (Current)	比較可能 (Comparable)
簡潔な報告は、優先的に取り組む最も重要 (マテリアル) な情報に焦点を当て、乱雑さと情報過多を避けている。	一貫性のある報告は、パフォーマンスに関する経年の傾向の評価を可能にする。つまり、報告されたデータから得られる本質的意味を理解し、マネジメントすることを可能とする。	現行・最新を示す報告は、過去の出来事を示すバックミラーではなく、事業やインパクト、ビジネス機会の可能性についての洞察を与える有効な窓口である。	比較可能な報告は、同業者との比較によってパフォーマンスを評価することを可能にする。これにより、企業がインパクトを追跡・評価し、これを経年で改善するための意思決定を行えるようにする。

図出典：SDGs に関するビジネス・レポーティング (SDGs を企業報告に統合するための実践ガイド)

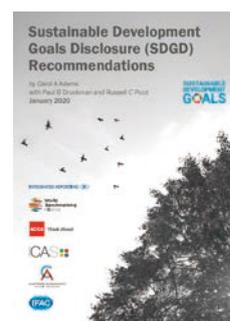
また、2020年1月 IFAC など（共同報告主体：グローバル会計機関、国際会計士連盟 (IFAC)、公認会計士協会 (ACCA)、スコットランド公認会計士協会 (ICAS)、オーストラリアとニュージーランド公認会計士 (CA ANZ)、国際統合報告評議会 (IIRC)、世界ベンチマーク同盟) が『Sustainable Development Goals Disclosure (SDGD) Recommendations』²⁷を公表しています。

その背景としては「SDGs の達成には投資及び資本市場のシフトが不可欠であり、シフトするためには、会計や財務、戦略担当部署が関与し、Board によるエンゲージメントが必要」という立場から、今回の情報開示のフレームワークが作成されました。

その内容としては、SDG 開示の基本概念として次の3点が示されています。

- ①組織と社会のための長期的な価値創造 (Long term value creation for the organization and society)
- ②持続可能な開発の背景と関連性 (Sustainable development context and relevance)
- ③重要性 (Materiality)

具体的な開示項目としては、TCFD と同じ考え方にに基づき「ガバナンス」、「戦略」、「マネジメント」、「パフォーマンス」に分類した上で、開示すべき項目を定め、SDGs を組織と社会の長期的な価値創造に合わせるための五つのステップをガイダンスとして示した上で、開示の信頼性を高めるためのエビデンスの例についても説明をしています。



²⁷ https://www.ifac.org/system/files/publications/files/Adams_Druckman_Picot_2020_Final_SDGD_Recommendations_updated.pdf (2021年12月10日アクセス)

Q.29 国際的アジェンダである SDGs の達成が企業に求められる背景を教えてください。

A.29 SDGs は個人や企業といった全てのセクターにとっての目標です。気候変動等の世界的な課題は、企業が提供できる解決策を必要としています。また、ビジネスのイノベーションにとっても重要なチャンスと言えます。

解説

SDGs は、その前身となるミレニアム開発目標（MDGs）と異なり、すべての企業に対し、明確に、その創造性及びイノベーションを活用して、持続的発展のための課題を解決するよう求めています。

SDGs は、貧困や健康、教育、気候変動、環境劣化など、企業にとって関連のある広範な課題を扱いますので、企業戦略を地球的な優先課題につなげることに役立つこととなり、企業はその戦略、ゴール、活動などを立案し、運用し、周知し、報告する上で SDGs を利用することができ、以下のような多様なメリットを受けることができると考えられています²⁸。

① 将来のビジネスチャンスの見極め

SDGs は、革新的なソリューションや抜本的な変革を進めていくことのできる企業のために、成長する市場を明確にする役割があります。

② 企業の持続可能性に関わる価値の向上

環境コストなどの外部不経済が内部化されることにより企業が資源をさらに効率的に利用し、より持続可能な代替策に転換するような経済的動機を強化する役割があります。

③ ステークホルダーとの関係の強化

SDGs と経営上の優先課題を統合させる企業は、顧客、従業員その他のステークホルダーとの協働を強化でき、法的リスク・レピュテーションリスクを軽減することができます。

④ 社会と市場の安定化

SDGs の達成に投資することは、ルールに基づく市場、透明な金融システム、腐敗がなく良くガバナンスされた組織など、ビジネスの成功に必要な柱を支援することになります。

企業は、SDGs を達成する上で、重要なパートナーである。企業は、それぞれの中核的な事業を通じて、これに貢献することができる。私たちは、すべての企業に対し、その業務が与える影響を評価し、意欲的な目標を設定し、その結果を透明な形で周知するよう要請する。

潘基文、
国際連合事務総長

< SDGs コンパスより >



【目標 9.】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

²⁸ SDG Compass (GRI、Global Compact、wbcsd)

Q.30

SDGsを企業経営に取り入れ、事業で社会課題を解決するとありますが、どうしたら解決したといえるのでしょうか？ また、CSR情報やSDGsの取組を具体的な利益計画、キャッシュフロー計画にどうつなげていけばよいですか？

A.30

SDGsの掲げる社会課題に最終的・不可逆的な解決はありません。各企業・個人が持続的に取組を行うことが重要です。また、財務影響の検討についてはTCFD(Q49参照)の枠組みが参考になります。

解説

SDGsの「解決」について、17の目標ごとに夫々具体的なゴールが定められているところですが、そもそも「3.1 世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。」のように定量的かつ具体的なものもありますが、そうでないものも多く、また、ゴールの中には1度達成したとしても取組を止めると後退する事象も多く、その意味で「最終的・不可逆的な解決」はなく、持続的に取組を続けていくことが大事と考えられます。

なお、17の目標は個別に達成するものではなく、相互に関連も深く、全体を俯瞰しながら進めていくものですが、各企業等の特徴もふまえ重点ゴールを定め注力することで解決を目指すこととなります。

また、その達成状況の評価(Q26参照)は行われていますが、評価はあくまで世界全体の目標とゴール(解決)の観点で行われ、企業単位での具体的なゴールはありません。企業はどこかでゴールを区切るのではなく、SDGsをビジネスチャンスととらえ(Q33参照)、取組を進めていくことが重要と考えられます。

企業が具体的に財務関係の計画にSDGsを活かす方法ですが、一般にSDGsの取組は他のCSRと同様に中長期的に行われるものである一方、利益計画やキャッシュフロー計画は短期又は中期(一般的には最長5年程度)と想定されますので、具体的な落とし込みは難しいですが、SDGs項目が企業に与える長期的な影響という意味ではTCFD(Q49参照)の枠組みを応用することにより検討が可能と想定されます。

例えば、『目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する』を例に考えます。水問題は日本も避けて通れない問題(Q16-17参照)であり、まずは企業として水問題を把握・情報収集し、リスクと戦略を検討する体制(ガバナンス体制)を明確にすることが望まれます。その上で、当該組織が水問題に関するリスクとビジネスの機会を識別及び評価する社内プロセスを整備し、水問題のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響について、一定のシナリオを仮定した上で短期・中期・長期の観点で把握し、具体的な財務影響を算出する、といった方法が考えられると思います。



出典：TCFDを活用した経営戦略立案のススメ(環境省)²⁹を一部修正

²⁹ http://www.env.go.jp/earth/TCFD_guidbook.pdf (2021年12月13日アクセス)

Q.31 SDGsは2030年までの目標とのことですが、2031年以降については何か決まっていますでしょうか？

A.31 まだ何も決まっていません。SDGsの議論の実績に照らせば、SDGsの目標期限である2030年の3年程度前位から議論が始まるかもしれません。

解説

現在のところSDGsの目標期限である2030年以降の国際的な枠組みについては何も決まっていません。経緯としてSDGsは、2001年に策定され2015年までを期限としたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継として、2012年6月にリオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）で議論が始まりました。そこから3年に及ぶ議論・交渉を経て、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されたものです。

同じように考えれば、SDGsの後継についても2027年ごろから議論が始まるのかもしれません。

（SDGs目標とターゲットの例）



[目標3.] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



[目標11.] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。



[目標14.] 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。



[目標15.] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる

Q.32 SDGsの取組を従業員等、組織全体にどのように浸透・推進すればよいですか？

A.32 組織全体に浸透・推進するためには継続的な周知が必要となります。そのための組織のアプローチとしてはトップダウン型とボトムアップ型があります。

解説

SDGsを企業に定着させるために、各社の取組状況を示したのが右図³⁰です。

基本的な活動としては、SDGs推進担当者が、研修や社報等を通じて、地道に社内への浸透を図る取組を行っていることがわかります。また同時に、トップメッセージの発信も重要視されています。

一方で、SDGsに取組むための専任組織を立ち上げている企業はわずか1%であり、形式的な形（組織）があれば良いというものではないことがうかがえます。

SDGsを推進するアプローチとしては、大きくトップダウン型とボトムアップ型の2つに分類でき、それぞれの特徴は次のとおりです。

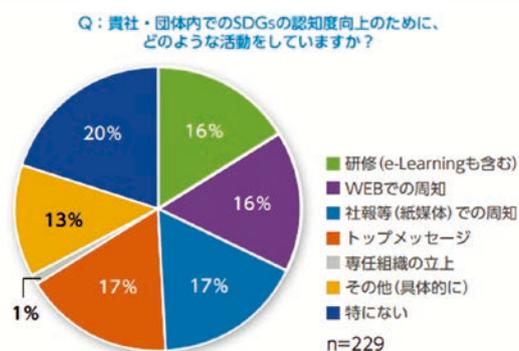
①トップダウン型

多くの先進企業がSDGsに対する取組を先駆的に始めることができた背景として、トップダウン型アプローチが有効な方法の一つであるとの結果が報告されています。このような企業の中には、トップ及び経営層の深い理解と強いコミットメントが存在しており、また、SDGsを既存事業の単なる棚卸しツールとして利用するのではなく、SDGsを活用して企業理念を再確認することで、経営層を含めた社内全体の理解獲得に繋ぐことができたという事例が多数みられたという報告があります。

マネジメントの体制としては、オーナー企業の場合は、トップの積極的な意欲があれば比較的体制が作りやすい傾向もありましたが、非オーナー企業でさらに大企業であればあるほど国際動向に敏感なリーダーの存在によってSDGs実施活動が左右され易いという傾向もあるようです。

②ボトムアップ型

ボトムアップ型アプローチとしては、SDGsと事業の紐付けについて各社員が考えを出しあい、アイデア投票等を行うシステムを構築するアプローチや、社内昇格試験にSDGsを活用することなどにより広く社内への浸透を図っている事例が見られます。このように社員一人一人のオーナーシップや意欲の向上が、社内浸透を促進する上で重要となっています。



SDGsを企業に定着させるための取組み状況

出典：IGES「動き出したSDGsビジネス」

³⁰ https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/5885/GCNJ_IGES_SDGs_Report_final170616.pdf (2021年12月10日アクセス)

Q.33 SDGs への対応と CSR への取組はどのように違いますか？ また、SDGs の情報開示は、これまでの CSR の情報開示の延長でしょうか？ 何か違いがあるのでしょうか？

A.33 SDGs も CSR も取り組む意義・方向性としては大きな違いはありません。企業経営の観点では、CSR はどちらかという守りの概念として捉えられ、SDGs はビジネスを通じて持続可能な社会の実現に資するものであり、ビジネスチャンスにもなることから攻めの概念で捉えられることが一般的なイメージと思います。

解説

CSR と SDGs のいずれも、企業がステークホルダーの信頼を獲得し、企業価値を向上させ、企業の持続的な発展に寄与し、ひいては社会全体の持続可能性を向上させることにつながりますので、方向性としては大きな違いはなく、両立する概念であると考えられます。

一般的には、CSR (Q 1 参照) は、社会貢献のためのボランティア活動であったり、企業イメージを向上 (競合先から差別化を受けることの回避を含む) させるための手段であったりして、事業内容とは直接的な関連が薄い側面もあり、企業が本業とは別の付随的に実施する活動として守りの概念でとらえられてきたことが多いと思いますが、SDGs (Q 25 参照) は中核的な事業を通じて社会課題を解決するものであり、ビジネスチャンスにもつながることから、攻めの概念で捉えられることが多いと思います。

CSR の情報開示は、GRI スタンドアード (Q 8 参照) では報告書の読者を多様なステークホルダーであると想定しています (いわゆるマルチ・ステークホルダー・アプローチ)。そのため開示項目としては、企業にとっての重要課題ではなく、企業が経済・環境・社会に与える影響を評価する視点も一般的にも持たれることとなります。

一方、SDGs の情報開示 (Q 28 参照) は企業のビジネスにとってもチャンスであり、CSV (Q 3 参照) 的な側面もあります。SDGs の 17 の目標に関わる社会問題の現状を把握し、それぞれの企業のバリューチェーンから SDGs の 17 の目標との関わりを企業に与える影響の観点からマッピングし、企業のバリューチェーンが大きな影響を及ぼす SDGs の目標・ターゲットを理解し、企業が取り組むべき優先課題を特定します。その上で SDGs に関する取組の進捗、パフォーマンスの情報について、その戦略的意図、創出された社会価値創造などを適切に情報開示することになると考えられます。



Q.34 SDGsの取組が企業評価の尺度になるといわれますが、どのようなことを指すのでしょうか？

A.34 SDGsに取り組むことにより中長期的には企業価値の向上が期待できますので、SDGsに対する取組は企業評価の一つの側面として利用されています。

解説

SDGsに取り組むことにより、中長期的には企業価値の向上が期待できます（Q29-30参照）ので、その取組が企業評価の尺度（一側面）になることは論を待たないと思われま

す。ESG投資（Q50参照）、PRI（Q55参照）のように投資行動にあたって、企業の財務情報だけでなく、将来の企業価値に影響を与える環境情報・社会性情報・ガバナンス情報も考慮して投資判断を行うケースが多くみられるのも、これら非財務の取組が中長期的な企業価値の向上につながることを意識してのことだと想定されます。

年金積立金管理運用独立行政法人（Government Pension Investment Fund：GPIF）もPRIに署名しており「SDGsに賛同する企業が17の項目のうち自社にふさわしいものを事業活動として取り込むことで、企業と社会の「共通価値の創造」（Creating Shared Value：CSV）が生まれます。その取組によって企業価値が持続的に向上すれば、GPIFにとっては長期的な投資リターンの拡大につながります。GPIFによるESG投資と、投資先企業のSDGsへの取組は、表裏の関係にあるといえるでしょう。」³¹と表明しています。

また、ダイベストメント（Q63参照）のようにESGに対して負の側面を持つ企業に対する投融資が避けられる傾向にあることから、SDGsへの取組は、企業側にとっても直接的な評価項目につながるものとして認識されていると考えられます。

また、評価の一例として、SDGsの取組を消費者視点で評価する「企業版SDGs調査2021」³²を紹介します。これは、各業界を代表する有力企業210社を対象に、SDGsへの取組やESGイメージのほか、好感度や購入経験、投資意欲、就職意欲などの企業評価について、一般消費者による評価を行い、それを数値化したものです。

これによると総合的な順位のほか、SDGsの17の目標ごとに評価が行われており、関連する非財務情報の報告書を見る上での参考になるものとなっています。また、SDGs認知が高い人ほど、SDGsに取り組んでいる企業に対する評価が高いという結果も出ています。世の中のSDGsの認知度は急上昇していることから、投融資の観点ではなく、本業（売上高）の観点でもSDGsへの取組は重要な企業評価尺度の一つになりつつあると言えるでしょう。

ゴール	最も評価が高い企業	平均
1 貧困をなくす	日本マクドナルド	9.4 3.8
2 飢餓をゼロに	日清食品	19.6 4.0
3 すべての人に健康と福祉を	大塚製薬	18.1 5.6
4 質の高い教育をみんなに	ベネッセ	13.4 3.5
5 ジェンダー平等を実現しよう	ワコール	12.0 4.1
6 安全な水とトイレを世界中に	TOTO	17.7 3.7
7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	ENEOS	23.0 5.9
8 働きがいも、経済成長も	ヤマト運輸	11.8 6.4
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	トヨタ自動車	16.6 6.5
10 人や国の不平等をなくそう	Apple	6.6 3.1
11 住み続けられる街づくりを	積水ハウス	21.5 4.2
12 作る責任、使う責任	トヨタ自動車	10.7 5.0
13 気候変動に具体的な対策を	トヨタ自動車	5.8 2.6
14 海の豊かさを守ろう	スターバックス	4.8 2.0
15 陸の豊かさも守ろう	住友林業	7.2 2.1
16 平和と公正をすべての人に	オリエンタルランド	4.7 2.1
17 パートナリシップで目標を達成しよう	三菱UFJ銀行	4.6 2.1

³¹ <https://www.gpif.go.jp/investment/esg/>（2021年10月12日アクセス）

³² <https://news.tiiki.jp/articles/4685>（2021年10月12日アクセス）

Q.35 SDGs を広告宣伝に使っている（SDGs ウォッシュ）と批判されるのはどのような場合ですか？

A.35 SDGs ウォッシュとは、SDGs に熱心に取り組んでいるように見せかけて、実態が伴っていないことを意味し、悪意がある場合はもちろんのこと、知らず知らずの間に SDGs ウォッシュとなるケースもありますので、注意が必要です。

解説

SDGs ウォッシュは、グリーンウォッシュから派生した造語です。

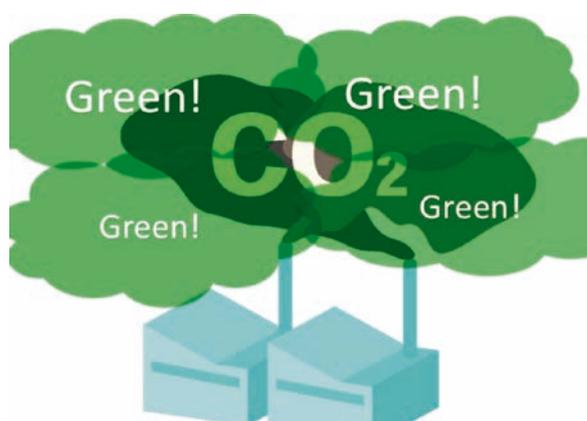
グリーンウォッシュ（greenwash）とは、1980年代半ばから欧米の環境活動家を中心に使われ始めた言葉であり、環境に配慮したエコをイメージさせる「グリーン（green）」と、うわべを飾る（ごまかし）という意味の「ホワイトウォッシュ（whitewash）」を組み合わせた造語で、一見、環境に配慮しているように見せかけて、実態はそうではなく、環境意識の高い消費者に誤解を与えるような行動・開示を指す言葉です。すなわち、SDGs ウォッシュとは、一見、SDGs に熱心に取り組んでいるように見せかけて、実態が伴っていないことを意味します。

具体的には次のような行動が SDGs ウォッシュに該当すると考えられます。このようなことが発生する原因としては、そもそも悪意がある場合もありますが、そうでない場合であっても、取組が不十分であるケースや開示が適切でないケース、SDGs に対する取組は実施しているが、それに伴い知らない間に負の影響が創出されている場合などが挙げられます。

- ①明確ではない言葉や抽象的な表現を用いて表現するケース（例：抽象的に SDGs 先進企業などと宣伝する、難解な専門用語や情報を用いて説明する）
- ②ある側面では SDGs の趣旨に沿っていることから開示しているが、それが SDGs に反した活動で成り立っているケース（例：グリーン商品を SDGs の取組例として開示しているが、それが多大な環境負荷のもとで製造されている）
- ③根拠がないにもかかわらず暗示的に良いイメージを与える写真や図を使用しているケース（例：煙突から煙の代わりに花が出ているイメージ図）
- ④活動のごく一部のみを全体の活動と誇張しているケース（例：ほんの一部で行っている SDGs 活動を強調したり、同業他社がほとんど行っていない SDGs 項目について少しだけ取組他社よりも SDGs に取り組んでいると発表したりすること）

SDGs ウォッシュが企業にもたらす影響の一つに、ステークホルダーからの信頼の低下が挙げられます。SDGs ウォッシュを行うことにより「開示や Web サイトでのアピールと実態が異なる」ということで、企業のイメージダウンにつながり、消費者や投融資先、従業員等からの印象を悪くする結果となります。

<グリーンウォッシュイメージ³³>



³³ <http://www.kankyoshimin.org/modules/blog/index.p> ウェブサイト?content_id=406 (2022年2月24日アクセス)

Q.36 日本のCSR調達の取組はどの程度浸透していますか？ また、グリーン調達・購入の意義を教えてください。

A.36 CSR調達とは、CSRに関する取組が進んでいる企業から製品やサービスを調達することを言い、グリーン調達とは、環境負荷の少ない製商品・サービスや環境配慮等に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達することを言います。

解説

CSR調達とは、企業などが調達先の選定や調達条件を設定する際に、CSRの観点も踏まえて基準を設定し、CSRに関する取組が進んでいる取引先から製品やサービスを調達することを言い、自社のみならずサプライチェーンを構成する企業のCSRの推進を図ることとなります。

また、グリーン調達とは、CSRの要素（Q1参照）のうち、環境的側面に注目して、環境負荷の少ない製商品・サービスや環境配慮等に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達することを言い、CSR調達の一形態と言えます。

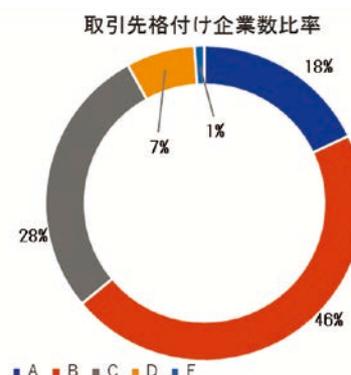
国連GC（Q6参照）では、企業等に対し、人権や公正な事業慣行、労働安全衛生、児童労働の禁止、法令遵守に関してビジネスパートナーに取組を要請するCSR調達の促進を求めており、ISO26000（Q7参照）でも同様です。また、企業行動憲章（Q11参照）でも法令遵守、品質・安全性、環境保全、情報セキュリティ、公正取引・倫理、安全衛生、人権・労働などに配慮した適切な取引方針の策定を求める旨が示されていることから、広く普及している取組と言えます。

業界としては、社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）が「責任ある企業行動ガイドライン～サプライチェーンにおける責任ある企業行動推進のために～」を公開しており、ウェブサイト等で自社のCSR調達方針を開示している会社も多くみられます。

取組の1例として、ある企業では、一定の範囲の取引先に対してアンケート調査を行い、その回答の得点率に応じて取引先をAからEの5段階に格付けした上で、AからCランクを「取引先として問題がない」と定義しています。なお、AからCランクを獲得した企業の比率は、アンケート先の92%と公表されています。

このように調達先に対して調査を行う企業も多く、その内容及び結果はサステナビリティ報告書などに開示されています。

また、環境省が『グリーン調達取組事例データベース』³⁴を公表しています。



³⁴ https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jirei_db/map.html

Q.37 CSRの要素のうち、日本の労働や雇用関連に関する取組、特にジェンダーギャップの観点では世界的にみてどの程度ですか？

A.37 雇用法制や雇用慣行が違いますので労働環境は単純比較できません。ジェンダーGAPの観点では日本は遅れているという報告もあり、SDGsの観点でも更なる取組が必要となります。

解説

OECDの調査結果として、失業率や低所得者の割合等、横断的に比較・表現可能なデータは一部にあるようですが、労働法制や経済の状況は、各国ごとに異なりますので、給与水準や休暇の取得率、福利厚生といった労働慣行に関する取組の現状について、国際比較されることはあまりないと考えられます。サステナビリティ報告書（Q45参照）でも、一般的には労働関係のKPIのバウンダリー（集計範囲）は、国内子会社に限定されていることが多くなっています。

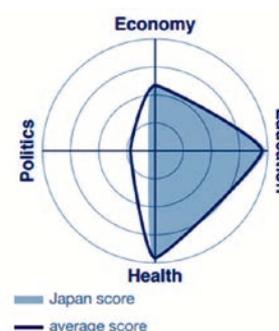
一方で、ジェンダーの平等（ジェンダーギャップの解消）はSDGsでも掲げられている重要な課題であり、国際的な比較も行われています。

我が国でも女性活躍担当大臣が置かれるなど、女性の社会進出等に対する取組を進めているところですが、「Global Gender Gap Report 2021」（世界経済フォーラム）では、日本のジェンダーギャップ指数のランキングは、156か国中120位となっており、諸外国と比較しても遅れていることが伺えます。

評価項目は大項目として4種類あり、次のとおり、特に女性の政治参画の観点が世界的にも非常に低順位となっています。

項目	順位
Economic Participation and Opportunity	117位
Educational Attainment	92位
Health and Survival	65位
Political Empowerment	147位

出典：Global Gender Gap Report 2021（世界経済フォーラム）



5 ジェンダー平等を実現しよう

[目標5.] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

- 5.1 あらゆる場所の、あらゆる形態の女性や女児に対するすべての差別をなくす。
- 5.2 すべての女性や女児に対する、人身売買や性的搾取などあらゆる形態の暴力をなくす。
- 5.3 早期結婚や強制結婚、未成年者の結婚、女性器切断などの害のある慣行をなくす。
- 5.4 公共サービスや社会保障政策などをとおして、報酬のない育児や家事労働を評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野など、意思決定において、女性の参加やリーダーシップの機会を平等に確保する。
- 5.6 国際的な会議に従い、性や子どもを産むことの権利や健康を誰もが守られるようにする。

Q.38 ダイバーシティやLGBTについてもCSRのテーマに含まれるのでしょうか？
また、含まれる場合、どのような取組があるのでしょうか？

A.38 ダイバーシティ（多様性）やその側面の一つであるLGBTについてもCSRの社会的側面の課題として重要なテーマです。

解説

ダイバーシティ（Diversity）とは、年齢、性別、国籍（人種・民族）、宗教、学歴・職歴、性的指向・性自認、趣味嗜好といった人材の多様性を認めることを言います。もともとは人権問題や雇用機会の均等などを説明する際に使われていましたが、現在は企業価値向上のために必要なものという文脈で語られることが多くなっています。すなわち、ダイバーシティを推進することにより、優秀な人材の確保、イノベーションの促進、企業の評価向上などのメリットがあるとされており、「ダイバーシティ 2.0」検討会報告書（経済産業省2017年3月）においても実践のための7つのアクションが定められています。

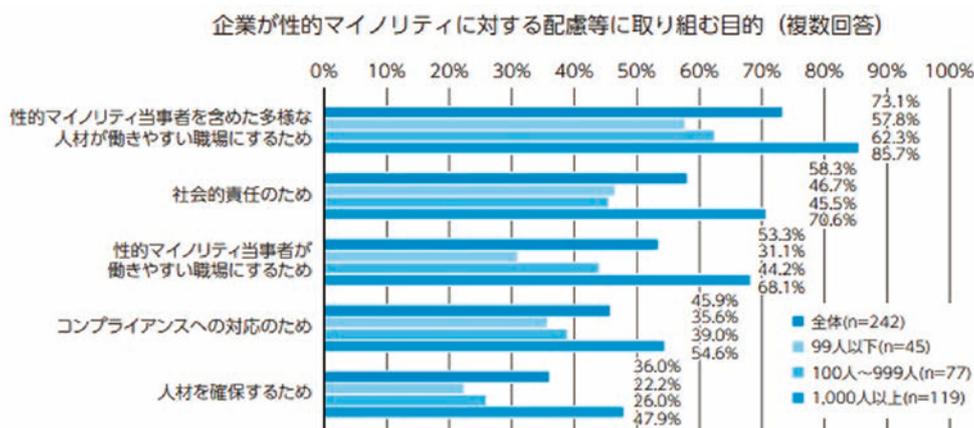
日本公認会計協会近畿会においても「ダイバーシティ推進委員会」を新たに設置し、ダイバーシティの推進に取り組んでいるところです。

LGBTもダイバーシティ（多様性）に関する課題の一側面です。LGBTとは、レズビアン（Lesbian：同性を好きになる女性）、ゲイ（Gay：同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（Bisexual：両性を好きになる方）、トランスジェンダー（Transgender：生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない方）の頭文字を取った用語です。

性的指向や性自認は、本人の意思で選択したり変えたりできるものでも、矯正したり治療したりするものでもなく、個人の尊厳に関わる問題として尊重することが大事と言えますので、重要な人権課題の一つと言えます。

一部自治体でも関連する条例（例：性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（大阪府））が制定され、経済界でも『ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて』（2017年5月16日 一般社団法人日本経済団体連合会）が公表されています。

<多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集（2020年3月厚生労働省）>



Q.39 非財務情報の開示に関する国内外の制度状況について教えてください。

非財務情報とは、その名のとおり財務情報以外のすべての企業情報が含まれます。主なものに環境・社会・ガバナンスなど、いわゆる CSR レポート（Q44参照）に記載される情報があります。具体的には、GRI スタンダードや ISO26000（社会責任に関する国際規格³⁵）に示される内容などが参考になります。

A.39 日本ではガバナンスについてはコーポレート・ガバナンス報告書や有価証券報告書での開示が制度化されていますが、環境や社会といった CSR 情報の多くは開示制度が無く、CSR レポートや統合報告などによる任意の開示となっています。海外では、EU は非財務情報開示指令（NFRD）により、加盟国が非財務情報の開示に関する法制化を行うことを求めており、米国では、2021年より、ESG に関する開示拡充の法制化に関する検討が行われています。

解説

日本企業の代表的な法定書類である有価証券報告書では、近年ますますガバナンスの開示が進められており、「記述情報の開示に関する原則」（Q41参照）により、サステナビリティ情報の開示の充実が図られています。しかしながら環境・社会の多くの情報は、環境報告書、環境・社会報告書、CSR 報告書、企業の社会的責任報告書、サステナビリティレポートなど、任意の書類での開示がなされています。これらは任意で作成されるものなので、タイトルは内容により様々ですが、企業の非財務情報を開示するものです（Q44-46参照）。このほか、財務情報と非財務情報を統合させた統合報告書の作成も多くなっています（Q46参照）。いずれも企業が任意で作成するものであり、法定書類ではありません。しかしながら、GRI ガイドラインや SASB、統合報告フレームワークなどの国際的なガイドライン等があるので、充実した開示をする企業が増えています（Q46-47参照）。

欧州では、2014年11月 EU 指令により、EU 加盟国は各国国内法を対応させ、2017年1月から始まる会計年度の公共性の高い企業（上場企業など）へ、社会・環境情報を年次報告書で開示することが義務付けられました。さらに2021年4月、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を提案し、欧州域内の企業が制度上の年次報告書を構成するマネジメント・レポートの中で、確立した基準に従いサステナビリティ報告を実施することを求めています。

米国では、バイデン政権は企業の ESG 対応強化を求めており、SEC は2021年3月4日「気候・ESG タスクフォース」を設置し、開示情報の充実を図る方向性を示しています。

日本においても、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改定により、すべての上場企業にサステナビリティ情報の開示の充実が求められましたので、今後開示の流れは加速するものと考えられます。

³⁵ 「ISO26000を理解する」財団法人日本規格協会 翻訳より
<https://webdesk.jsa.or.jp/pdf/dev/discovering%20ISO%2026000.pdf>

III-1 非財務情報の開示：制度（今後の動き）

Q.40

コーポレートガバナンス・コードの改定（2021/6）に、サステナビリティ情報開示の充実が書かれていますが、今後の非財務情報を開示するにあたり、何を参考にすればよいでしょうか？

A.40

非財務情報を開示するための、GRIスタンダード、SASB、国際統合報告フレームワークなど、様々な国際的なガイドラインが存在します。

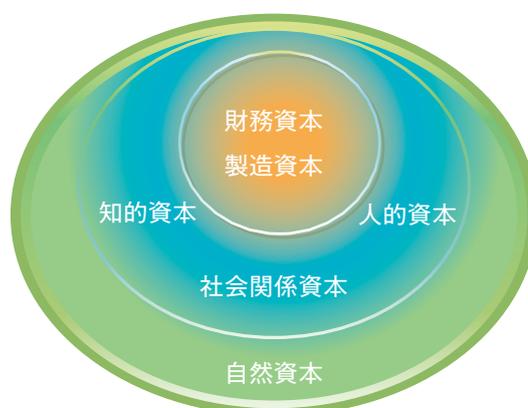
解説

GRIスタンダードとは、GRI (Global Reporting Initiative) という1977年米国で設立され現在はアムステルダムに本社を置く国際的な非営利団体が作成した非財務情報開示のための規則です。環境・社会に与えるインパクトを報告し、持続可能な社会への貢献を説明するフレームワークとして、2016年にGRIスタンダードを公表しています。マネジメント手法などの概要と、経済、環境、社会の3項目について項目別に構成されています。(Q8参照)

SASB (Sustainability Accounting Standards Board, サステナビリティ 会計基準審議会) は、2011年米国で設立された非営利団体です。2018年に、11セクター77業種について、情報開示に関する「SASBスタンダード」を公表しました(Q20参照)。環境、社会資本、人的資本、ビジネスモデルとイノベーション、リーダーシップとガバナンスの5つの局面について、それに関連する26の課題カテゴリーが設定されており、それぞれの開示するトピックや内容、計算や記載方法の説明、定量指標などから構成されています。

国際統合報告フレームワークは、国際統合報告評議会 (IIRC) が2013年に公表、2021年に改訂版が出された、統合報告書を作成するための指導原則や内容要素をまとめたものです。IIRCは、企業や投資家、会計専門家、NGO等により構成される国際的な連合組織であり、財務資本の提供者が利用可能な情報の質を改善することによって、より効率的で生産的な資本配分を可能とするための情報源として統合報告を位置付けています。フレームワークでは、六つの資本（財務・製造・知的・人的・社会関連・自然）を使った価値創造プロセスを示し、企業の中長期的なビジネスモデルを開示することを求めています。

なお、IIRCとSASBは2021年6月に、グローバルな非営利団体バリューレポーター財団 (Value Reporting Foundation) を設立するため合併しました。統合思考原則、統合報告フレームワーク、SASB標準などのリソースは、ビジネスニーズに応じて様々な使用可能なツールであり、長期的な価値を生み出し、パフォーマンスを向上させる戦略の策定、管理、コミュニケーションに必要な市場インフラを構成するものであると説明しています³⁶。(Q20参照)



出典：「国際統合報告フレームワーク」より作成

³⁶ バリュー・レポーター財団ウェブサイト <https://www.valuereportingfoundation.org/news>

Q.41 有価証券報告書にどのような非財務情報の開示が求められていますか？

A.41

有価証券報告書には、財務情報を補完し投資家による適切な投資判断を可能とするために財務情報以外の開示情報である、いわゆる「記述情報」³⁷が記載されています。記述情報では、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報などを、マテリアリティ（重要性）を使って分かりやすく開示することが求められています。

解説

有価証券報告書の前段は、財務情報以外の情報が記載されています。2019年3月に金融庁から公表された「記述情報の開示に関する原則」³⁸の特色は、①プリンシプルベースでのガイダンスを目指す、②非財務情報、いわゆる統合報告に記載される情報の一部取り込み、したがってその思考基盤である「中長期的な視点」、「財務資本以外の資本を含めた価値創造」、「マテリアリティの概念」と考えられます。特に総論における経営方針・経営戦略等に関する事項では、統合報告フレームワークで求められている事項との共通点が認められます。

コーポレートガバナンス・コード（2021年6月改訂）では、全ての上場企業に対しサステナビリティ情報の充実、特にプライム市場に上場される企業については気候変動情報についての開示が強く求められていますので、さらに非財務情報が記載されていくものと考えられます。

有価証券報告書の構成

第1部 企業情報

第1 企業の概況

1 主な経営指標等の推移、2 沿革、3 事業の内容、4 関係会社の状況、5 従業員の状況

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、2 事業のリスク、3 経営者による財政状態、経営成績、CFの状況の分析、4 経営上の重要な計画等、5 研究開発活動

記述情報の原則

第3 設備の状況

1 設備投資等の概況、2 主要な設備の状況、3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況、2 自己株式の取得等の状況、3 配当政策、4 コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

財務諸表、注記事項

財務情報
(会計監査対象)

B/S、連結P/L、包括利益計算書、株主資本等変動計算書、C/F計算書、作成の基本となる重要な事項、その他の注記及び付属明細表／内部統制報

第6 提出会社の株式事務の概要

第7 提出会社の参考情報

第2部 提出会社の保証会社等の情報

監査報告書（独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書）

金融庁「記述情報の開示に関する原則」を2019年3月19日に公表

2020年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用

JPX日本証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月版）は2021年6月11日から施行

³⁷ 金融庁「記述情報に関する原則」平成31年3月19日より

³⁸ <https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/01.pdf>

Q.42 非財務情報のパフォーマンスに関する指標にはどのようなものがありますか？

A.42 代表的なものは、E：環境では温室効果ガス排出量や水使用量など、S：社会は女性管理職比率や有給休暇取得率など、G：ガバナンスは社外取締役比率などがあります。GRIスタンダード、SASB、世界経済フォーラム（WEF）等が参考になります。

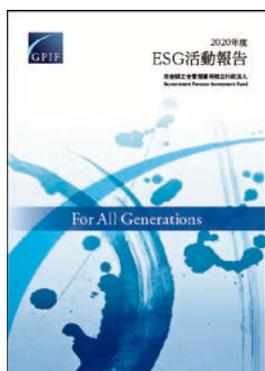
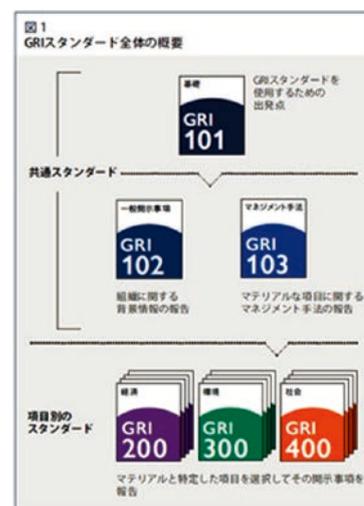
解説

GRIスタンダード³⁹（Q8参照）では、企業の概要（組織概要、戦略、マネジメント、ガバナンス）を示す100シリーズの他、各項目別に経済（200シリーズ）、環境（300シリーズ）、社会（400シリーズ）が用意されており、それぞれ開示が要求される項目や指標などが記載されています。

経済項目では、創出、分配した直接的経済価値（201-1）、のほか、気候変動による財務上の影響その他のリスクと機会（201-2）、地域の標準新人給与の比率や地域から採用した上級管理職の割合（202）、インフラ投資や支援の概要（203）、調達（204）、腐敗防止（205）等についての指標や記述情報の開示が求められています。環境項目では、組織内のエネルギー総使用量及び算定基準や前提条件など（302）、さらには組織内外の再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量と燃料の種類の開示、取水・排水・水使用量など（303）、温室効果ガス排出量（直接・間接・その他）及び排出原単位や削減量（305）などがあります。社会項目では、従業員の雇用と離職の総数と比率（年齢・性別・地域別）、各種休暇の取得総数など（401）、労働安全衛生から傷害者数や死亡者数と割合、労働時間等（403）、従業員一人当たりの年間平均時間（404）などがあります。詳しい内容はGRIスタンダード日本語訳が無料ダウンロードできますので、ご一読ください。

SASBについてはQ20の図を参照ください。WEFは毎年さまざまな分野の報告書⁴⁰を公表しています。

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の2020年度 ESG 活動報告⁴¹では、ESG活動の評価測定の中かで「日本企業におけるジェンダー・ダイバーシティ」の項を重要課題として挙げて、具体的なパフォーマンスとして①新規採用者における女性比率、②従業員に占める女性比率、③男性と女性の平均雇用年数の違い、④管理職における女性比率、⑤取締役会における女性比率、①～⑤の開示比率を検討しています。また気候関連財務諸表との開示・分析については、スコープ3への分析の拡大をすることで、サプライチェーン全体の温室効果のパフォーマンスを分析するなど、TCFD提言に関連する分析を行うため様々な温室効果ガス排出にかかるデータを集計・分析しています。



³⁹ GRIスタンダード日本語訳（GRI ウェブサイト） 図はGRIスタンダードから

⁴⁰ WEF <https://jp.weforum.org/reports>

⁴¹ GPIF「2020年度 ESG 活動報告」

Q.43 非財務情報の開示に対して、外部の第三者の保証を受けるメリットは何ですか？

A.43 ESG といった非財務情報は、投資の意思決定の際にサステナビリティ・リスクや、気候変動に関する対応などサステナビリティ課題が財務諸表に与える影響を知るためにも重要となります。そのため非財務情報の信頼性が求められるので、その手段の一つとして第三者の保証を受けることが考えられます。

解説

EUでは公共性の高い企業（上場企業等）に対し、制度的な財務報告の中でのESG情報の開示を義務付けています。現在、その情報開示レベルの向上と、保証についても義務化するための改定作業に入っています⁴²。2019年に公表・施行された「欧州グリーンディール政策」は、気候変動対策や資源効率の向上等により持続可能な社会の構築を目指すEUの新成長戦略です。その達成には莫大な投資が必要であり、公共・民間から必要な資金の導入を促すことを目指して、サステナブル・ファイナンスを推進しています。このため開示される情報は、投資家やステークホルダーが重要と考える情報が十分なレベルで提供され、かつ透明性のある信頼できる情報であることが求められます。EUではこの要求に対応するために、非財務情報の開示を義務付けた法令（非財務情報開示指令 2014/95/EU）の改定を行い、開示情報の内容・品質・信頼性の向上を目指しています。

これはEUの法令ですが、EUでは適用範囲を拡大し全ての大規模企業と上場企業を対象にする予定であることから、EU市場で上場する域外企業とその子会社も対象となります。日本企業の子会社等も対象となるのは確実です。情報の内容やレベルは、EUが求めるサステナビリティ情報の開示レベルと同等レベルが求められることは予想できることです。EUが求める開示項目の中には、TCFD勧告の影響も色濃く反映されており、気候変動情報以外にもかなり高い水準での情報開示が求められることが推察されています。そしてこれらの開示情報に対して、保証の受審義務を課すことが改定の中に盛り込まれています⁴³。

日本企業が国際経済社会で競争していくためには、国内での法制化を待たずに、国際的な水準に対応できる非財務情報の開示とその信頼性の確保が必要だと考えられます。



⁴² 2021年4月21日に改正法案となる「企業サステナビリティ報告指令案（COM（2021）189final）」公表。同指令による加盟国での国内法化の期限は2022年12月1日であり、2023年1月1日から適用開始となる予定。

⁴³ この項は上妻 義直「EU・企業サステナビリティ報告指令の影響」「近づくESGデューデリジェンスの義務化」「GAAP化を目指す非財務報告基準」一般社団法人サステナビリティ情報審査協会を参照にした。

Q.44 CSR 報告書について教えてください。

A.44 CSR 報告書とは、企業が自主的に作成し公開している報告書であり、企業の環境・CSR 活動に関する情報が記載されています。

解説

環境報告書、環境・社会報告書、CSR 報告書、企業の社会的責任報告書、サステナビリティレポートなど、記載している内容によってさまざまなタイトルのものがありますが、企業の環境・CSR などの非財務情報を開示した任意の報告書であり、CSR 報告書はその代表的な名称と言えます。多くの企業で日本語版の他に英語版や中国語版を作成し、自社のウェブサイトから無料でダウンロードできるようにしています。

作成ガイドラインには、環境省「環境報告ガイドライン」（2007、2012、2018年改訂）や、国際的な GRI スタンドアード（Q40、42参照）があります。

最近では CSR 報告書においても、中長期的な戦略や価値創造モデル、企業が目指す社会課題の解決（SDGs への貢献）といった情報を記載する企業が増加しています。

< CSR 報告書の一般的な目次（例） >

項 目	内 容
表紙	表紙には意味があり、深い想いがこめられている
編集方針／目次	準拠／参照したガイドライン、レポート作成の意図。当該冊子以外の情報（ex. ウェブサイトなど）について、企業情報の概要を紹介
ハイライト	対象年度に発生した重要な出来事を簡単に紹介。ここだけで概要が分かる
企業概要／事業概要／財務情報	レポートの内容を理解するための基本的な情報
企業理念／経営方針	CSR 経営の基本となる企業理念や経営方針、長期展望や中期経営計画と CSR 目標の関連など
トップコミットメント	「ごあいさつ」などのタイトル。経営トップが自社の CSR 経営について、その概要や展望を語る、注目度の高いページ
CSR の考え方	CSR 方針や行動計画など企業行動のベースが何かという情報
特集	今年のレポートで、一番のトピックスとなる出来事や、いま一番伝えたいことを「特集」としてまとめた記事
コーポレート・ガバナンス	内部統制などの状況。有価証券報告書と同じ情報を記載している企業も多い
コンプライアンス	コンプライアンスへの対策について、組織や具体的行動を記載
取引先／CSR 調達	サプライチェーンを対象とした対応
CS／お客様への取り組み	社会性情報のひとつ。顧客や調達先などに対する対応
環境情報：環境への取組	環境報告書に記載されていた情報がほとんど掲載。ページの都合でダイジェストになっている場合が多い
社会貢献：社会への取組	社会性情報のひとつ。地域社会との交流やボランティア活動など
雇用・労働：従業員への取組	社会性情報のひとつ。労働に関する情報。教育訓練制度の状況、育児・介護休暇などの整備・運用状況など具体的な情報
グループ企業の情報やサイト情報の紹介	報告対象の主体以外のグループ企業の情報や、主力工場の個別情報など
第三者保証／第三者意見	監査法人系の会社などによる第三者保証の意見書や、有識者などによるコメントなど、社外からの総括的な意見
編集後記	編集を担当した CSR 部署からのコメントなど

（筆者作成）

Q.45 環境報告書、CSR 報告書、サステナビリティ報告書、統合報告書の違い及びこれらの報告書と有価証券報告書との違いを教えてください。

A.45 有価証券報告書は、金融商品取引法に基づき対象となる企業が必ず作成しなければならない財務情報を中心とした法定書類であるのに対し、環境・CSR・サステナビリティ報告書や統合報告書は、企業が自主的に非財務情報を開示するために作成する書類です。法定書類ではないため、企業独自の工夫が可能です。それぞれの報告書の違いは、下記の表をご参照ください。

解説

日本では1992年の地球サミットを契機に環境保全意識が高まり、その活動内容を開示するために、企業が自主的に環境報告書を作成し希望者に配布するようになりました。環境省は、2000年度から「環境報告書ガイドライン」を公表しており、自主的に作成される報告書においても、多くの報告書がガイドラインを参照しているため、ある程度報告書の形式が揃っています。その後、環境情報だけではなく、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンス、社会貢献活動、労働に関する情報など社会性情報に関しても記載する企業が増加し、現在では「CSR レポート」というタイトルが一番多くなっています。

なお「環境報告書」と「CSR レポート」を別々に作成し2冊開示する企業や、海外の投資機関や格付機関からの要求に応えるため、英語版を作成する企業も少なくありません。紙媒体だけではなくWEB開示も近年急増しており、冊子のものがダイジェスト版で詳細情報はWEBにあるなどの媒体の使い分けもされています。学校や生活協同組合などの非営利法人がCSR レポートを作成するのは組織の活動を通じて地域社会や地球環境に様々な影響を及ぼしているため、そのことを分析評価し、社会的責任に基づいて活動していることをステークホルダーに説明することが求められるからです。なお、独立行政法人は環境報告書の作成が義務付けられています。

2010年度には、IIRC から統合報告フレームワークの前身となるディスカッションペーパー⁴⁴が公表され、そこで財務情報と非財務情報を統合し、企業が開示する企業活動を示す報告書として「統合報告」の概念が提案されました。日本でも多くの企業が統合報告の作成に取り組んでいます。これら報告のタイトルは「アニュアルレポート」や「(社名) レポート」といったものが多いようです。なお統合報告書は「簡潔に」という趣旨であるため、CSR 報告書を別途作成する企業も増えています。

有価証券報告書においても、気候変動情報を中心とするサステナビリティ情報の記載が求められており、今後は非財務情報の記載が増えていくものと考えられます。

- **環境報告書** 1990年代後半から。環境会計など環境情報を掲載。統合報告書の別冊として作成される場合も多い。
- **環境・社会報告書** 2000年頃。環境情報に加え、社会貢献やコンプライアンスなどの情報を掲載。CSR 報告へ進化
- **CSR 報告書** 2003年がCSR 元年と呼ばれる。社会情報に雇用や人権が加わる。現在も多くの企業が作成
- **サステナビリティ報告書** 環境・社会・経済の三つのボトムラインが揃って健全であってこそ、持続可能な社会の発展に貢献する持続可能な企業であるというサステナブルな企業であることを報告する。統合報告が主流となりつつある現在、統合報告書を補完する役割が期待される。
- **統合報告** 2013年から。財務情報と非財務情報を統合して簡潔に報告。これ1冊で企業の概要がわかる。急増中

⁴⁴ 2011年9月に国際統合報告委員会 (IIRC) から Discussion Paper「統合報告に向けて -21世紀における価値の伝達-」が公表され、広く意見が求められた。その後2013年に、統合報告書の作成に係る指導原則や内容要素をまとめた「国際統合報告フレームワーク (The International <IR> Framework)」を公表、2021年1月に改定した。

Q.46 統合報告書とはどのような報告ですか。その目的や報告対象者を教えてください。

A.46

統合報告書とは、企業の新しい情報開示媒体として2010年にIIRC⁴⁵（International Integrated Reporting Council：国際統合報告評議会）が提案したもので、財務情報の他にその他の情報（環境・CSRなどの非財務情報）を統合的に記載した報告書を言います。具体的にはIIRCが公表した国際統合報告フレームワークが参考になります。

解説

統合報告書は、企業が財務・製造・知的・人的・社会関係・自然の六つの資本（Q40）を使って価値創造をするストーリーと、それを達成するための関連する情報及び実績や見通しを記した報告書と考えられます。それは投資家をはじめとするステークホルダーと企業が対話するための重要なツールとしての役割を持ち、社内外と情報を共有するための重要なアイテムとなります。戦略やガバナンスがどのように価値を創造することに結び付くのか、それは短期だけではなく、中長期的にどのような価値を創造していくのか、そのアウトプットとアウトカムは何なのか、を示した報告書となるものです。なお2021年の改訂版では、価値の創造だけではなく、その保全または毀損という単語が追加され、プラス面だけではなくマイナス面も含めたより具体的な説明が求められるようになりました⁴⁶。

統合報告書作成の基礎となる統合報告フレームワーク⁴⁷では、経済とサプライチェーンのグローバル化が進み、非財務情報の重要性が増したことから、企業の情報開示が変革する必要があると述べ、それは単なる情報量の増加ではなく、情報間の結合性を明らかにし、情報の散乱を解消することが必要であるとしています。

指導原則	内容要素
[A] 戦略的焦点と将来志向	[A] 組織概要と外部環境
[B] 情報の結合性	[B] ガバナンス
[C] ステークホルダーとの関係性	[C] ビジネスモデル
[D] 重要性	[D] リスクと機会
[E] 簡潔性	[E] 戦略と資源配分
[F] 信頼性と完全性	[F] 実績
[G] 首尾一貫性と比較可能性	[G] 見通し
	[H] 作成と表示の基礎

統合報告フレームワークより筆者作成

フレームワークは、基礎概念、指導原則、内容要素から構成されており、統合報告書ではこれらの情報が具体的に記載されることとなります。ただし統合報告についてはフレームワークしか存在しないため、具体的な内容は、フレームワークの概念から統合思考（Q47参照）をもとに各組織で議論して考えていくこととなります。経営理念や社是など、企業組織の根幹となるものを基盤に、どのような価値を社会に提供してい

くかという戦略、そのためにどのようなマネジメント体制があるのかなど具体的な記述情報と、戦略を遂行するための具体的な目標と指標、実績や見通しを記載します。

統合報告書が対象とする範囲は、財務報告の範囲より大きく、バリューチェーンや企業外部のステークホルダーとの関係を通じた価値創造が重要となります。

また統合報告書は簡潔に示すものであるため、ESG投資に必要な情報量を確保するために、統合報告書とは別に、財務情報は有価証券報告書、非財務情報はCSR報告書などの情報量の多い別の報告書を参照する形式をとる企業も多く見られます。

⁴⁵ IIRCは2021年6月にSASBと合併し、価値報告財団（Value Reporting Foundation: VRF）が設立された。

⁴⁶ その他の改定事項については、IIRCウェブサイトご参照。

⁴⁷ 国際統合報告フレームワークは、2013年に公表され、2021年1月に改訂版が出された。統合報告フレームワーク改訂版（2021年1月）
<https://www.integratedreporting.org/wp-content/uploads/2021/01/InternationalIntegratedReportingFramework.pdf>

Q.47 統合思考と統合報告書はどのような関係にあるのでしょうか？
 統合報告書で記載が求められている価値創造プロセスとはどのようなものなのでしょうか？

A.47 統合思考は、統合報告書を作成するための基盤となる思考です。統合報告書は従来の財務報告書やCSR報告書などと違い、組織（企業等）の中の様々な組織（事業単位、機能単位）と、組織を取り巻く外部環境すなわち組織が利用し影響を与える資本との関係について、短期・中期・長期的な価値の創造や維持、毀損を考え、意思決定し行動しなければ作成が難しいものです。
 具体的に財務・製造・知的・人的・社会関係・自然の六つの資本と事業（ビジネス）がどのようなアウトプット（経済価値）とアウトカム（社会価値）をもたらすかを示したプロセスが、価値創造モデルです。これらの関係は、統合思考が組織の活動に浸透すれば、意思決定や行動において情報を結合させることに繋がり、社内外との対話ツールとしての統合報告書に記載すべき情報をマネジメントする情報システムも、よりよく統合できるということです。

解説

価値は、組織（企業）の事業活動及びその成果により、それぞれの資本の増減など変化に現れます。価値には二つの相互に関連する側面があり、これは組織（企業）内部に対する価値（経済価値）で金融資本の提供者への経済的利益に影響するものと、その他（組織外の利害関係者と社会全体）に対する価値（社会価値）を説明したものです。企業と他者は、相互に影響しながら活動し、関係性を持つことで、双方の価値を創造していくことが求められると言えるでしょう。例えば、企業の存在意義といえる経営理念に基づき、社会課題の解決を目指す製品を開発・販売することで、企業は経済価値（利益）を獲得し、その製品が社会を良くする（社会価値を提供）ことに貢献できるといったビジネスモデルです。これが価値創造モデルであり、企業が持つ六つの資本を投入し、事業活動の結果、売上など（アウトプット）を獲得し、その結果社会課題の解決に貢献する（アウトカム）ことができ、六つの資本をさらに増加させて循環させる仕組み（モデル）です。なお改訂版では、価値の創造というプラス面だけではなく、その維持や、毀損というマイナスのアウトカムについての記載が加わりました。

なお2021年に価値報告財団⁴⁸から統合思考原則⁴⁹のプロトタイプが出されました。そこでは、ビジネスモデルは戦略を実現するためのメカニズムであり、かつ時間軸に沿って創造する価値を説明するためのものとしています。ビジネスモデルの6つの領域（パーパス、戦略、リスクと機会、文化、ガバナンス、パフォーマンス）を通じて、取締役会など経営層や上級管理者など誰が何をするか三つの原則があり討議や評価をして適正に対処された場合にはじめて、様々な資本について主要な利害関係者のために短期から長期的な価値創造をバランスよく生み出すことが出来ると考え、それぞれ具体的な説明をしています。

<統合思考原則—全体的な意思決定のサポート>から

原則の理論的根拠：すべての組織のリーダーに、長期にわたる価値創造、維持及び毀損の低下に資する意思決定ができる不動のものを提供。

6つの領域がビジネスモデルを通じて対処された場合に、時間の経過とともに価値を創造できる。

6つの領域：パーパス、戦略、リスクと機会、文化、ガバナンス、パフォーマンス

3つの原則：レベル1 取締役会など経営層 ビジネスモデルについて6つの領域が組織全体で広く採用されているか
 レベル2 上級管理者 日常業務に組み込まれているか、進捗を評価
 レベル3 上級管理者 レベル2を受けて原則の運用、統合思考方法論

出典：統合思考原則（プロトタイプ2021）より作成

⁴⁸ 2021年6月にIIRCとSASBと合併し、価値報告財団（Value Reporting Foundation：VRF）が設立された。

⁴⁹ 価値報告財団（VRF）ウェブサイト <https://www.integratedreporting.org/integrated-thinking-principles-download/> [Integrated Thinking Principles Supporting Holistic Decision-Making (Prototype2021)]

Q.48 CDPとはどのようなものですか。企業経営や報告にどのように影響しますか？**A.48**

CDP⁵⁰は、投資家、企業、都市、州・地域が気候変動などの環境への影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営する非営利団体です。CDPは企業に環境情報開示を求めているので、ESG投資家を意識する企業の経営や報告に少なからず影響することが考えられます。

解説**【概要】**

CDP（旧カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）は、気候変動や環境破壊の影響に関する透明性や説明責任を重視する非営利の慈善団体で、2000年に英国のロンドンで設立されました。CDPは人と地球のために長期的に機能する、繁栄する経済の実現を求めています。CDPは投資家、企業、都市、州・地域が気候変動などの環境への影響を測定し、理解することで、真に持続可能な経済を構築するための、グローバルな情報開示システムを、過去20年以上にわたり構築し運営してきました。

CDPはこれまで気候変動、水セキュリティ、森林（フォレスト）の3つの領域に焦点をあててきました。

【気候変動】

CDPは、気候変動への取組は持続可能な経済の実現にとって不可欠なもので、炭素と気候変動リスクを効果的に管理するためには、測定と開示を通じて企業の意識を向上させることが不可欠と考えています。そのため、2002年以降、投資家を代表して、気候変動リスクと低炭素化の機会に関する情報開示と行動について、企業に質問票への回答を求め、その結果を公表してきました。当初は35の投資家を代表していましたが、2020年には総額110兆米ドル資産をもつ590以上の機関投資家と、5.5兆米ドル以上の調達額を持つ200以上の大口購入者を代表し、世界の大企業に質問票の回答を求め、結果を公表しています。環境情報開示の透明度と環境行動に優れた企業をAリスト企業として毎年公表していますが、日本企業はその数で世界一を誇っています。

【水セキュリティ】

CDPでは水の確保は、気候変動に対処し、利益を守るために不可欠と考えています。2009年から水セキュリティに関する質問票への回答を企業に求めてきました。CDPでは投資家や顧客の力を利用した活動を通じて、企業が環境への影響を開示し削減する動機付けになるよう、収集データを影響力のある意思決定者がリスクを減らし、機会を活かし、より持続可能な世界に向けて行動を起こすために公表しています。

【森林（フォレスト）】

CDPは、森林破壊は真のビジネスリスクをもたらすものと考え、森林破壊への影響を減らし、地球と利益の両方を守ることが必要と考えています。2011年から質問票への回答を企業に求めています。

⁵⁰ 参照 CDP ウェブサイト、<https://www.cdp.net/en> (2021年12月10日アクセス)

Q.49 TCFDは何ですか？ 誰を対象にした、どのような情報開示を求めていますか？

A.49 TCFDとは、金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）の略称です。TCFDは、投資家を主な対象とした、気候関連の財務リスクに焦点を当てた情報開示を求めています。

解説

TCFDは2015年12月に、G20（20の国々・地域の財務大臣・中央銀行総裁会議）の要請を受けて、金融安定理事会（FSB）の下部組織として設立された国際組織を言います。TCFDは、投資家等の適切な判断を促すための効率的な気候関連の情報開示及び気候変動への金融機関の対応を検討することを目的に設立されました。

TCFDは、企業が、投資家、債権者、保険会社、その他のステークホルダーに向けてより効果的に気候関連情報を開示できるフレームワークを開発し、2017年6月に最終報告書（自主的な情報開示の在り方に関する提言）を公表しました。

このTCFDの提言の内容は、国際的に確立された気候変動開示の枠組みであるとの認識が高まりつつあり、主要国では国内法制化の動きもあります。また国際財務報告基準（IFRS）の設定母体であるIFRS財団が、現在、IFRSサステナビリティ基準を設定する検討をしていますが、その際にTCFDの枠組みを参照することが示されています。我が国では企業のTCFD賛同企業数（2022年1月27日現在530団体⁵¹）も増加し、コーポレートガバナンス・コードでもTCFDに言及し、とりわけ東京証券取引所のプライム市場上場企業の場合にTCFD等の開示を要請しています（Q41参照）。

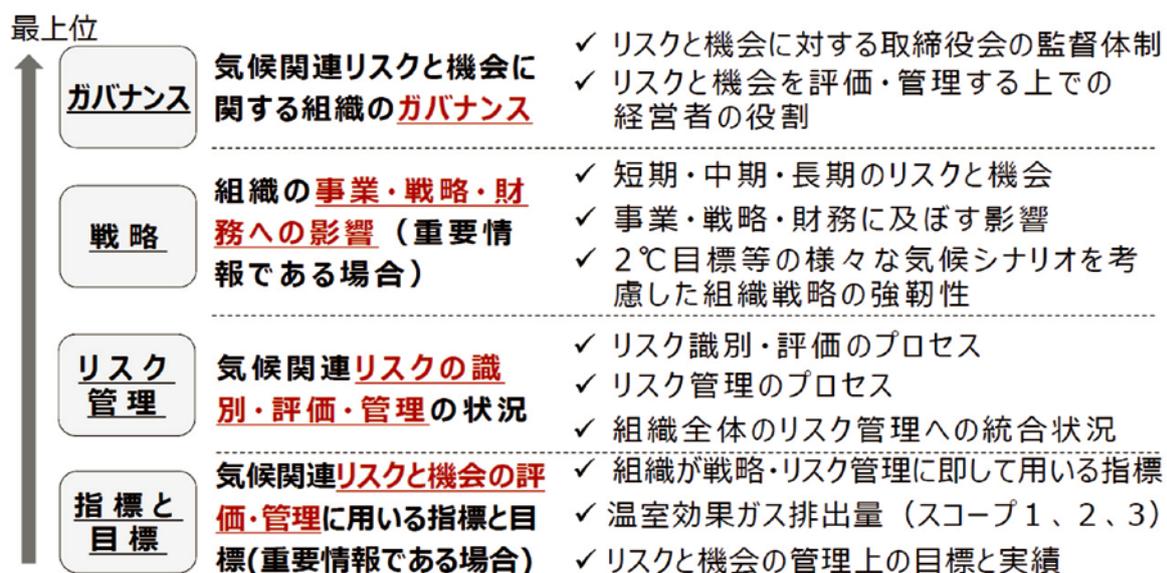


出典：環境省「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の概要」⁵²2020年7月環境省 地球温暖化対策室

⁵¹ TCFD コンソーシアムウェブサイト https://tcfid-consortium.jp/member_list (2022年2月26日アクセス)

⁵² https://www.env.go.jp/press/02_TCFDgaiyousiryoku.pdf (図表の出典は全て)

TCFDの提言では、企業の気候関連のリスクと機会の情報開示を重視しています。なぜなら、気候変動への対応や炭素排出量の削減が求められる低炭素経済に移行していく中で、ESG投資を行う機関投資家や金融機関にとって、投資先企業のリスクや機会がどのようなもので、それが戦略に結び付いているかを理解して投資の意思決定をすることが重要となるからです。また、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標、財務上の影響に関する情報開示を求めています。低炭素経済に移行していく中で、企業行動の変容やビジネスモデルの変革が求められ、その結果、企業資産の財務的価値が毀損するリスクがあると考えられています。例えば、気候変動関連の法規制や技術変革によって、炭素依存度の高い資産や埋蔵化石燃料資産が中長期的に価値を失い「座礁資産」となるリスクがあると考えられています。このような気候変動関連の財務的影響の情報を投資家に効率的に開示するフレームワークがTCFDの提言で示されています。



出典：気候関連財務情報開示タスクフォース、気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言（最終版）、2017、14ページを基に環境省作成

TCFDの提言には、2℃目標等の気候シナリオ分析が含まれています。このシナリオ分析は気候変動の不確実性の中で、起こりうるいくつかの結末を予想して、それに伴う将来の起こりうる出来事を分析するアプローチです。情報の受け手に注意喚起を促すとともに、不確実な状況に対応する企業行動を促進する効果があるとされます。例えば、化石燃料に依存した経営を行う企業をポートフォリオに持つ投資家は、炭素税の導入、技術的な変革、政治的な不確実性をもとにしたシナリオ分析の情報から、リスク低減のために自らのポートフォリオを見直すこともあるでしょう。

TCFD 関連の国内外の主な動向

年	国 内	海 外
2014年		2月：欧州委員会（EC）が「非財務情報の報告に関する指令（Non-Financial Reporting Directive：NFRD）」を採択
2015年		12月：金融安定理事会（FSB）がTCFDを設置；パリ協定採択
2017年		6月：TCFDが最終報告書（TCFD 提言）を公表 6月：ECが「非財務情報開示ガイドライン」（Non-Binding Guidelines）を公表
2018年	12月：経済産業省が「気候関連財務情報開示に関するガイダンス」（TCFD ガイダンス）を公表	3月：ECが「サステナブルファイナンスに関するアクションプラン（Action Plan：Financing Sustainable Growth）」を公表
2019年	5月：TCFD コンソーシアム設立 6月：「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定 10月：TCFDコンソーシアムが「グリーン投資の促進に向けた気候関連情報活用ガイダンス」（グリーン投資ガイダンス）を公表	6月：ECが「気候関連情報の開示に関するガイドライン」（TCFD 等開示ガイドライン）を公表 11月：ECが「金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則（Sustainable Finance Disclosure Regulation：SFDR）」を採択 11月：IASB ボードメンバーのAnderson氏が書簡「IFRSの基準と気候変動情報開示」を公表 12月：EC「欧州グリーンディール」公表
2020年	7月：TCFD コンソーシアムが「TCFD ガイダンス2.0」を策定	6月：EC「欧州タクソノミー規則」の法制化
2021年	3月：環境省が「TCFDを活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド ver3.0～」を再改訂（2019/3初版、2020/3改訂） 3月：国土交通省が「不動産分野における『気候関連財務情報開示タスクフォースの提言』対応のためのガイダンス」を公表 6月：農林水産省が「食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示入門（TCFD手引書）」を公表 6月：「コーポレートガバナンス・コード」3-1② プライム市場上場企業にTCFD同等レベルの開示を要求 10月：TCFD コンソーシアムが「グリーン投資ガイダンス2.0」を策定	4月：ECが「非財務情報の報告に関する改定法案（Corporate Sustainability Reporting Directive：CSRD）」公表 10月：英国がTCFD情報開示義務化のための会社法規則案を公表 11月：IFRS財団の技術準備作業部会（Technical Readiness Working Group：TRWG）が「気候関連開示」と「サステナビリティ開示一般要求事項」の2つのプロトタイプを発行

（筆者作成）

Q.50 ESG投資とはどのような投資ですか？ SRIやエコファンドと同じですか？

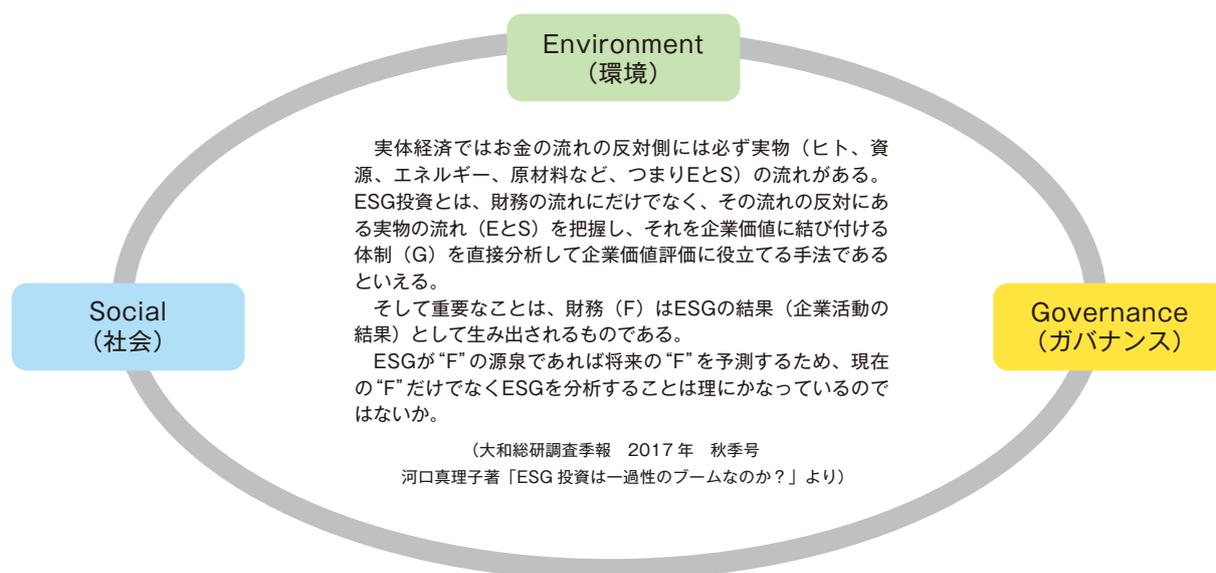
A.50 ESG投資とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に配慮して行う投資のことです。SRI（社会的責任投資）やエコファンドもESG投資の一種と考えられます。

解説

ESG投資とは、企業の環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の取組状況を評価して行う投資です。企業の業績を示す財務情報だけでなく、将来の企業価値に影響を与える可能性のある環境・社会・ガバナンス情報（ESG情報）も分析し、投資判断を行います。特に長期的な時間軸での投資では、気候変動、労働、人権などの環境・社会課題への対応、経営構造や組織文化などのガバナンス状況を考慮して、リスクや収益機会を識別することが投資パフォーマンスを最大化する上で重要となっているため、ESG投資が拡大しています。

ESG投資の資金の出し手としては、主として年金基金や保険会社や銀行など大量の資金を運用している機関投資家が、投資先企業のESGの取組状況を評価することや、ESG指数への選定状況を踏まえてESG投資を行っていますが、個人投資家もESGに配慮した企業の株式を購入したり、ESG指数を反映した投資信託の購入などによりESG投資を行っています。

社会的責任に配慮した投資であるSRI（社会的責任投資）や環境取組に焦点を当てる投資ファンドであるエコファンドもESG投資の一種と考えられますが、近年、ESG投資の主流化によりあまり見聞きしなくなっています。



出典：財務省「ESG投資について」2020年12月2日

Q.51 ESG投資には、どのような投資手法がありますか？

A.51 ESG投資には、様々な投資手法があり、ネガティブ・スクリーニング、ポジティブ・スクリーニング、ESGインテグレーションなど7つの投資手法があるとされています。

解説

世界のESG投資額を集計している国際団体GSIR（Global Sustainable Investment Review）は、ESG投資の投資手法を以下の7つに区分しており、ESG投資は一つの投資手法があるだけでなく、様々な方法で投資行動が行われています。

1 ネガティブ・スクリーニング

ESGの観点で問題を生じさせたネガティブな企業等を投資から除外して投資する手法

2 ポジティブ・スクリーニング

ESGの観点で優れた企業等に積極的に投資する手法

3 規範に基づくスクリーニング

国連GC、OECD、ILO等の国際的規範に基づき、要件を満たさない企業を除外して投資する手法

4 ESGインテグレーション

財務分析中心の従来の投資手法に、ESG等の非財務情報の分析も組み入れて、統合的に判断して投資する手法

5 サステナビリティ・テーマ投資

特定のサステナビリティのテーマ（例、クリーンエネルギー、ジェンダー・ダイバーシティ）に焦点を当てて投資する手法

6 エンゲージメントと議決権行使

ESG課題について投資先企業の経営陣との対話や議決権行使を通じて、企業の行動変容を促す投資手法

7 インパクト投資

社会問題や環境問題の解決を目的として投資する手法

これらの投資手法の中では、ESGインテグレーション、ネガティブ・スクリーニング、エンゲージメントと議決権行使での投資割合が比較的高くなっています。（Global Sustainable Investment Review（GSIR）2020⁵³）

⁵³ <http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2021/08/GSIR-20201.pdf>（2021年11月21日アクセス）

Q.52 ESG投資とSDGs投資とは同じものですか。

A.52 SDGs投資も環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に配慮して行う投資であるため、ESG投資の一種と考えられます。

解説

国連で2015年に採択された持続可能な開発のための2030年目標であるSDGsへ貢献している企業へ積極的に投資するのがSDGs投資です。SDGsは17の目標が定められていますが、その多くは社会課題や環境課題であり、これらの解決に貢献することに着目して投資するSDGs投資は、まさにESG投資といえます。



「SDGsアクションプラン2021」（2021年の重点事項）

■ 「SDGsアクションプラン2021」では、以下を重点事項として取り組む。

I. 感染症対策と次なる危機への備え

- ▶ 感染症対応能力を強化するため、治療・ワクチン・診断の開発・製造・普及を包括的に支援し、これらへの公平なアクセスを確保する。
- ▶ 次なる危機に備え、強靱かつ包摂的な保健システムを構築し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた取組を推進する。国内では、PCR検査・抗原検査等の戦略的・計画的な体制構築や保健所の機能強化など、国民の命を守るための体制確保を進める。
- ▶ 栄養、水、衛生等、分野横断的取組を通じて感染症に強い環境整備を進める。東京栄養サミットの開催を通じて世界的な栄養改善に向けた取組を推進し、国内では食育や栄養政策を推進する。

II. よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略

- ▶ Society5.0の実現を目指してきた従来の取組を更に進めると共に、デジタルトランスフォーメーションを推進し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制を整備し、「新たな日常」の定着・加速に取り組む。
- ▶ ESG投資の推進も通じ、企業経営へのSDGs取り込みを促進すると共に、テレワークなどの働き方改革を通じてディーセントワークの実現を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現等を通じ、個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会を目指す。
- ▶ バイオ戦略やスマート農林水産業の推進など、科学技術イノベーション（STI）を加速化し、社会課題の解決を通じてSDGsの達成を促進すると共に、生産性向上を通じた経済成長を実現し、持続可能な循環型社会を推進する。

III. SDGsを原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出

- ▶ 2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」への挑戦も通じ、世界のグリーン産業を牽引し、経済と環境の好循環を作り出していくとともに、防災・減災、国土強靱化、質の高いインフラの推進を継続する。
- ▶ 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実現に向けた海洋プラスチックごみ対策などを通じ、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- ▶ SDGs未来都市、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム、地方創生SDGs金融等を通じ、SDGsを原動力とした地方創生を推進する。

IV. 一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速

- ▶ あらゆる分野における女性の参画、ダイバーシティ、バリアフリーを推進すると共に、人への投資を行い、十分なセーフティネットが提供される中で、全ての人が能力を伸ばし発揮でき、誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会を目指す。
- ▶ 子供の貧困対策や教育のデジタル・リポート化を進めると共に、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進し、次世代へのSDGs浸透を図る。
- ▶ 京都コンgresや東京オリムピック・パラリンピック等の機会を活用して法の支配やスポーツSDGsを推進すると共に、地球規模の課題に関して、国際協調・連携の構築・強化を主導し、国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国を目指す。

SDGs達成のため、ESG投資で資金の流れを誘導する

出典：首相官邸 SDGs推進本部「SDGsアクションプラン2021」⁵⁴から

⁵⁴ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai9/actionplan2021.pdf>

Q.53 ESG 投資の拡大は、企業経営にどのような影響がありますか？

A.53 ESG 投資の拡大により、企業経営において従来よりも ESG を配慮した対応が必要となります。ESG 評価を高めるために、ESG 関連のリスクの低減や機会の拡大に注力することが必要となります。

解説

ESG 投資の拡大は、企業に否応なく ESG 強化への取組を加速させます。ESG 投資を推進する機関投資家等の多くは、企業が統合報告書やサステナビリティレポートなどで開示する ESG 情報を分析・評価し投資を行うため、企業には ESG 情報の開示を充実させることが求められます。ESG 情報を開示するためには、サステナビリティや ESG に関する方針の策定、ESG 経営の推進体制、ESG マテリアリティの特定、推進計画や目標の設定、各種 ESG 関連の取組の推進など ESG の取組実態を強化することが必要となります。各種取組においては、ESG 関連リスクを低減させるとともに、ESG 関連の収益機会の拡大させる方向で取り組むことが重要となります。

また、一部の投資家は、企業と直接的な対話や株主提案を通じて ESG の取組強化を求める場合もあり、これらへの対応も必要となります。さらに、ネガティブ・スクリーニングにより投資先から排除する ESG 投資もあり、影響力の大きな投資家からネガティブ・スクリーニングで投資対象から除外される場合には、スクリーニング対象となっている事業等を中長期的に推進するのか、撤退するのかという検討も必要となる可能性があります。

また、ESG 評価を向上させるための実務的な対応として、情報開示の強化だけでなく、ESG 関連の評価アンケートへの回答を行う必要があるなど、対応工数も増加します。

なお、投資家からの要求が自社に直接届くだけでなく、製品・サービスを提供している得意先企業から ESG サプライチェーン強化の一環で、間接的に ESG 取組の強化を求められる場合もあります。こうした得意先からの要求は増加傾向にあり、投資家以外のステークホルダーからの要求にも対応することが必要となります。



出典：経済産業省ウェブサイト「ESG投資の状況」⁵⁵から

⁵⁵ https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/esg_investment.html (2021年12月17日アクセス)

Q.54 21世紀金融行動原則とはどのようなものですか？

A.54 2011年10月にまとめられた、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針です。

解説

21世紀金融行動原則は、署名機関に以下の7つの原則に基づく実践を求めています。

【原則1】

自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。

【原則2】

環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。

【原則3】

地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。

【原則4】

持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。

【原則5】

環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。

【原則6】

社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。

【原則7】

上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

21世紀金融行動原則は、業態、規模、地域などに制約されることなく、協働する出発点と位置付けられており、5つの業務別及びテーマ別のワーキンググループ（運用・証券・投資銀行業務、保険業務、預金・貸出・リース業務、環境不動産、持続可能な地域支援）が設けられ、2022年1月13日現在、299機関が署名しています⁵⁶。

⁵⁶ <https://pfa21.jp/aboutus/lists> (2022年2月21日アクセス)

Q.55 「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」、赤道原則、責任投資原則（PRI）とはどのような原則ですか？

A.55 「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」、赤道原則、責任投資原則（PRI）は、責任投資を行う金融機関等の機関投資家が投資する際に配慮することが求められている原則です。

解説

【 UNEP FI の環境と持続可能な発展に関する金融機関声明 】

UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ；United Nations Environment Programme Finance Initiative）の環境と持続可能な発展に関する金融機関声明は、持続可能な発展は経済的・社会的発展と環境保護との調和にかかっているとの認識のもと、環境と持続可能な発展に対する金融機関のコミットメントを促し、金融事業と環境保全活動との調和を図ることを謳っています。1992年の地球環境サミットを契機として約30の銀行が署名した「環境と持続可能な発展に関する銀行声明」が、1997年に改称されたものです。

【 赤道原則 】

赤道原則（エクエーター原則）は、大規模プロジェクトへの融資の際に、環境・社会リスクを評価し、管理するための金融機関等の自主行動ガイドラインです。資源開発やダム建設等の大規模プロジェクトの実施により、自然環境の破壊や開発地域社会への悪影響が生じるのを防止することを目指すものです。赤道原則には2003年6月に欧米の主要銀行10行が採択し、2021年11月15日現在、38か国、126の金融機関が採択しています⁵⁷。

①赤道原則は、レビュー、及びカテゴリー付与、②環境・社会アセスメント、③適用される環境・社会基準、④環境・社会マネジメントシステムとアクションプラン、⑤ステークホルダー・エンゲージメント、⑥苦情処理メカニズム、⑦独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー、⑧誓約条項、⑨独立コンサルタントによるモニタリングと報告の検証、⑩情報開示と透明性の10原則で構成されています。

【 責任投資原則（PRI: Principles for Responsible Investment） 】

①責任投資原則は、2006年に国連のアナン事務総長が世界の機関投資家に署名を呼びかけたESGを考慮した責任投資行動に関する原則です。PRIは受託者責任を履行する投資家にESG問題に配慮する枠組みを提供するもので、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込む、②活動的な所有者になり、所有方針と所有慣習にESG問題を組み込む、③投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求める、④資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるよう働きかけを行う、⑤本原則を実行する際の効果を高めるため協働する、⑥本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告するという六つの原則を掲げています。責任投資原則には2021年11月15日現在、4,500を超える機関が署名しており、署名機関数は年々増加しています⁵⁸。

⁵⁷ <https://equator-principles.com/members-reporting/>（2021年11月21日アクセス）

⁵⁸ <https://www.unpri.org/signatories/signatory-resources/signatory-directory>（2021年11月21日アクセス）

Q.56 グリーン投資とはどのようなものなのでしょうか？

A.56

グリーン投資とは、気候変動などの環境問題に配慮した経済活動への投資を指し、TCFDコンソーシアムの発行するグリーン投資ガイダンス2.0では、「気候変動に対応する企業行動を後押しする投資」とされています。ESG投資のEの部分に焦点を当てた投資とも言えます。

解説

ESGのE（環境）に焦点を当てて、深刻化する環境問題の解決に貢献する経済活動へ資金を振り向けるのがグリーン投資です。具体的には、気候変動対策の一環で再生可能エネルギーの普及・拡大のための設備投資を促進させるための投資などがあります。グリーン投資は、経済的なりターンを得るだけでなく、環境問題の解決に貢献するという社会的な効果があります。

欧州では、2019年に欧州グリーン・ディール⁵⁹という戦略を打ち出し、2050年に気候中立を実現するため、気候変動対策への投資等を促進させています。米国でもバイデン大統領が4年間に2兆ドルを環境インフラ投資に振り向ける政策を推進するなど、グリーン投資が加速しています。

日本では、2020年10月に当時の首相である菅義偉首相が宣言した「2050年カーボンニュートラルの実現」を受けて、同年12月に発表された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、「規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資のさらなる普及を進める」とされていて、日本政府もグリーン投資を促進しています。

経済産業省が活動を支援するTCFDコンソーシアムは、2019年10月に「グリーン投資の促進に向けた気候関連情報活用ガイダンス（グリーン投資ガイダンス）」を発表し、2021年10月に「グリーン投資の促進に向けた気候関連情報活用ガイダンス2.0（グリーン投資ガイダンス2.0）」に改訂し、投資家や企業のグリーン投資の理解を促進しています。

脱炭素化に向けた動きが世界中で加速する中で、今後グリーン投資がますます促進されると考えられます。

基本的な考え方

企業価値向上につながる建設的な対話（エンゲージメント）の促進
気候変動に関するリスクと機会の把握及び評価
脱炭素化に向けたイノベーションの促進と適切な資金循環の仕組みの構築

「環境と成長の好循環」
の実現を目指す

出典：TCFDコンソーシアム「グリーン投資ガイダンス概要（日本語）」⁶⁰から

⁵⁹ 欧州グリーンディールでは、気候変動のほか生物多様性、サーキュラーエコノミーなど幅広い対策が含まれている。

⁶⁰ https://tcfcd-consortium.jp/pdf/news/19100801/overview_green_investment_guidance-j.pdf

Q.57 環境金融の世界的な流れや動向を教えてください。

A.57 環境金融と、環境に配慮した金融のことで、「金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることで、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくメカニズム」⁶¹とされています。環境問題の深刻化により、各国が環境に配慮した政策を強化する中で、その重要性が高まっています。

解説

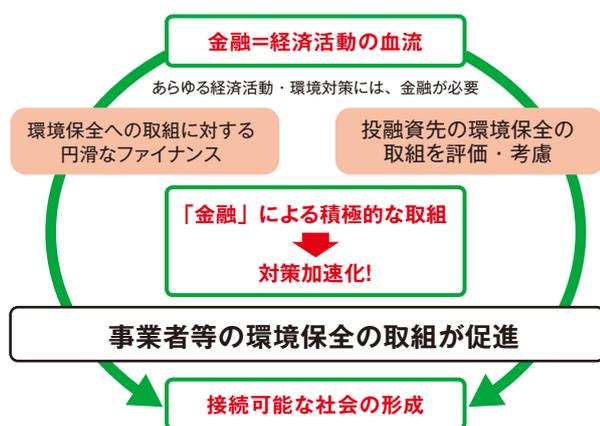
世界的な気候変動対応の強化や ESG 投資の拡大などにより、環境金融は拡大しています。環境金融の具体的な役割は、主に2つあります。

(a) 環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資

各種の環境プロジェクトに対する投融資、環境設備投資への融資、環境ベンチャー企業への投融資、環境ビジネスに関連するリスクへの保険サービスの提供など

(b) 企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資

投融資先の企業の活動を環境面から評価し、その結果を投融資活動に反映することで、環境配慮行動へのインセンティブを付与する、環境格付融資や責任投資（Responsible Investment：RI）など



日本では、金融庁が「金融機関のCSR事例集」⁶²を公表しています。また日本政策投資銀行では、「環境格付」（環境に配慮した経営の評価）と格付に応じた「優遇金利融資」を実施しています⁶³。

海外では UNEP FI, PRI, 赤道原則などがあります（Q55に詳細）。

⁶¹ 環境省ウェブサイト https://www.env.go.jp/policy/keiei_portal/kinyu/index.html (2022年2月26日アクセス)、図の出典も同じ

⁶² 金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20090331-7.html> (2022年2月26日アクセス)

⁶³ 日本政策投資銀行ウェブサイトから DBJ 環境格付融資 <https://www.dbj.jp/ir/credit/sri/sustainability/201710/erlp.html> (2022年2月26日アクセス)

Q.58 グリーンボンドとはどのような債券ですか？ またグリーンボンド原則とはどのような原則ですか？

A.58 グリーンボンドとは、環境プロジェクトに必要な資金を調達するために、企業等が発行する債券のことです。
 グリーンボンド原則は、グリーンボンドの透明性の確保、情報開示及びレポーティングを推奨し、市場の秩序を促進させるためのグリーンボンド発行に関する自主的ガイドラインです。

解説

環境プロジェクトに必要な資金を調達するために発行するグリーンボンドは、日本では2014年に日本政策投資銀行がグリーンビルディング向け融資を用途として2.5億ユーロの債券を発行したことから始まり、近年では地方自治体も含め、様々な組織が数十億～数百億円規模のグリーンボンドを発行しています。

国際資本市場協会（ICMA）が発行するグリーンボンド原則は、グリーンボンドの透明性の確保、情報開示及びレポーティングを推奨し、市場の秩序を促進させるため、4つの中核要素と2つの重要推奨事項を提示しています。

<四つの中核要素>

1 調達資金の用途	適格性のあるグリーンプロジェクトは、5つの環境目的（①気候変動緩和策、②気候変動適応策、③自然環境保全、④生物多様性保全、⑤汚染対策）に資するものとして規定
2 プロジェクトの評価と選定のプロセス	プロセスについて投資家に伝達すべき点（①環境面での持続可能性に係る目標、②グリーンプロジェクトの決定プロセス、③環境・社会リスク特定・管理のプロセスに関する補足情報）を規定
3 調達資金の管理	調達資金は別勘定で管理すること、及び管理の透明性確保について規定
4 レポーティング	調達資金の用途に関するレポーティングの内容等について規定 年次のレポーティングには、調達資金を充当した事業リスト、その事業概要、充当額、期待されるインパクトを含めるべきと規定

<二つの重要推奨事項>

1 グリーンボンドフレームワーク	GB フレームワークに記載される以下の内容を規定 ✓ GBP4要素との整合性 ✓ 発行体のサステナビリティ戦略の文脈での関連情報の要約（推奨） ✓ 事業選定に用いるタクソノミー・基準・認証制度（奨励）
2 外部レビュー	外部レビューサービスの4つの定義、外部レビュー機関が備えるべき5つの原則、及び外部レビューに求められる事項を規定

出典：環境省「グリーンファイナンスポータル」グリーンボンド原則ページ⁶⁴を参考に作成

⁶⁴ http://greenfinanceportal.env.go.jp/bond/related_info/principle.html

Q.59 日本国内の ESG 投資に関する統一のルールはありますか。

A.59 日本国内で ESG 投資に関する統一のルールは、今のところありません。なお、各省庁から関連の文書が公表されています。

解説

ESG 投資は Q50 で解説したとおり、一つの投資手法があるだけでなく、様々な方法で投資行動が行われますし、投資先の選定方法も各機関投資家等で異なるため、ESG 投資に関する統一のルールはありません。ESG 指数設定会社や ESG 格付会社も多数存在しており、各社でよりよいパフォーマンスを得られるよう ESG 投資の判断基準を模索し、開発競争をしているというのが現状です。

なお、各省庁が下記の ESG 投資に関連するガイドラインや指針を出し、一定のルールに基づく運用の指針として活用されています。

- ・環境省：「グリーンボンドガイドライン」⁶⁵ 「グリーンボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」⁶⁶
- ・金融庁：「ソーシャルボンドガイドライン」⁶⁷
- ・金融庁・経済産業省・環境省：「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」⁶⁸



	グリーンボンド (公募債)	グリーンボンド (私募債)	グリーンローン (GL)	サステナビリティ・リンク・ローン (SLL)
資金使途	グリーンプロジェクトに限定	グリーンプロジェクトに限定	グリーンプロジェクトに限定	資金使途が限定されない
主な投資家/ 資金提供者	個人投資家から機関投資家まで幅広い投資家。	適格機関投資家・特定投資家又は50人未満の投資家といった制限あり。	主に銀行をはじめとする金融機関。	主に銀行をはじめとする金融機関。
レポート	一般に開示すべきである。	一般に開示すべきである。	・貸し手に報告すべきである。 ・GLであることを表明する場合には、一般に開示すべきである。 ・中小企業の場合、概要のみを示すことも可。	・貸し手に報告すべきである。 ・SLLであることを表明する場合には、一般に開示すべきである。 ・中小企業の場合、概要のみを示すことも可。
外部レビュー	・外部レビューの取得を奨励。 ・外部レビュー結果は開示すべきである。	・外部レビューの取得を奨励。 ・外部レビュー結果は開示すべきである。	・外部レビューの取得を奨励。 ・要件を満たした上で内部レビューでも可能。 ・レビュー結果は貸し手に報告すべきである。 ・一般に開示することも奨励。	・外部レビューの取得を奨励。 ・要件を満たした上で内部レビューでも可能。 ・レビュー結果は貸し手に報告すべきである。 ・一般に開示することも奨励。

出典：環境省「グリーンボンドガイドライン」「グリーンボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」より参考資料4「グリーンボンド/グリーンローン/サステナビリティ・リンク・ローン比較表」

⁶⁵ <https://www.env.go.jp/policy/%E3%83%9C%E3%83%B3%E3%83%89.pdf>
⁶⁶ <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>
⁶⁷ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2.html>
⁶⁸ <https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210507001/20210507001-1.pdf>

Q.60 ESG 投資の規模について教えてください。

A.60 ESG 投資の規模は、GSIA（世界持続可能投資連合：Global Sustainable Investment Alliance）の集計によれば、2020年に世界全体で35兆3千億ドルに達しました。そのうち日本は約2兆9千億ドルとなっています。

解説

世界の ESG 投資残高を集計している GSIA（Global Sustainable Investment Alliance）の2020年版の報告書「Global Sustainable Investment Review」⁶⁹によれば、近年の ESG 投資の残高の推移は、下記のとおりとなっています。

2020年の ESG 投資残高の合計は35兆3千億ドルとなり、2016年比で50%以上の増加となっています。日本は約2兆9千億ドルで2016年比6.1倍と近年著しく増加しています。日本の年金積立金を管理・運用する世界最大の機関投資家とも言われる GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人：Government Pension Investment Fund）が ESG 投資を本格化させていることも増加の一因となっています。

また、米国も直近で大幅に増加しており、2020年実績では欧州を上回り地域別のトップとなりました。

<グローバルのサステナブル投資の状況>

(十億ドル)

地域	2016年	2018年	2020年
欧州	12,040	14,075	12,017
アメリカ	8,723	11,995	17,081
カナダ	1,086	1,699	2,423
オーストラリア	516	734	906
日本	472	2,180	2,874
合計	22,839	30,683	35,301

※報告書は、欧州、米国、カナダ、オーストラリア、日本の関連団体が共同で作成しているため、地域別内訳もこの五つの地域となっています。

⁶⁹ <http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2021/08/GSIR-20201.pdf> (2021年11月21日アクセス)

Q.61

ESG 投資家とはどのような投資家ですか。年金基金が投資家とはどういうことですか？ GPIF が ESG 投資の推進に関連して選定している ESG 指数にはどのようなものがありますか？

A.61

ESG 投資家とは、企業の財務パフォーマンスだけでなく、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に配慮して投資を行う投資家のことです。年金基金は、年金積立金を長期的に運用・管理するために投資活動を行うため、投資家としての側面を有しています。GPIF は PRI に署名して ESG 投資を推進しており、その中で複数の ESG 指数を選定しています。（PRI:Q55参照）

解説

ESG 投資家は、短期的な財務パフォーマンスを重視するのではなく、中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の企業価値向上につながる ESG のリスクや機会も重視して投資を行う傾向があります。年金基金は長期的に年金制度を維持することが必要であり、年金積立金の中長期的な増加に資する取組として、ESG に配慮した投資を行っています。

日本の年金基金を運用・管理する GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）は、2015年9月に PRI（責任投資原則）に署名して、ESG 投資を推進しています。ESG 投資を行うに当たって下記の ESG 指数を採用して、資金を振り向けています。

タイプ	対象	ESG 指数
総合型指数	国内株	FTSE Blossom Japan Index
総合型指数	国内株	MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数
テーマ型指数（環境）	国内株	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数
	外国株	S&P グローバル大中型株カーボン・エフィシエント指数（除く日本）
テーマ型指数（社会）	国内株	MSCI 日本株女性活躍指数（愛称は WIN）

GPIF ウェブサイト⁷⁰から

GPIF の ESG 指数は、企業が開示した情報を基に評価を行うものが採用されているため、GPIF の ESG 指数選定は、日本企業の ESG 情報の開示促進に大いに寄与しています。

⁷⁰ <https://www.gpif.go.jp/investment/esg/>（2021年11月21日アクセス）

Q.62 ユニバーサルオーナーとはどのような投資家のことをいいますか？

A.62 ユニバーサルオーナーとは、運用資産の規模が大きく、中長期的な視点で資本市場全体に幅広く分散投資を行っている投資家です。

解説

ユニバーサルオーナーは、市場全体をカバーして広範囲にポートフォリオを持つ大規模な投資家であるため、経済全体に投資しているといえます。全体的な投資パフォーマンスは、個々の企業のパフォーマンスよりも市場全体の動向の影響を大きく受ける傾向があり、中長期的な環境リスクや社会リスクにより経済が悪化すると投資パフォーマンスも大きく悪化します。

日本の GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）はまさにユニバーサルオーナーですが、GPIF 自身も 2017年に ESG 指数を選定した際に、「年金積立金管理運用独立行政法人のようなユニバーサルオーナーにとって、環境や社会の問題などネガティブな外部性を最小化することを通じ、ポートフォリオの長期的なりターンの最大化を目指すことは合理的である。」⁷¹と説明しています。

このようにユニバーサルオーナーにとっては、ESG に配慮した投資を行うことは投資パフォーマンスを最大化するために重要なことなのです。



出典：国連等より GPIF 作成

GPIF ウェブサイト「ESG 投資」から「ESG 投資と SDGs のつながり」⁷²

⁷¹ GPIF 平成29（2017年）7月3日「ESG 指数選定結果について」より ESG 指数公募の目的から https://www.gpif.go.jp/investment/esg/pdf/esg_selection.pdf

⁷² <https://www.gpif.go.jp/investment/esg/#b> (2021年12月1日アクセス)

Q.63 ダイベストメントとはどのような投資行動ですか？

A.63

ダイベストメント (Divestment) とは、投資している金融資産を引き上げることです。投資 (Investment) の対義語であり、具体的には持株や債券の売却、自社事業の売却や他社への融資の停止等です。ESG 投資の面からは ESG リスクとなること、つまり石炭や石油などの化石燃料の使用、武器・たばこ等の製造といった環境や社会にマイナスの影響を与えるとされる企業への投資撤退や取引停止などの動きを指します。

解説

ESG 投資はメインストリームになりつつあり、PRI (Q55参照) に署名した機関投資家は3,826機関、資金量約120兆ドル (PRI⁷³) となっています。PRI に署名した ESG 投資家は、資金提供者に対して ESG に配慮した投資を行っていることを説明しなければならないため、投資先が開示する ESG 情報を収集分析し、投資対象として相応しいことを判断しています。また投資先に対し議決権行使やエンゲージメントを行って、より ESG 経営へ促進させるといった行動をとります。投資先として相応しくないとすれば、ダイベストメント (投資の引き上げ) を行うことも考えられます。

経済産業省が行った「ESG 投資に関する運用機関向けアンケート調査」⁷⁴によれば、アンケート対象の機関投資家の95%以上が ESG 情報を投資判断やエンゲージメントに活用しており、またリスク低減 (97.9%)、リターンの獲得 (87.5%) を目的として上げています。環境や社会に関わるリスクは重要であり、投資活動の大きな要因となっています。リスクヘッジとして、ダイベストメントも一つの方法です。なおこの調査によれば、運用機関が重視する国際的なイニシアティブ等では、PRI (95.8%)、TCFD (93.8%)、SDGs (89.6%) が代表的だとされています。

日本最大の機関投資家である GPIF (年金積立金管理運用独立行政法人) では、毎年 ESG 活動報告⁷⁵を公表しており、その中でどのように ESG 投資をしているかを説明しています。例えば、スチュワードシップ

活動を通じた市場全体の底上げとスチュワードシップ活動のアプローチ方法の多様化・強化等をうたう資産運用会社に資金運用を委託することや資産運用会社の選定基準や評価についても説明しています。

【図表3】アセットマネジメントOneが設定するESG課題とマイルストーン



出所: アセットマネジメントOne 資料

⁷³ PRI ウェブサイト <https://www.unpri.org/pri/about-the-pri> (2022年2月27日アクセス)

⁷⁴ 経済産業省 産業技術環境局 環境経済室 令和元年12月 <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191224001/20191224001-1.pdf>

⁷⁵ GPIF 「2020年度 ESG 活動報告」 上図は p.25 https://www.gpif.go.jp/investment/GPIF_ESGReport_FY2020_J.pdf

Q.64 国内外の主な ESG 格付けにはどのようなものがありますか？
GPIF が ESG 投資の推進に関連して選定している ESG 指数には何ががありますか？

A.64 ESG 格付け評価機関は企業の ESG 情報を収集・分析して機関投資家に提供します。代表的な主な ESG 評価機関には、アラベスク、ブルームバーグ、CDP、FTSE Russell、MSCI、S & P グローバル、Sustainalytics などがあります。
グローバルな ESG 格付けでは、Dow Jones Sustainability Index、MSCI ESG Leaders Index Constituent、FTSE 4 Good、などがあります（Q61参照）。

解説

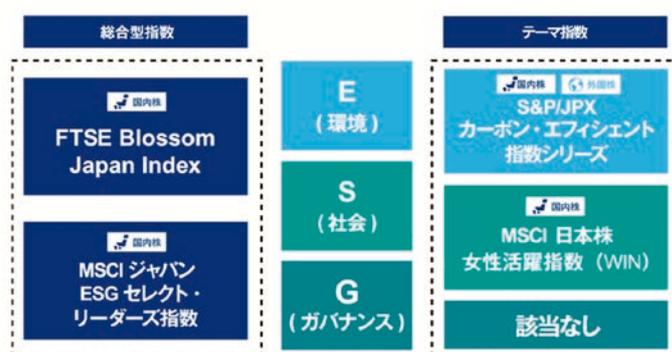
Dow Jones Sustainability Index (DJSI) は、スイスの投資運用及びアドバイスコムパニーである RobecoSAM がアメリカの S & P Dow Jones Indices 社と共同で1999年に開発した株式指数です。ESG の観点から世界の主要企業のサステナビリティを評価し、総合的に優れた企業を選定しています。

MSCI ESG Leaders は世界1,000社以上が利用する ESG リサーチに基づいて構築され、様々な ESG リスクを包括的に市場ポートフォリオに反映した ESG 総合型指数です。

FTSE4 Good は、ロンドン証券取引所グループの100%子会社である FTSE International が2001年から公表している世界でも有数の歴史を持つ ESG 指数です。世界主要企業約3,000社を対象に、ESG の三つの柱に14テーマ300以上の項目の ESG レーティングに基づき評価を行います。評価は企業が公表している情報のみを使用しており、情報の信頼性や市場の透明性を担保しています。

GPIF は株式を直接保有せず、外部の運用会社を通じて投資をしています。このため投資を委託する金融機関に ESG を考慮した投資を求めています。投資先企業とのエンゲージメントを促進するほか、企業が開示する情報を基にした ESG 指数を採用し、指数に連動するパッシブ運用をしています。GPIF が採用している主な ESG 指標は、毎年作成される「ESG 活動報告」に掲載されています。それによれば国内株は、FTSE Blossom Japan Index、MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指標及び MSCI 日本株女性活躍指数 (WIN)、S & P / JPX カーボン・エフィシエント指数、外国株は MSCI ACWI ESG ユニバーサル指数、Morningstar 先進国 (除く日本) ジェンダー・ダイバーシティ指数、S & P グローバル大中型株カーボン・エフィシエント指数です。(GPIF のウェブサイト「ESG 投資」⁷⁶から)

採用 ESG 指数一覧



⁷⁶ <https://www.gpif.go.jp/investment/esg/#a> (2021年12月1日アクセス)

Q.65 グリーン・ファイナンスについて教えてください。

A.65 グリーンボンド、再生可能エネルギー事業への投資、環境プロジェクトへの融資など、環境に資する資金提供を意味する広範囲の概念です。

解説

地球温暖化対策や自然資本の劣化防止に資する企業等の事業活動に、政府の他に民間の資金を導入するための重要なツールがグリーン・ファイナンスです。グリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ローン、インパクト・ファイナンスなどがあります（Q57-59参照）。

サステナビリティ・リンク・ローンとは、借り手のサステナビリティ経営の高度化を支援するため、野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成を貸出条件等と連動することで奨励する融資を言います。貸し手にとっても ESG 融資の一つとして、経済面と環境面の両方のメリットがあります。

インパクトファイナンスとは、環境・社会・経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図をもって行われる投融資を言います。投資家にとっては、ESG 投資の理念の実現、中長期的に適切なリターン確保、資本市場の持続的・安定的な成長など、資金調達者にとっても、サステナビリティ経営の強化と企業価値向上などメリットがあります。

グリーン・ファイナンスはパリ協定の目標を達成し脱炭素社会、持続可能な社会の実現に向けて、金融の流れがこういった要因を考慮した ESG 投資を促進する中で、注目を浴びています。日本では、環境省が「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン⁷⁷」を実施し、ESG 金融又は環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、仲介業者、企業等について、その先進的取組等を表彰し、広く社会で共有し、ESG 金融の普及・拡大につなげることを目指しています。



EUにおいては、2020年1月に欧州委員会が独自のグリーンボンド基準の確立を公表し、EUグリーンボンド基準（EUGBS）の規則案が出されています⁷⁸。

⁷⁷ http://greenfinanceportal.env.go.jp/policy_budget/esg_financeaward/about.html (2021年12月1日アクセス)

⁷⁸ https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/sustainable-finance/european-green-bond-standard_en (2022年2月23日アクセス)

Q.66 スチュワードシップ・コードはサステナビリティをどのように扱っていますか？
CSR と関係がありますか？

A.66 スチュワードシップ・コードは ESG 要素を含むサステナビリティに関する課題の考慮を投資プロセスに組み込むことを有益としています。スチュワードシップ・コードは法令ではありませんが、その遵守は CSR（企業の社会的責任）の一環と位置付けられます。

解説

スチュワードシップ・コード（2014年策定、2017年改訂、2020年再改訂、以下「本コード」という。）は、金融庁が定めた機関投資家の行動原則です。コーポレートガバナンス・コード（2015年策定、2018年改訂、2021年再改訂）とともに、「コーポレート・ガバナンス改革の車の両輪」とされる政策文書です。なお、本コードとコーポレートガバナンス・コードの附属文書として位置付けられる「対話ガイドライン」（2018年策定、2021年改訂）も公表されています。

本コードを遵守することは CSR の取組といえます。本コードは法律ではなく、プリンシプルベースとコンプライ・オア・エクスプレインの両アプローチをとり、厳密な意味での法的拘束力はありません。しかし本コードは機関投資家に「責任ある機関投資家」として、「スチュワードシップ責任」を果たす際に有用と考えられる諸原則を定めたものであり、このコードを遵守することはそのような責任に応えることとなります。ここでいう「スチュワードシップ責任」とは、「機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任」をいうものです。

2020年の再改訂に当たり、サステナビリティ（ESG 要素）を考慮することは、事業におけるリスクの減少だけでなく収益機会にもつながる点、近時の世界の ESG をめぐる急激な動向に鑑み、このような変化そのものがリスクや収益機会に影響を及ぼし得る点を踏まえ、ESG 要素を含むサステナビリティに関する課題についても投資プロセスに組み込むことを有益とする意見がありました。これを受けて、原則 7 に「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。」とサステナビリティの考慮が明記されました。

この他、指針 1-1 で「機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。」、指針 1-2 では「運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかについて、検討を行った上で当該方針において明確に示すべきである。」、指針 4-2 で「機関投資家は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。」と明記されました。

Q.67 コーポレートガバナンス・コードはサステナビリティをどのように扱っていますか？
CSR と関係がありますか？

A.67 コーポレートガバナンス・コードはサステナビリティをめぐる課題を重要な経営課題と位置付けています。コーポレートガバナンス・コードは上場規程の一部であり、その遵守はCSR（企業の社会的責任）の一環と位置付けられます。

解説

コーポレートガバナンス・コード（2015年策定、2018年改訂、2021年再改訂、以下「本コード」という。）は、金融庁と東京証券取引所が定めた上場企業の行動原則です。機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コード（2014年策定、2017年改訂、2020年再改訂）とともに、「コーポレート・ガバナンス改革の車の両輪」とされる政策文書です。なお、本コードとスチュワードシップ・コードの附属文書として位置付けられる「対話ガイドライン」（2018年策定、2021年改訂）も公表されています。

本コードを遵守することは上場企業のCSRの取組といえます。なぜなら本コードは法律ではなく、プリンシプルベースとコンプライ・オア・エクスプレインの両アプローチをとり、厳密な意味での法的拘束力はありませんが、東京証券取引所が定める有価証券上場規程の一部であり、上場会社は本コードの内容に沿ってコーポレート・ガバナンス報告書の提出を行うこととされているからです。

本コードの「基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働」では持続可能な開発目標（SDGs）や、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえて、サステナビリティを「ESG要素を含む中長期的な企業価値の向上」と定義し、重要な経営課題に位置付けています。また、サステナビリティ課題に対する国際的関心の高まりを踏まえて、ESG問題への積極的・能動的な対応を一層進めることの重要性を示しています。

「原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題」では、上場会社はサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきであると明示しています。「補充原則2-3①」でも、取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ課題への対応は、重要なリスク管理リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題の一部と認識すべきであると、中長期的な企業価値の向上の観点から、適確に対処し、近年の社会の動向を踏まえて課題に積極的・能動的に取り組むように検討を求めています。

「基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保」では財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項などの非財務情報の開示の有用性を高めるよう要請しています。「補充原則3-1③」では、経営戦略の開示ではサステナビリティの取組を適切に開示し、人的資本や知的財産への投資等についても、経営戦略・経営課題との整合性を意識した、具体的な情報開示・提供が求められています。特に、プライム市場上場企業においてはTCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実することが求められています。

さらに本コードのフォローアップ会議では社内体制の整備としてサステナビリティ委員会の設置を求める指摘がされています。

Q.68 国内外の政府機関や証券市場での ESG 情報開示制度を教えてください。

A.68 国内外の政府機関や証券市場で ESG 情報開示に関する法規制やガイドラインが整備されつつあります。中でも欧州連合（EU）の加盟国等で制度化が近年進んでいます。

解説

欧州連合（EU）では2014年に既存の会計指令を改訂して「非財務及び多様性情報の開示に関する改正指令」（NFRD）を公表しました。この指令では従業員500人超の大会社は、経営報告書の中で、少なくとも環境、社会、雇用、人権の尊重、汚職・贈収賄の防止等に関連する事項に関する情報開示を求めています。EUは2017年にこのNFRDに準拠した開示のための「非財務情報ガイドライン」（NBGs）、2019年にNFRDとTCFD提言に同時に従う開示のための「気候関連開示に関するガイドライン」を公表しています。同じく2019年には、金融サービスセクターに対するサステナビリティ情報開示を規定する「サステナビリティ関連開示規則」（SFDR）を公表し、2021年には、非上場の大規模企業も対象にした、非財務情報開示指令の改定案（CSRD案）も発表しています。

英国では会社法改正による ESG 情報開示の法制化を進めており、2013年に「会社法 2006（戦略報告書及び取締役報告書）規則」で上場企業のアニュアルレポートの一部である戦略報告書において環境、従業員、社会、コミュニティ、人権の尊重に関する情報開示を、同じく取締役報告書において温室効果ガス排出に関する開示を求めています。2016年の「会社、パートナーシップ及びグループ（会計及び非財務報告）規則」ではNFRDに準拠すべく戦略報告書の中に非財務報告書を含めることを求めています。さらに、2019年の「会社（取締役報告書）及びLLP（エネルギー及びカーボン報告書）規則」では取締役報告書でのエネルギー関連活動の情報開示を求めています。

フランスは2017年に「非財務情報開示に係る委任立法」でNFRDに準拠した開示を規定し、商法改正による ESG 情報開示の法制化を進めています。2015年に規定した「フランス・エネルギー移行法173条」で気候関連情報開示を義務化しています。ドイツは2017年に「CSR指令実施法」でNFRDに準拠した開示を規定し、商法改正による ESG 情報開示の法制化を進めています。ドイツ政府は2011年に「ドイツ・サステナビリティコード」（RNE）という任意の開示フレームワークを公表し、2017年に改訂しています。米国では、証券取引委員会（SEC）が2010年に「気候変動関連開示に係るガイダンス」を公表しています。SECは2021年に気候変動関連開示に関する意見募集を実施し、開示規制の検討が進んでいます。カナダでは、カナダ証券管理局（CSA）が2010年に「環境報告ガイダンス」で環境関連の開示に関して解説し、2019年に「気候変動関連リスクの開示に関するガイダンス」で気候変動リスクに特化したガイダンスを提供しています。

国外の証券市場における ESG 情報開示を推進するものとしてサステナブル・ストックエクスチェンジ（SSE）イニシアティブは「ESG情報の報告に関する企業向けモデルガイダンス」（2019年）を、証券取引所国際団体の国際取引所連合（WFE）は「ESG情報開示ガイダンス」（2019）を公表しています。

我が国では、政府の「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020」の政策の中にTCFD提言に基づく開示の推進も含まれています。また金融庁のコーポレートガバナンス・コードでTCFDやサステナビリティに関する情報開示に言及しています。参考文献 環境省ウェブサイト、グリーンファイナンス・ポータル。

Q.69 ESG 投資家を意識した、企業の ESG 情報開示戦略にはどのようなものがあるかを教えてください。

A.69 企業の ESG 情報開示戦略には、国内外で一般に認められた持続可能性報告の枠組みや基準を参照し、複数のチャンネルを並行して効果的に利用して情報開示を行うというものがあります。

解説

従来、外部の評価者からのアンケートに回答したり、外部の評価者が要求するデータを提供したり、また同業他社の動向に合わせて ESG 情報をウェブサイトで公表したり持続可能性報告書を作成したりする、いわば受け身の情報開示戦略をとってきた企業も多いと考えられます。しかし、近年、ESG 投資家等の情報要求はますます高まり、諸外国地域での ESG 開示の法制度化も進展する中で、資本市場の要請に応じて投資家から信頼を得るために、積極的な情報開示戦略の策定が必要になってきています。

サステナブル・ストックエクステンション (SSE) イニシアティブが2015年に公表した「ESG 情報の報告に関する企業向けモデルガイダンス」では、ESG 情報開示が企業を取り巻く法規制、事業戦略、コミュニケーション戦略に依存するものとの考えが示されています。また、企業は証券規制や上場規程の下で要請される開示書類の中で財務上重要な ESG 情報の開示を行う場合もあれば、規制がなくても情報ニーズの分析を踏まえて何らかの ESG 情報を自社の財務情報開示に含める場合もあることが示されています。そして企業のコミュニケーションチャンネルには、独立のサステナビリティ報告書、重要な ESG 要素を含んだ財務報告書、統合報告書の三つが挙げられ、これらのチャンネルを複数並行して利用し、相互連携する仕組みをもつ企業が多いことが紹介されています。

情報開示戦略で考慮すべき点として、持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) が2019年に公表した「ESG 情報開示ハンドブック」でも、1) 業務上及び組織上の報告の境界、2) ESG 情報を作成する際に使用する基準と方法論、3) ESG 用語の定義、4) 第三者保証、5) 情報を報告する期間、6) 情報を報告する視点、7) ESG 情報を収集するためのシステムと内部統制、8) ESG 情報の承認手続を挙げています。これらについて評価し、決定し、文書化をすることが重要と考えられます。

情報開示戦略の検討とともに、情報開示に至るまでのプロセスを想定したスケジュールの策定が重要になります。日本取引所グループの「ESG 実践ハンドブック」(2020) では、上場会社が ESG や ESG 投資の現状を理解し、自社に適した形で ESG 課題への取組を進め、投資家等と対話することで中長期的な企業価値向上を目指せるような情報開示プロセスが示されています。このプロセスで重要なのは、情報開示作業や開示項目だけに着目するのではなく、情報開示に至るまでに ESG 課題と企業価値を結び付けるためのプロセスを経ているかどうかです。このハンドブックでは上場会社の ESG 情報の開示のプロセスは以下の四つのステップに整理されています。

ステップ 1：ESG 課題と ESG 投資について理解します。

ステップ 2：企業の戦略への影響を考えた ESG 情報におけるマテリアリティを特定し、ESG 課題の重要度を評価し、戦略に組み込みます。

ステップ 3：意思決定プロセスへの組み込みと指標と目標値を設定し PDCA を実施します。

ステップ 4：情報開示内容を整理し、既存の開示の枠組みを利用し、情報提供媒体、開示言語、保証の付与などにも留意し、投資家と双方向のエンゲージメントをします。

Q.70 社会的インパクト投資とはどのような投資ですか。ESG投資とどう違いますか？

A.70 社会的インパクト投資とは、社会的・環境的インパクトを生み出す可能性のある企業やプロジェクトへの積極的な投資を指し、広義のESG投資に含まれます。ESG投資ではリスクの観点で持続可能でない投資先をスクリーニングで除外する手法もとられますが、社会的インパクト投資ではそれはありません。

解説

社会的インパクト投資（Social Impact Investment：SII）とは、OECD（経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development）の「社会的インパクト投資—エビデンスベースの構築」（2015）によれば、社会的ニーズに取り組む組織に対して、財務的リターンだけでなく社会的リターンも期待して資金を提供するものとされます。例えば、環境配慮型のプロジェクトや、社会的問題解決に取り組む企業への投資などがそれに該当します。

社会的インパクト投資は社会的・経済的課題に対処するための革新的な市場ベースのアプローチであり、革新的なソリューションに対して、官民の既存の資本をより効率的かつ効果的に配分し、活用する強力な手段として期待されています。また、グローバル、ナショナル、ローカルなレベルでの社会的・経済的課題に取り組む、官民パートナーシップの新しいモデルも含まれます。

社会的インパクト投資の意義が近年認められてきた背景には、多くの国で公的資金が逼迫する中、社会的課題が山積している今日の経済状況があります。近年、G8やG20を含むOECD諸国や非OECD諸国でも社会的インパクト投資への潜在的可能性に期待が集まっています。2013年のG8議長国であった英国の首相はロンドンでG8社会的インパクト投資フォーラムを開催し、2014年には社会的インパクト投資タスクフォースを立ち上げています。

社会的インパクト投資は、広義ではESG投資に含める考え方もありますが、ESG投資では、リスクの観点で持続可能でない投資先をネガティブ・スクリーニングで避ける場合がありますが、社会的インパクト投資はネガティブな選定をするものではありません。むしろ、社会的インパクト投資では、事業の持続可能な開発への貢献の可能性に焦点が当てられ、どのような社会的・環境的インパクトを生み出すのかの点で積極的な投資先選定がなされます。その際、事業が社会的・環境的インパクトをどのように削減できるのかという、インサイド・アウトの視点よりも、事業が社会的・環境的課題の解決にどのように効果的に貢献できるかというアウトサイド・インの視点で行われます。

社会的インパクト投資は金融機関のインパクトファイナンスの一つでもあり、金融が持続可能な開発を促進する機能を果たすこと、すなわち投資や融資の第一義的な目的が、伝統的な投資収益（リターン）の最大化よりも、持続可能な開発を最適化することに置かれている点に特徴があります。ただし、社会的インパクト投資における持続可能な投融資の条件として、財務的な実行可能性が重視されます。経済的に実行可能な投融資案件かどうかは、適正な財務的収益が期待できるか、最低限の資本を維持できるかなどの財務的側面で吟味されます。そして、赤字が継続するプロジェクトであれば投融資は続けられないと判断される場合があります。

ESG・SDGs 素朴な疑問 Q & A

●用語集

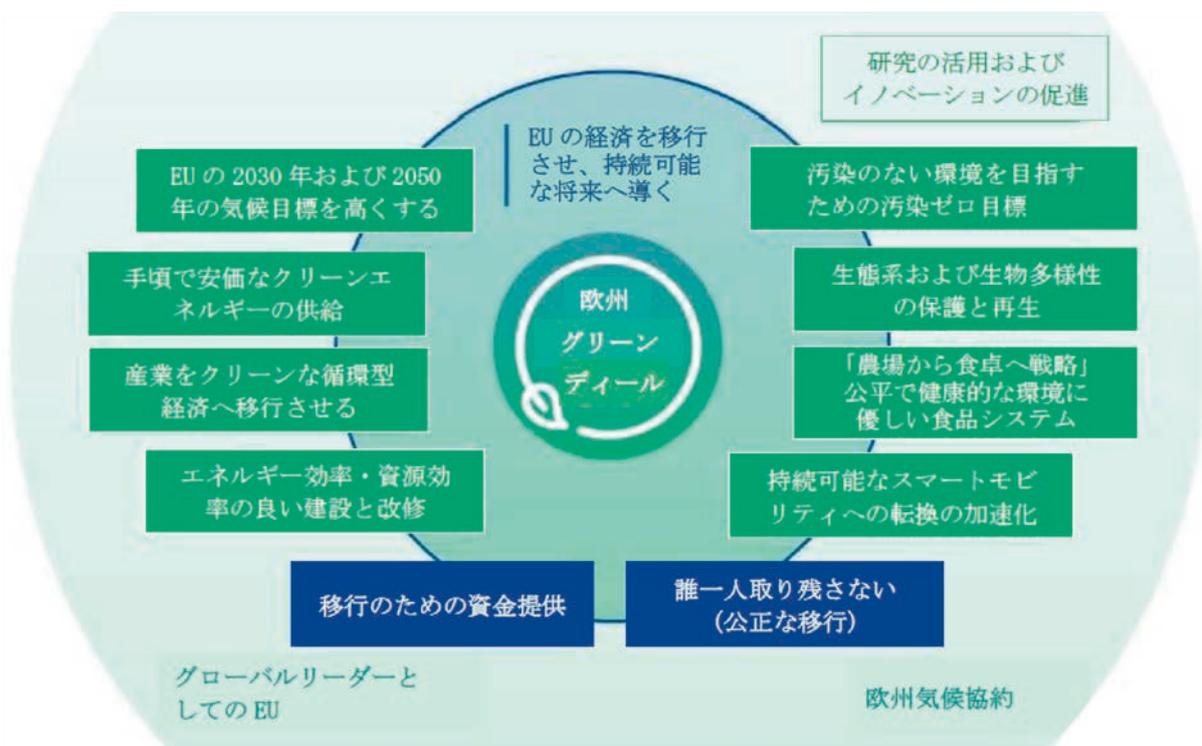
●コラム



欧州グリーン・ディール（The European Green Deal）

欧州グリーン・ディールとは、2019年12月に欧州委員会で提案された「欧州グリーン・ディール戦略」の包括的な気候変動対策のパッケージをいう。これは欧州理事会が2018年11月に公表した2050年のカーボン・ニュートラル経済を目指す「A clean planet for all」のビジョンを実現するための具体的政策を示したものである。実施のための財政対応として2020年7月のEU首脳会議で、中期予算（1.1兆ユーロ）、欧州復興基金（グリーン・リカバリー・ファンド、7,500億ユーロ）が創設され、2021年から2027年に執行される。

欧州グリーン・ディールのテーマは、①クリーンで安価、安全なエネルギー、②クリーンな循環型経済、持続可能な産業、③高エネルギー・高資源効率的な建築と改修、④持続可能でスマートなモビリティの移行の加速、⑤生物多様性と生態系の保護と回復、⑥農場から食卓まで、公正で健康・環境配慮型の食料システム、⑦毒物のない環境に向けた汚染ゼロの7つである。



出典：欧州グリーン・ディールに関する欧州委員会のコミュニケーション（2019年12月11発表）

「EU情勢概要」2020年2月 欧州連合日本政府代表部 <https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100012641.pdf>

拡大生産者責任とは、経済協力開発機構（OECD）の2016年のガイダンスによれば、生産者の製品に対する責任が製品ライフサイクルの消費後の段階まで拡大する環境政策アプローチをいう。実際には、生産者に対して、使用済み製品の収集と、最終処分、もしくは理想的にはリサイクルの前の分別に対して責任を負わせる仕組みをいう。すなわち、生産者に対し、製品設計段階から消費後の段階までの環境影響に関する責任を持たせる概念である。

拡大生産者責任の概念は1980年代後半より、諸外国地域の環境政策の原則の一つとされてきた。拡大生産者責任の概念を取り入れた政策によって、使用済み製品の管理に関する自治体や納税者の負担を減らし、廃棄物の最終処分量を減らし、リサイクル率を向上させることを通じて、資源生産性の向上と循環型経済社会の実現を図ることにもつながると考えられている。

拡大生産者責任制度では、生産者が自治体から金銭や組織運営の負担などリサイクルシステムにかかる運営の責任を引き受ける場合がある。また、この制度は法的義務なものもあれば、自主的な仕組みのものもある。他に、前払い処分料金制度やデポジット制度など、経済市場ベースのアプローチもある。OECDによれば、近年、電気電子製品、容器包装、タイヤ、自動車、鉛蓄電池など400種類の制度があるという。

➤ OECD ガイダンスマニュアル（要点）

- a 対象品目に固有な特徴を組み込み、具体的な方法は事例ごとに選択すること。
- b 明確な目的を設定すること。
- c 責任は明確に定義され、希薄化されないようにすること。
- d 生産者が製品設計の変更・改善を行う動機づけを与えること。
- e 制度実施において生産者に自由度をもたせて、イノベーションを促すこと。
- f 生産者責任の拡大は、製品に関わる主体（生産者、販売者、消費者、廃棄物・リサイクル業者、行政など）同士のコミュニケーションを増やすように行われること。
環境配慮設計へのインセンティブを最大化するために、生産者は自らが生産した製品の廃棄費用のフルコストを調達すること。廃棄に係る費用は、理想的には、当該製品の価格に内部化され、消費者により支払われること。
- g
- h 反競争的な行為が行われないように制度設計されること。
- i 定期的な評価を行うこと。
- j 対象範囲の拡大を検討すること。

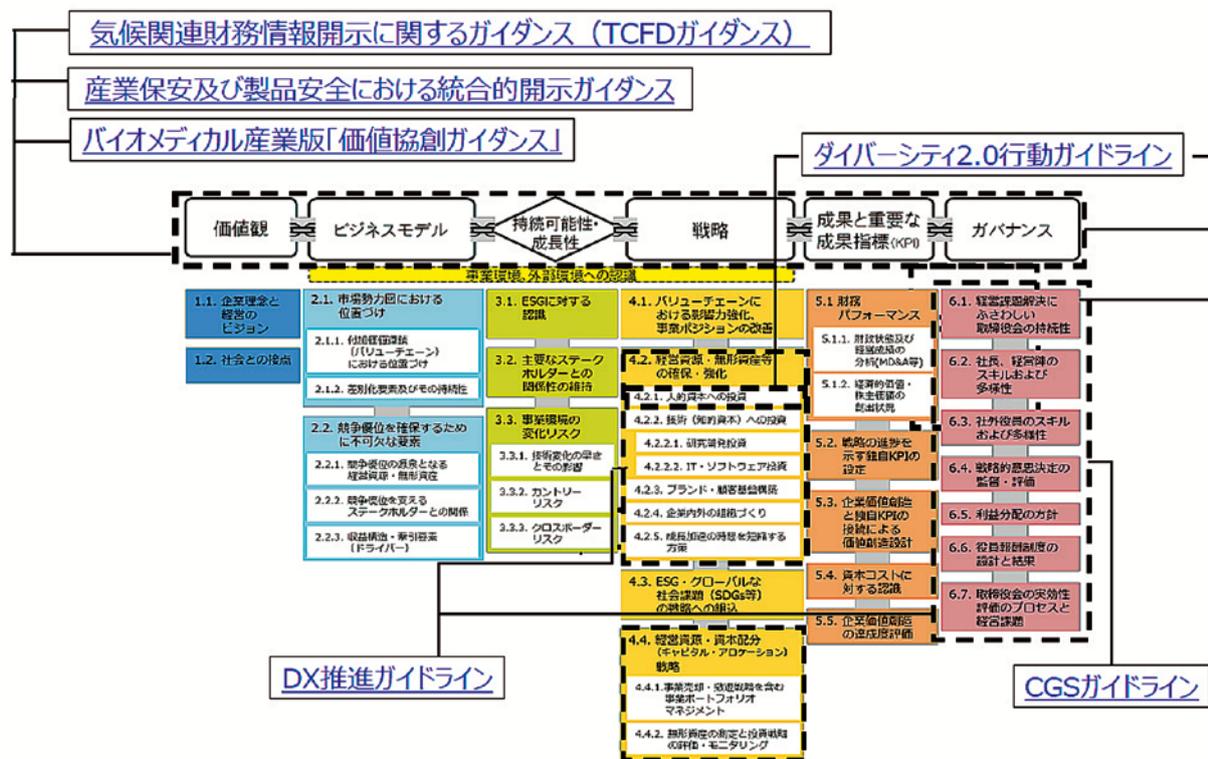
出典：国立環境研究所 田崎 智宏「拡大生産者責任（EPR）の導入と展開～OECDの新たなガイダンスマニュアル～」2017年2月
<https://www-cycle.nies.go.jp/magazine/kisokouza/201702.html>

価値協創ガイダンス

価値協創ガイダンスとは、経済産業省が策定し2017年5月に公表した「企業と投資家を繋ぐ『共通言語』として、対話や情報開示の拠り所となる枠組み」をいう。インベストメントチェーンの最適化を通じたガバナンス改革がその狙いである。また、経済産業省が2017年10月に公開した「伊藤レポート2.0」では、価値協創ガイダンスは「企業価値向上に向けて、企業経営者と投資家に対話を行い、経営戦略や非財務情報等の開示やそれを評価する際の手引となるガイダンス（指針）」と位置づけられている。

価値協創ガイダンスに求められる機能は、1) 企業経営者が、自らの経営理念やビジネスモデル、戦略、ガバナンス等を統合的に投資家に伝えるための手引、2) 投資家が、中長期的な観点から企業を評価し、投資判断やスチュワードシップ活動に役立てるための手引である。

価値協創ガイダンスでは、企業価値は6つの要素（価値観、ビジネスモデル、持続可能性・成長性、戦略、成果と重要な成果指標（KPI）、ガバナンス）で構成されるものとして、説明されている。



出典：経済産業省 「価値協創ガイダンス」 フレームワーク全体像
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikai/ESGguidance.html

グリーン・ウォッシュ（Greenwash, Greenwashing）

グリーン・ウォッシュとは、ある組織の環境パフォーマンスについてより環境に配慮している、あるいは誤解を招くような印象を作り出すマーケティングや広報活動で使われる用語である。もともと誤解を招くような情報を使って悪事を隠蔽することを意味する「ホワイト・ウォッシュ」をもとに、1960年代に生まれた用語とされる。グリーン・ウォッシュは、より自然な、より健康的な、より化学物質を含まない、よりリサイクル可能な、より天然資源を無駄にしないというような、環境に配慮した製品需要の高まりをうまく利用した試みといえる。企業の製品が環境に配慮しているとして、消費者を欺き、根拠のない主張をする製品のグリーン・ウォッシュや、企業が環境配慮の取組をし、環境関連の認証を取得する一方で、環境破壊の懸念のある自社の事業領域があることを軽視する組織のグリーン・ウォッシュがある。

グリーン・ウォッシュをさせないためには、製品の環境特性の表示をわかりやすく読みやすい活字を使ったり、マーケティングにおいて製品の環境特性が製品全体にかかるものか、それとも一部にかかるものかなどを明示させたり、またマーケティングにおいて製品の環境特性を誇張させないようにさせたりする手法がある。

▶ 「グリーンウォッシングの10のサイン」

1. あいまいな言葉を使っている（例：エコフレンドリー）
2. 開発、販売した企業が裏では悪いことをしている（例：電気効率の良い電球を作っているが、工場からは汚染物質が川に垂れ流されている）
3. 何かを連想させる写真を使っている（例：煙突から花が咲いている合成写真を使い、環境に優しいイメージを訴求）
4. 不適切な主張（例：環境に悪い企業活動をしているのに、小規模な環境活動を大々的に主張）
5. 同業者の中では一番だ、という主張（例：同業者や同じモデルとの比較で、他は全く環境に優しくない中、少しでも優しいことを大きく訴求）
6. 信頼できない（例：タバコはそもそも危険なもので、エコだからといって安全にはならないのに「エコフレンドリーなタバコ」と訴え、安心感を打ち出す）
7. 専門用語の羅列（例：広告等に科学者、専門家にしか分からない情報を並べる）
8. 第三者機関を作りだす（例：第三者機関の認証に見せながら、実は自社で作り出した認証ラベルを使っている）
9. 証拠がない
10. にせ、でっちあげの内容

出典：Futerra社 「Understanding and Preventing Greenwash: A Business Guide」より Sustainable Japan 翻訳
<https://sustainablejapan.jp/2016/03/02/greenwashing/21386>

**コーズリレーテッドマーケティング (Cause-related Marketing: CRM)
(ソーシャル・マーケティング: Social Marketing)**

コーズリレーテッドマーケティング（コーズマーケティング）とは、企業が利益を得るだけでなく、慈善団体などの組織を支援することを目的とした、製品やサービスのマーケティング手法をいう。コーズリレーテッドマーケティングでは企業の社会的責任の取組の一つとして、営利企業が非営利団体と長期的関係を構築する。営利企業は、社会貢献活動に関連した団体とのビジネスモデルを構築し、収入減を拡大し、ブランドイメージを向上させ、宣伝効果を高めることが期待でき、収益の一部を非営利団体に提供する。一方、非営利団体は、経済的にも宣伝効果によっても利益を得ることができると期待できる。

この手法は1973年頃から始まり、いくつかのマーケティング成功事例があるが、一方、近年において社会貢献を利用した売上拡大という批判を受けて売り上げ減少となった飲料会社の失敗事例もある。

コーズリレーテッドマーケティングに類似した用語に、企業の講習の健康、安全、環境を改善することを目的とした社会貢献のキャンペーンをいうソーシャル・マーケティングがある。この場合、企業はCSRの一環として、行動の変革を目的としたものであり、そのために企業の資源を利用するものである。コーズリレーテッドマーケティングとの大きな違いは、企業がパートナーシップやイベントへの参加を必須のものとしないうところであり、一般的で広範な健康や環境などのテーマについて、広告を中心に人々に影響を与えることを目的としている点である。

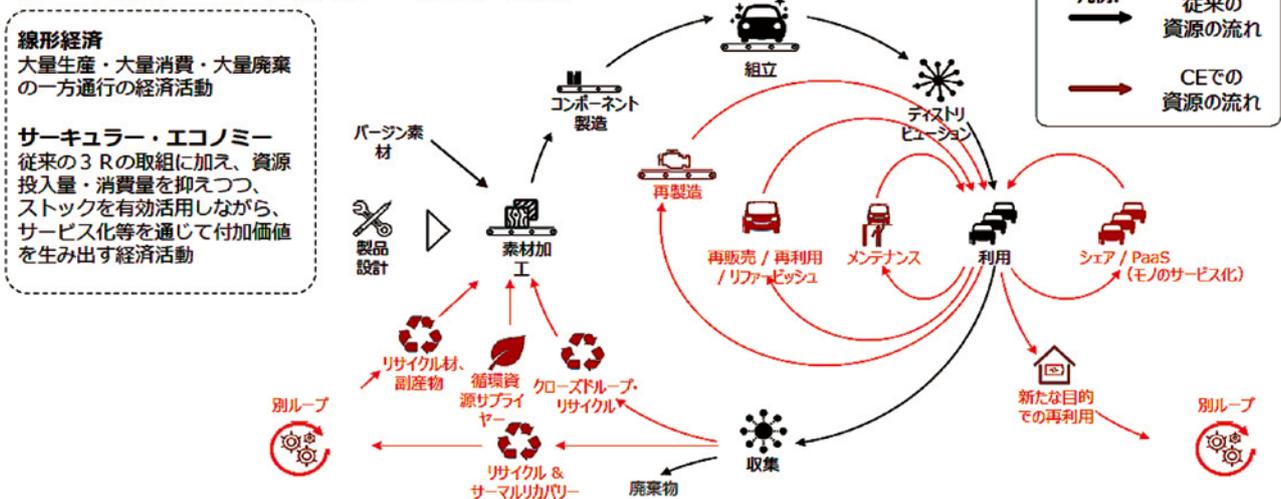
サーキュラー・エコノミー（Circular Economy: CE）

サーキュラー・エコノミーとは、生産と消費の循環型経済モデルを示す概念である。欧州委員会が2015年に採択した「循環型経済パッケージ」で初めて示された。この背景として、従来の経済モデルは、安価で簡単に入手できる大量の材料とエネルギーに依存した、生産、消費、廃棄の線形経済モデルであった。しかし、資源・エネルギー・食料需要が増大し、廃棄物量が増加し、気候変動等の環境問題の深刻化が国際的課題となる近年においては、循環型経済モデルへの移行が必要とされている。

循環型経済の生産と消費のモデルでは、既存の材料や製品を可能な限り長く共有、リース、再利用、修理、改修、リサイクルするが、このようにすることで製品ライフサイクルが延長し、廃棄物の削減にも結び付くと考えられている。

我が国でもサーキュラー・エコノミーは「あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済」（経済産業省）として、また「従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動」（環境省）として、環境省と経済産業省が移行を促進している。両省は合同で2021年に「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」を公表し、サーキュラー・エコノミーに資する企業への国内外の投資家等による投融資を促進している。

サーキュラー・エコノミー（CE）とは



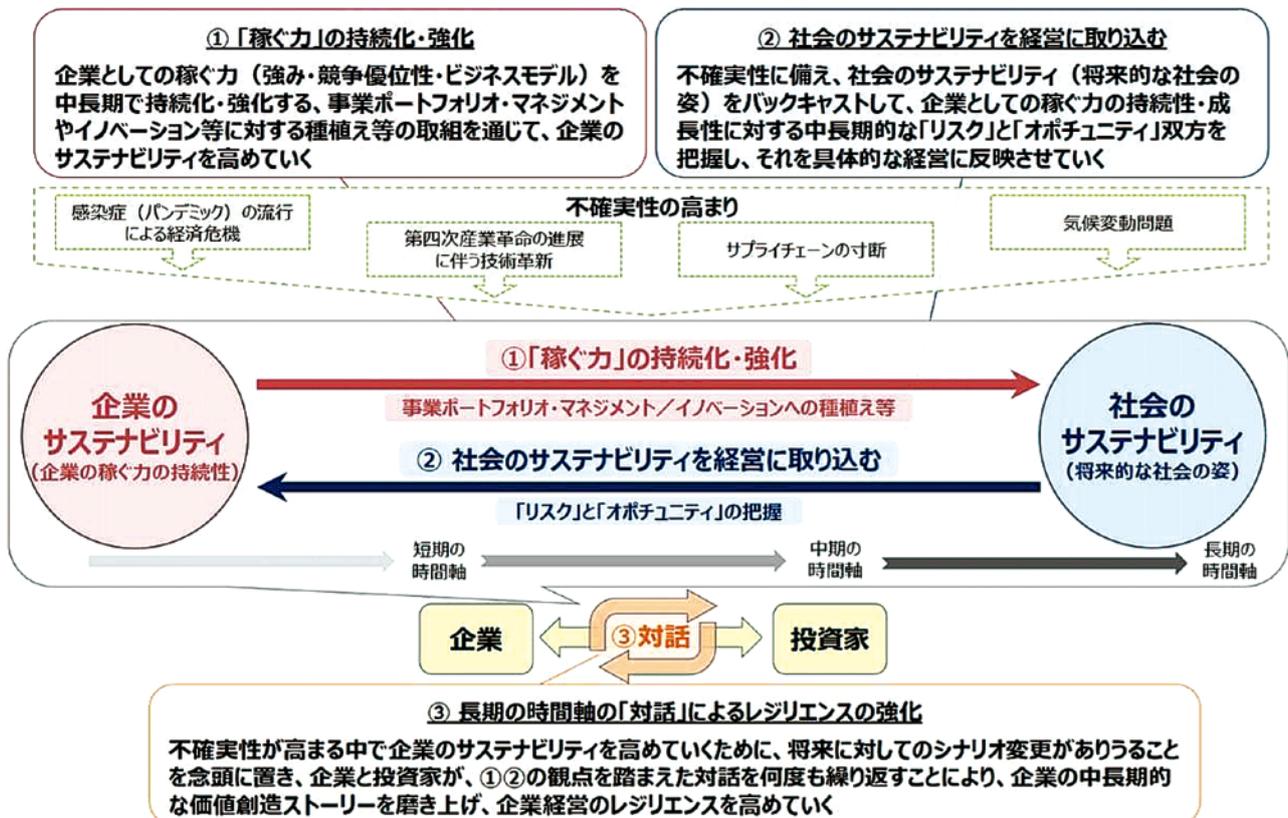
出典：環境省「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス（概要）」
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/115773.pdf>

サステナビリティ・トランスフォーメーション (Sustainable Transformation: SX)

サステナビリティ・トランスフォーメーションとは、2020年に経済産業省の検討会が示した、企業の持続可能性に焦点を当てた戦略指針をいう概念である。サステナブル・トランスフォーメーションともいう。DX（デジタル・トランスフォーメーション）のようなミクロの分野・組織レベルからマクロの経済社会レベルへの広がり表現する概念ではなく、あくまでも持続的な企業価値創造のための概念といえる。

経済産業省が2020年8月に公表した「サステナブルな企業価値創造に向けた対話の実質化検討会 中間取りまとめ～サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）の実現に向けて～」の中で、SXとは「不確実性が高まる環境下で、企業が『持続可能性』を重視し、企業の稼ぐ力とESG（環境・社会・ガバナンス）の両立を図り、経営の在り方や投資家との対話の在り方を変革するための戦略指針」と示されている。戦略指針は、1）「稼ぐ力」の持続化・強化、2）社会のサステナビリティを経営に取り込む、3）長期の時間軸の「対話」によるレジリエンスの強化という3項目の内容からなる。

サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）とは



出典：経済産業省「サステナブルな企業価値創造に向けた対話の実質化検討会 中間とりまとめ」2020年8月31日差し替え版
<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828011/20200828011-1.pdf>

タクソノミー (Taxonomy)

タクソノミーとは、欧州連合が2019年6月に公表した「Taxonomy Technical Report」で示された、投資家や企業が環境に配慮した経済活動に対して、十分な情報に基づいた投資判断を行うことを促進するための分類ツールをさす。もともとタクソノミーは、分類学や分類法という意味を示す用語である。タクソノミーは、環境に配慮した将来の経済成長と、既存産業の環境パフォーマンスの向上のためのツールと位置付けられる。



タクソノミーは、6つの環境目標への貢献度を示すパフォーマンス基準をもつ経済活動のリストである。6つの目標とは、気候変動の緩和、気候変動への適応、水資源と海洋資源の持続可能な利用と保護、循環型経済への移行や廃棄物の防止とリサイクル、汚染防止と管理、健全な生態系の保護である。

欧州連合では、2050年までにカーボン・ニュートラルの達成という、パリ協定に基づく欧州連合の公約を反映して、気候変動その他の環境目的のためにタクソノミー規則を設けて対応している。タクソノミーはサステナビリティの達成に向けた投資活動に役立つと期待されている。

「グリーン」基準策定の動き ～ EUタクソノミー

- EUでは、**サステナブル・ファイナンス**として、グリーンを定義して民間資金を誘導する政策措置がとられ始めている。**第一のアクションとして掲げられているのが「タクソノミー」の策定。**
- **タクソノミーとは、EUとして環境的にサステナブルな経済活動を分類・定義したものであり、言わば「経済活動のグリーン・リスト」。**
- このリストに基づいて、事業会社は売上におけるグリーン比率の開示や、金融機関は自らの貸出債権等の金融資産のグリーン比率の開示等を義務づけられることになる。



出典：経済産業省「気候変動分野に関するファイナンスの取組について」2020年10月13日
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/green_innovation/pdf/gi_002_04_02.pdf

トランジション・ファイナンス (Transition Finance)

トランジションは移行と訳され、EUのタクソノミーにおける6つの環境目的に関連する。トランジション・ファイナンスは移行金融と訳される。トランス・ファイナンスということもある。トランジション・ファイナンスは持続可能な開発目標（SDGs）を支援するためにあらゆる利用可能な資源を動員するという概念であるが、狭義には、当面の優先事項であるパリ協定のもとでの気候変動の緩和と適応への対応としての脱炭素化社会への移行に関連した資金調達手法をさす。すなわち、トランジション・ファイナンスは、気候変動に関する移行期における事業活動や企業の資金調達に限定的に資金を投融資することをいう。脱炭素技術の導入や再生可能エネルギーの導入には、莫大な資金が必要となるため、特に炭素排出量の多い企業に対して、排出量削減や気候中立に移行するための資金を社債や借入金などの負債性金融商品で提供するものである。資金の用途は、気候変動の移行に関連して適用されるものに限られ、企業の移行戦略の信頼性が問われ、移行戦略の実施の透明性も求められる場合がある。このような投融資の手法は、炭素集約型のビジネスを脱炭素型のビジネスに移行させる効果が期待されるとともに、投融資先企業においては資金調達手段としてだけでなく、移行戦略を効果的に社会に情報開示する機会にもなると考えられている。主な対象産業セクターとして、石油・ガス開発、セメント、鉄鋼業、航空、鉄道などがあげられる。

CBI (Climate Bonds Initiative) 「Transition finance for transforming companies」(2021年9月)

金融商品の認証の基礎となる特徴や、企業単位での移行戦略に関する評価方法など全体の認証の方法を示したディスカッションペーパー

信頼性の高いトランジション
(Credible Transition) の原則資金供給者にとって魅力的であること
～高い信頼性を有すること

- 1-1 科学的根拠に基づいていること
- 1-2 検証可能であること
期間・評価対象・手法を明記

資金調達者・供給者にとって
使いやすいものであること

- 2-1 明解・簡潔であること
特にマテリアルな分野に焦点を当てる
- 2-2 既存のガイダンスを踏まえること
資金調達者への負荷を低減する
- 2-3 一貫性があること
比較可能性を担保する

信頼性の高いトランジション企業
(Credible Transition) の要素

出典：CBI Discussion Paper “Transition finance for transforming companies”

金融庁、経済産業省、環境省 トランジション・ファイナンス環境整備検討会（第4回資料）より「トランジション・ファイナンスに関する国際動向」2021年11月

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/transition_finance/pdf/004_04_00.pdf

予防原則 (Precautionary Principle)

予防原則は、気候変動、化学物質、新技術など、科学的不確実性がある場合の政策決定における考え方をいう。国連環境開発会議（1992）の「リオ宣言第15原則」で「深刻な、あるいは不可逆な被害のおそれがある場合には、十分な科学的確実性がないことをもって、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として用いてはならない」とする内容を、予防原則の考え方として一般に参照されるが、国際的定義はなく、法的拘束力もない。

予防原則の語源は1970年頃のドイツとされる。1980年代以降、国際環境法、環境政策、予防医学、生態学などの様々な領域で予防原則の概念が必要とされてきた。予防原則の概念は、予防措置（precautionary measures）や、precautionary approachの訳である予防的取組方法（予防的方策・予防的アプローチ）など、様々な「予防（precaution）」に関する用語の基礎的な一般原則である。予防原則が国際協定の中で最初に使われたのがマーストリヒト条約（1992）であるが、予防原則が国際法の一つの原則であるかは議論が分かれる。また、保護貿易主義や予防の実施コストの懸念などから、予防原則と予防的取組方法のどちらの用語を適用するかが議論になる。

環境基本法（1993）には予防原則の文言は明記されていないが、第4条に関連規定がある。環境基本計画では予防的取組方法の用語での記述にとどまる。石綿被害問題への政策対応が遅れた過去を踏まえ、近年、大気環境対策や化学物質管理対策の分野では予防的アプローチを踏まえた法改正や新規立法も見られる。なお、未然防止（prevention）は、深刻な脅威があると明らかに確認された場合にとるアプローチをいい、予防原則とは対照的な概念であるが、我が国法令では未然防止の意味で「予防」の用語が使われている場合がある。

GRIスタンダード（2016, 102-11項）では予防原則または予防的アプローチに関する情報開示を要請している。

座礁資産 (Stranded Assets)

座礁資産とは、地球の気温上昇を抑制するためには、今後排出できる二酸化炭素の排出量に限りがあり、結果として掘り出せない化石燃料をいう。

座礁資産という言葉は、国際環境 NGO の Carbon Tracker Initiative が2011年に発表した報告書「Unburnable Carbon」の中で初めて提唱された概念である。この報告書は、地球の年間平均気温の上昇を抑制するためには、今後排出できる二酸化炭素の量に限りがあり、結果として地中に埋蔵したまま使用できない化石燃料の炭素量を試算した。

試算値は2100年度の年間平均気温の上昇を産業革命以前から何度とするか（例：2℃あるいは、1.5℃）によって地中に埋蔵したままの掘り出せない（掘り出しても燃やすことができない）化石燃料の埋蔵量は違ってくるが、いずれにしろ相当量の化石燃料は掘り出せないと算定されている。

主な化石燃料としては、石炭、石油、天然ガスであるが、同じ発熱量であれば、天然ガス、石油、石炭の順に二酸化炭素排出量が多くなる。したがって、石炭鉱山、油田、天然ガス田を保有する会社は、その埋蔵化石燃料を将来物理的に採掘可能であっても、すべてを採掘することは不可能と言われている。それらの将来採掘不能となる化石燃料を座礁資産（Stranded Asset）と呼んでいる。

また、このような座礁資産を保有する会社への投資を引き揚げる行為が運動として行われつつある。投資の引き揚げはダイベストメント（Divestment）と呼ばれ、座礁資産保有会社への投資引き揚げは、「化石燃料ダイベストメント」や「石炭ダイベストメント」と言われている。

GHG、GHG プロトコル、スコープ 1, 2, 3

GHG とは、Green House Gas (温室効果ガス) の略称であり、GHG プロトコルは、この GHG 排出量の算定と報告の基準のことをいう。

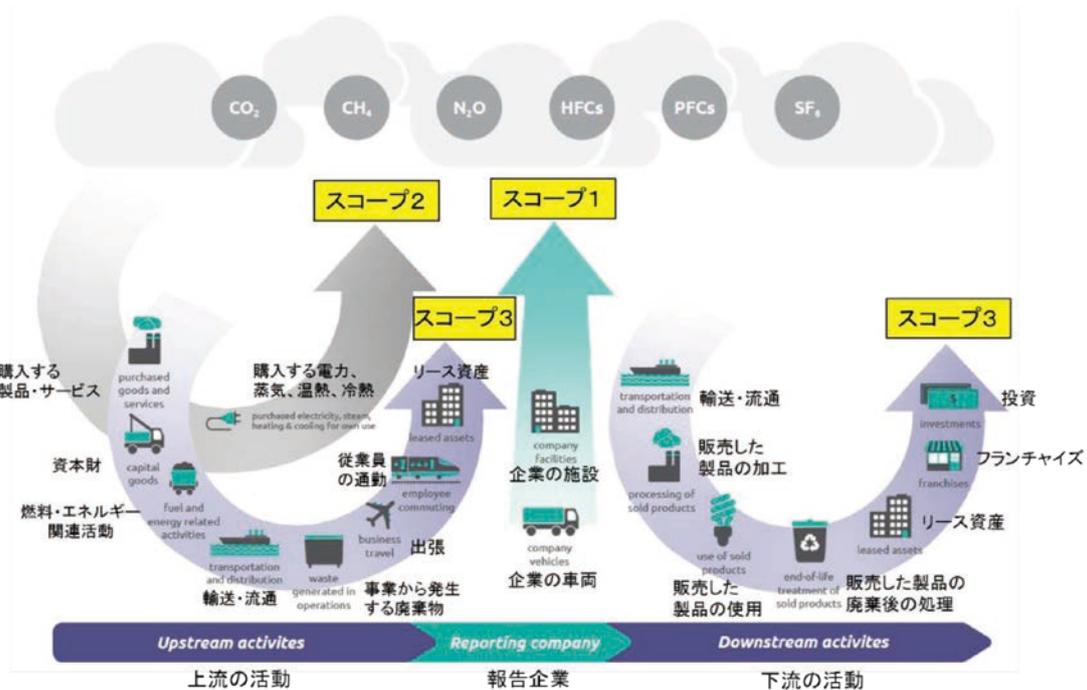
GHG プロトコルは、GHG プロトコルイニシアティブ (WRI (World Resources Institute : 世界資源研究所) と WBCSD を中心とした、企業、政府機関、NGO 等も参加している国際的な組織) によって作成され、国際的に認められた GHG 排出量の算定と報告の基準を開発し、利用の促進を図ることを目的としている。

スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 は、GHG プロトコルが規定した企業の GHG 排出量の算定範囲であり、具体的には次の通りである。

スコープ 1 燃料の燃焼、工業プロセス等、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出

スコープ 2 他者から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出

スコープ 3 その他間接排出 (算定事業者の活動に関する他者の排出 (バリューチェーン排出))



(出典) GHG protocol Corporate Value Chain (Scope3) Accounting and Reporting Standard

Figure1.1 より作成

スコープ 1、2、3 の概念図

「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」(2020年3月 経済産業省・環境省)
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyuu_keizai/guidance202103.pdf

SBTとは、Science-based targets (科学と整合した目標設定) の略であり、具体的には2015年のパリ協定の水準に整合する、企業における温室効果ガス排出削減目標をいう。

この目標達成を目指して、各企業が設定した温室効果ガスの排出削減目標とその達成に向けた国際イニシアティブをSBTiという。SBTiは、CDP、国連グローバル・コンパクト、世界資源研究所 (WRI)、世界自然保護基金 (WWF) による共同イニシアティブによって運営されている。

SBTiは、加盟企業に対して、2015年のパリ協定の内容に沿ったCO₂排出量の削減目標の設定と実施を5年から15年で求めている。2021年8月の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第6次評価報告書では、気候変動対策のため2030年までに温室効果ガスの排出量を半減させ、2050年までに排出量ゼロを達成し、地球の気温上昇を1.5℃に抑えなければならないことが主張されている。SBTiでも、加盟企業に対して、科学的根拠に基づくネットゼロと1.5℃の目標にコミットし、「ゼロへの競争」に参加するよう呼びかけている。

SBTiでは、科学的根拠に基づいたCO₂排出量の削減計画を基盤とし、CO₂削減の具体的な基準を設けている。SBTiではこの基準を達成した企業を認定し表彰している。世界の大企業1,134社 (2021年12月17日現在) が加盟しており、日本企業は169社がコミットし、うち139社が認定を取得している (2021年11月24日現在、環境省ウェブサイト)。

RE100（あーるいーひゃく）

RE100とは、企業がその事業で使用する電力を再生可能エネルギーで100%供給することを目指す国際的なイニシアティブをさす。RE100の名称は再エネ100%を意味する Renewable Energy 100% に由来する。2014年に英国の国際的な環境 NGO である The Climate Group が主導して発足し、CDP とのパートナーシップのもとで、ゼロカーボン・グリッドに向けた変化を大規模に加速させることを使命としている。世界的に影響力のある大手企業など346社（2021年12月17日現在）が加盟している。加盟企業は、再生可能エネルギーの導入実績を毎年公表することとされている。

日本企業は2017年に株式会社リコーが最初に加盟し、63社（2021年12月17日現在）が加盟している。日本は世界の RE100 メンバー企業の数で 2 番目に多い地域である。

RE100によれば、日本の特徴として、1) 他の G20 諸国と比較して、再生可能エネルギーの調達は依然として困難で高価であること、2) 依然として輸入化石燃料に強く依存しており、G7 諸国の中で最後に石炭発電所を新規に建設している国であること、3) 再生可能エネルギーの目標（2030年までに22-24%）はそれほど野心的ではないものの、大規模な改革が進行中であること、4) 生産者や購入者にはまだ障害があるものの、固定価格買取制度（FIT）の導入に伴い、再生可能エネルギーの電力消費量は過去5年間で大幅に増加していることが挙げられている。（<https://www.there100.org/>）

日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP、204社加盟、2021年12月17日現在）が日本の RE100 参加窓口である。

RE100に参画するのは企業だけではなく、環境省はアンバサダーとして2018年に参画し、RE100の取組の普及や、省内の官舎や施設での再エネ電気導入に向けた率先的な取組を進めている。

ステークホルダー・エンゲージメント (Stakeholder Engagement)

企業等が、ステークホルダー（企業の活動のプロセスや結果に関して直接あるいは間接に係わり合いを持つ人）の意見を自社のガバナンスや意思決定に反映させるプロセスをいう。ステークホルダーの有する多様な意見や考え方を収集し、またガバナンスや戦略、パフォーマンス等に関するステークホルダーからの期待を理解し、これを経営の意思決定や活動に反映させる経営手段のひとつである。

英国のNGOである AccountAbility が国連環境計画（UNEP）とステークホルダーアソシエイツの協力のもとに2005年に発行した「ステークホルダーエンゲージメントマニュアル」では、ステークホルダーエンゲージメントを5つのステージに分けて提示した。AccountAbility は、2015年にステークホルダーエンゲージメント基準である AA1000AccountAbility Stakeholder Engagement Standard を公表し、質の高いステークホルダーエンゲージメントを実現するプログラムを提供している。

ISO26000やGRIにも取り入れられた考え方であり、CSR 経営には不可欠と考えられている。



「ステークホルダーエンゲージメントマニュアル第2巻:実務者のためのステークホルダーエンゲージメント・ハンドブック」(日本語翻訳版)

著:AccountAbility社協力:国連環境計画、ステークホルダーアソシエイツ※以下のURLより日本語版を無料ダウンロードできます。ただし、会員登録が必要となります。登録費用はかかりません。
URL: <http://www.accountability21.net/training/default.asp?pageid=226>

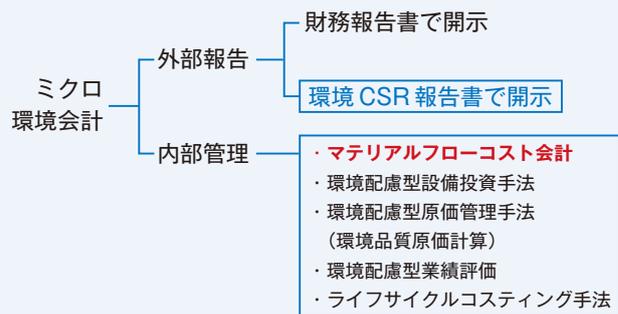
出典: <https://www.accountability.org/standards/aa1000-stakeholder-engagement-standard>

環境会計の歴史と現状

日本で「環境会計」と言えば、環境 CSR 報告書に掲載されている環境省環境会計ガイドラインに準拠した「環境会計」を思い浮かべる人が多いと思います。環境会計という単語が日本で最初に世に出たのは、(個人的な記憶ですが) 1999年 5月に日経新聞の一面に「富士通が環境会計を導入」という大見出しだと記憶しています。まだ環境庁(2001年から環境省)から何も出されていない時期のことでした。

環境会計は、環境省の定義にもあるように「環境に関する会計情報提供ツール」であり、「外部への情報提供」と「内部管理に役立てる」という 2つの役割を持っています。生まれたばかりの環境会計には、どちらの機能も満足ではありませんでしたが、実務で磨かれ学術的に検討され、それぞれの機能を満たすように進化し、会計に「財務会計」と「管理会計」があるように、環境会計にもそれぞれの会計が確立してきました。

国や自治体を対象とするマクロ環境会計と、企業や組織を対象とするミクロ環境会計がありますが、ここでは主に企業を対象とする環境会計を扱いますので、ミクロ環境会計について書きます。ミクロ環境会計の中に、外部へ情報提供をする外部報告目的の「外部環境会計」と、企業内部で意思決定に活用する「内部環境(環境管理)会計」の大きく二つの環境会計に分かれて進化してきました。



外部報告の環境会計の中でも、財務報告書で開示される会計と環境 CSR 報告書で開示される会計とに分かれます。財務報告で開示されるものは、環境引当金や資産除去債務などがあります。こちらは財務会計の枠内に入りますので、ここでは対象外にします。環境省環境会計ガイドラインの環境会計は、「環境(CSR)報告書で開示される環境会計」です。こちらでは、環境保全に費やす資金(金額表示)に対して、その効果である環境保全効果(物量表示)と、環境保全効果に伴う金額効果(金額表示)で構成される環境会計です。貸方に物量表示があるなんて会計とはいえない!という批判も多く、また費やすコストに対して、経済効果が小さく表示されるため、「費用対効果が低いのでは?」と環境保全対策への逆効果になる恐れも生じました。さらには、環境保全対策にかかるコストだけを対象としたため、企業の前コストの10分の1程度ということが多く、製造業などでは事業全体を通して考えるための情報が不足すると言われていました。時代は「紙ごみ電気」という節約活動から、製品サービスの設計から製造すべてに環境保全の思想を取り入れた本業での環境活動を求めるようになり、環境保全は企業のモノづくりなどすべての活動に入る重要項目となったからです。

そこで、企業の総コストを対象とした内部での意思決定に使える環境会計として、環境管理会計が登場します。意思決定ツールとして、目的に合わせていくつかの手法が、経済産業省の研究で提供されました。特にモノの流れに合わせて金額を評価し、廃棄物製造に掛かるコストを計算していくマテリアルフローコスト会計は、モノづくりの意思決定に役立つ情報提供ツールとして国際的に有用性が注目されています(ISO14051になりました)。

一方、外部へ情報提供する環境会計のほうは、環境省環境会計ガイドラインが何度か改定されたものの、2005年を最後に改定が行われておらず、現状もこの環境会計が使われています。下の表は環境省の環境会計に関わるガイドライン等の変遷です。

環境省「環境会計ガイドライン」の変遷（2001年までは環境庁）

- 1999年「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン（中間取りまとめ）」
- 2000年「環境会計システムの確立に向けて」＋「環境会計ガイドブック」
- 2000年「環境報告ガイドライン」「事業者の環境パフォーマンス指針ガイドライン（2002改訂版）」
- 2001年「環境会計ガイドブックⅡ」（業種別）
- 2002年「環境会計ガイドライン（2002年版）」＋「環境会計ガイドブック2002年版」
- 2003年「環境保全コスト分類の手引き2003年版」
- 2003年「環境報告ガイドライン」
- 2005年「環境会計ガイドライン（2005年版）」
- 2007年～2018年「環境報告ガイドライン」2007版、2012版、2018版

統合報告書の作成が増え、統合報告フレームワークにある6つの資本の一つ「自然資本」を表すものとして、「自然資本会計」を開示する企業も出てきました。TCFD提言が注目されており、気候変動情報が企業の財務状態に与える影響を開示する方向が加速しています。気候変動情報は今後ますます情報開示が期待される分野ですので、環境を数値化し財務情報を結びつける環境会計は、これからどのように進化するのでしょうか。

マテリアリティの変遷

— 会計監査の世界からサステナビリティの世界へ —

ESG、サステナビリティに関連してマテリアリティという言葉がよく聞かれるようになりました。一般的な訳として、“重要課題”とされている場合が多いです。重要課題とは、企業が取り組むべき優先課題を通常あらわしています。

もともとは、30年ほど前の会計監査の世界で、“重要性”という言葉がありました。その金額では重要性がある、あるいは、重要性がない、と使用されていたものです。重要性があるとは、修正されなければ、監査意見が不適正意見や意見差し控え等となり、無限定適正意見とならないことを意味しています。この時の重要性が、マテリアリティです。どのくらいの金額から重要性があるかは、会社の規模や利益変動の大きさ等により一律に決めることができず、投資家の意思決定に影響するか否かで判断することとされていました。元々は会計監査での考え方であり、現在においても基本的には変わっていません。

ISO14001（環境マネジメントシステムの国際規格）が1996年に発効し、1990年代半ば以降、日本の企業も任意で環境報告書を発行し始めました。そして、1999年秋以降から環境報告書の記載内容への保証業務を、監査法人もしくは監査法人系の子会社が始めました。当時は、第三者審査と呼び、環境報告書に対する保証業務が始まりましたが、環境報告書に記載すべき基準もできておらず、また、保証業務における開示の重要性についての保証基準もなく、当時の日本公認会計士協会の専門部会で検討が始まった段階でした。ただ、現実には物量情報の開示もあり、投資家の意思決定だけでなく、ステークホルダーの意思決定に影響するか否かが重要性の判断基準であるとは考えられました。しかしながら、2000年頃は、環境報告書の発行企業も少なく、また読者の数も非常に少なく（主な読者は、他社の環境報告書作成部署と言われていました）、意思決定への利用はほとんどないと考えられ、重要性についても深い理論的展開は進みませんでした。

その後、2001年2月に環境省が、「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」を策定し、日本企業においても徐々に環境報告書の発行企業も増えつつある中、国際的な非財務情報（環境、社会、経済）の開示ガイドラインとして2000年にGRIガイドライン第1版発行、続いて2002年に第2版さらに2006年に第3版が発行され、初めて報告原則としてマテリアリティという概念が登場しました。その定義及びその後の定義は、以下の通りです。

● 2006年 GRIガイドライン第3版 重要性

定義：報告書中の情報は、組織の重要な経済的、環境的および社会的影響を反映するテーマおよび指標、あるいはステークホルダーの評価および意思決定に実質的な影響を及ぼすであろうテーマおよび指標を網羅すべきである。

● 2013年 GRI ガイドライン第 4 版 マテリアリティ

原則：報告書では以下に該当する側面を取り上げるべきである。

- > 組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している、または
- > ステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える

● 2016年 GRI スタダード

マテリアリティも2013年 GRI ガイドライン第 4 版とほぼ同じ内容である。

● 2013年 IIRC (国際統合報告評議会) フレームワーク 重要性 (Materiality)

統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示する。

- 2013~2016年に米国サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) では、11分野の77の業種ごとに、開示すべき指標と、さらに投資家の判断に大きな影響を与える可能性があるものをマテリアルな指標として特定している。
- 2021年11月に経産省の委員会での「非財務情報の開示指針研究会」中間報告では、「マテリアリティは課題の優先度を判断し、重要性のある課題を特定するための尺度である」としている。

以上マテリアリティの主な機関等の歴史的変遷を見ると、もともとは財務情報や非財務情報の開示についての話であり、その情報の有無が報告書の読者の意思決定に影響を及ぼすか否かが判断基準でした。しかしながら、近年は「ESG 情報の開示の観点から」というよりも、「ESG に関する会社の活動の観点」に視点が移動しつつあり、また、そのような認識が一般化しつつあるように思われます。定義が時代とともに変化するのはいやむを得ないとしても、マテリアリティを、会社の取り組むべき重点課題とだけ定義すれば、会社は積極的にアピールできる課題ばかりを重点課題としてしまうリスクがないでしょうか。もともとの意思決定に影響を与えるネガティブな情報を、今は取り組まない課題として重要課題から外すというようなことがあってはならないと考えます。

したがって、定義が「ESG に関する会社の取り組むべき重点課題」であっても、報告書の読者の意思決定に影響するか否かが重要であり、特にネガティブ情報については、その視点（意思決定への影響）についても、報告書を作成する側も保証をする側も考慮することが望ましいのではないのでしょうか。

マテリアリティについて 本文 Q9 参照

米国サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) について 本文 Q20 参照

